

# 石井町地域防災計画

< 資料編 >



## 目 次

| 項 目                                       | ページ   |
|---|-------|
| <b>&lt; 1 災害記録に関する資料 &gt;</b>             |       |
| 1 北海道大地震被害分布図                             | 資1-1  |
| 2 過去の気象状況                                 | 資1-2  |
| 3 主な大地震一覧表                                | 資1-4  |
| <b>&lt; 2 気象等に関する資料 &gt;</b>              |       |
| 1 気象庁震度階級関連解説表                            | 資2-1  |
| 2 注意報、警報、地震情報等の伝達系統図(徳島県総合情報通信ネットワークシステム) | 資2-6  |
| 3 津波、高潮、波浪以外の警報伝達系統図(Fネット)                | 資2-7  |
| 4 予報地域細分境界図                               | 資2-8  |
| 5 徳島県の細分区域図                               | 資2-9  |
| 6 地震情報に用いる海域図                             | 資2-10 |
| 7 災害の一般的豆知識                               | 資2-11 |
| 8 徳島県に影響のある活断層                            | 資2-15 |
| <b>&lt; 3 通信施設に関する資料 &gt;</b>             |       |
| 1 徳島総合情報通信ネットワークシステムの回線構成                 | 資3-1  |
| 2 徳島総合情報通信ネットワークシステム用無線局取扱要綱              | 資3-2  |
| 3 徳島総合情報通信ネットワークシステムの回線系統                 | 資3-20 |
| 4 県警察関係津新系統図                              | 資3-21 |
| 5 無線局局名録                                  | 資3-22 |
| 6 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定                    | 資3-29 |
| 7 災害対策用移動通信機器貸与制度                         | 資3-30 |
| 8 災害対策用移動電源車貸与制度                          | 資3-31 |
| 9 石井町移動系防災無線回線系統図                         | 資3-32 |
| <b>&lt; 4 災害危険地域等に関する資料 &gt;</b>          |       |
| 1 地すべり危険箇所一覧表                             | 資4-1  |
| 2 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表                           | 資4-2  |
| 3 急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等                       | 資4-4  |
| 4 土石流危険渓流一覧表                              | 資4-5  |
| 5 土石流対策雨量基準                               | 資4-7  |
| 6 山地に起因する災害危険箇所一覧表                        | 資4-8  |
| 7 砂防指定地一覧表                                | 資4-9  |
| 8 土砂災害(特別)警戒区域 石井町                        | 資4-10 |
| 9 重要水防箇所評定基準                              | 資4-12 |
| 10 徳島県管理河川重要水防区域評価基準                      | 資4-14 |
| 11 重要水防区域一覧表                              | 資4-16 |
| 12 地震時に緊急点検を行う「農業用ため池」の一覧表                | 資4-18 |
| 13 保安林配備一覧表                               | 資4-19 |
| <b>&lt; 5 危険物等に関する資料 &gt;</b>             |       |
| 1 危険物取扱事業所一覧表                             | 資5-1  |
| 2 高圧ガス大量保有事業所一覧表                          | 資5-3  |
| 3 石井町毒物・劇物取扱施設数                           | 資5-4  |

| 項  | 目                    | ページ    |
|--|----------------------|--------|
| <b>&lt; 6 防災資器材等に関する資料 &gt;</b>          |                      |        |
| 1  | 水防倉庫設置および備蓄資材の状況     | 資6-1   |
| 2  | 警察署別装備品現有状況          | 資6-3   |
| 3  | 林野火災用空中消火資機材等保有状況    | 資6-5   |
| 4  | 給水容器の備蓄状況            | 資6-6   |
| 5  | 主要食糧(米穀)在庫数量         | 資6-6   |
| 6  | 応急食料及び副食調味料調達先一覧表    | 資6-7   |
| 7  | 災害救助物資備蓄数            | 資6-8   |
| 8  | 木材保有数                | 資6-9   |
| <b>&lt; 7 報道体制に関する資料 &gt;</b>            |                      |        |
| 1  | 日本放送協会の災害報道体制        | 資7-1   |
| 2  | 四国放送非常事態対策要綱         | 資7-2   |
| 3  | エフエム徳島非常事態対策要綱       | 資7-4   |
| 4  | 緊急警報放送               | 資7-6   |
| <b>&lt; 8 災害救助に関する資料 &gt;</b>            |                      |        |
| 1  | 災害救助法の適用基準           | 資8-1   |
| 2  | 平成29年度災害救助基準         | 資8-2   |
| 3  | 災害救助法による救助の実施機関      | 資8-6   |
| <b>&lt; 9 医療・防疫に関する資料 &gt;</b>           |                      |        |
| 1  | 病院及び病床数(医療機関一覧表)     | 資9-1   |
| 2  | 特定施設に係る医療機関一覧表       | 資9-3   |
| 3  | 救急病院等一覧表             | 資9-5   |
| 4  | 石井町救急自動車・(患者輸送車)保有状況 | 資9-8   |
| 5  | 災害用薬品・資材の確保先         | 資9-9   |
| 6  | 県備蓄医薬品等の備蓄場所一覧       | 資9-10  |
| 7  | 防疫用機材保有数             | 資9-11  |
| <b>&lt;10 交通に関する資料 &gt;</b>              |                      |        |
| 1  | 輸送確保に関する責任者及び連絡方法    | 資10-1  |
| 2  | 主要道路交通途絶予想箇所一覧表      | 資10-1  |
| 3  | 荷重制限橋梁の状況(橋長15m以上)   | 資10-1  |
| 4  | 町有自動車数               | 資10-1  |
| 5  | 徳島県雪害防止対策要綱          | 資10-2  |
| <b>&lt;11 自衛隊に関する資料 &gt;</b>             |                      |        |
| 1  | 災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧表  | 資11-1  |
| <b>&lt;12 石井町災害対策本部等に関する資料 &gt;</b>      |                      |        |
| 1  | 石井町災害対策本部条例          | 資12-1  |
| 2  | 石井町災害対策本部運営規程        | 資12-2  |
| <b>&lt;13 石井町防災会議及び防災関係機関に関する資料 &gt;</b> |                      |        |
| 1  | 石井町防災会議条例            | 資13-1  |
| 2  | 石井町防災会議運営規程          | 資13-2  |
| 3  | 石井町防災会議委員名簿          | 資13-3  |
| 4  | 防災関係機関連絡一覧表          | 資13-4  |
| 5  | 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定   | 資13-8  |
| 6  | 災害・事故等時の医療教護に関する協定書  | 資13-11 |
| 7  | 災害時相互応援に関する協定        | 資13-14 |
| 8  | 災害時相互応援に関する協定実施細目    | 資13-16 |

| 項           | 目                            | ページ    |
|-------------|------------------------------|--------|
| <14 その他の資料> |                              |        |
| 1           | 町内大規模災害発生時における支援活動に関する協定締結業者 | 資14-1  |
| 2           | 石井町内の指定工事事業者(石井町指定給水装置工事事業者) | 資14-2  |
| 3           | 一部事務組合(消防)一覧表                | 資14-4  |
| 4           | 避難場所一覧表                      | 資14-7  |
| 5           | 指定緊急避難場所一覧表                  | 資14-10 |
| 6           | 消防水利一覧表                      | 資14-13 |
| 7           | 車両等現有一覧表                     | 資14-15 |
| 8           | 主な消防器材の配置状況                  | 資14-16 |
| 9           | 重要給水施設                       | 資14-17 |
| 10          | 避難行動要支援者(要配慮者)施設             | 資14-18 |



# 1 災害記録に関する資料





## 2 過去の気象状況

## (1) 降水量・地震発生回数

| 種別     | 降水量       |           |           |           |           | 地震         |           |           |           |           |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 項目     | 降水量(mm)徳島 |           |           |           |           | 有感地震(回)高川原 |           |           |           |           |
| 年<br>月 | 平成<br>25年 | 平成<br>26年 | 平成<br>27年 | 平成<br>28年 | 平成<br>29年 | 平成<br>25年  | 平成<br>26年 | 平成<br>27年 | 平成<br>28年 | 平成<br>29年 |
| 1      | 51.0      | 26.0      | 80.0      | 49.5      | 36.5      | 0          | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 2      | 61.5      | 106.0     | 23.5      | 100.5     | 11.5      | 0          | 1         | 1         | 0         | 1         |
| 3      | 31.0      | 88.0      | 153.0     | 83.0      | 41.5      | 1          | 1         | 0         | 0         | 0         |
| 4      | 148.0     | 139.0     | 122.0     | 125.5     | 91.0      | 1          | 1         | 0         | 3         | 1         |
| 5      | 40.0      | 67.0      | 54.0      | 143.5     | 62.5      | 1          | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 6      | 195.5     | 168.5     | 150.0     | 230.5     | 166.0     | 0          | 1         | 2         | 0         | 1         |
| 7      | 117.0     | 111.5     | 401.0     | 85.0      | 124.0     | 1          | 2         | 1         | 0         | 0         |
| 8      | 105.5     | 1065.5    | 290.0     | 88.5      | 143.0     | 2          | 0         | 0         | 1         | 0         |
| 9      | 695.5     | 163.0     | 232.5     | 510.0     | 119.5     | 0          | 0         | 1         | 0         | 1         |
| 10     | 337.0     | 427.0     | 11.0      | 129.5     | 630.0     | 1          | 1         | 0         | 1         | 1         |
| 11     | 58.0      | 48.0      | 184.0     | 83.5      | 51.5      | 0          | 0         | 0         | 1         | 0         |
| 12     | 109.0     | 124.5     | 284.5     | 86.0      | 19.0      | 0          | 1         | 1         | 0         | 0         |
| 計      | 1949.0    | 2534.0    | 1985.5    | 1715.0    | 1496.0    | 7          | 8         | 6         | 6         | 5         |

※ 有感地震回数については、以下に設置の震度計で観測した回数  
石井町高川原（気象庁設置 1990 観測開始）

※ 降水量・有感地震回数については、徳島地方気象台より参照。

## (2) 気象注意報等発表回数気象注意報発表回数 (徳島地方気象台「徳島県の年報」(石井町)より)

| 種別 \ 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 風雪注意報  | 7       | 1       | 3       | 1       | 3       |
| 強風注意報  | 22      | 13      | 15      | 11      | 13      |
| 大雨注意報  | 21      | 29      | 25      | 15      | 22      |
| 大雪注意報  | 5       | 3       | 4       | 2       | 2       |
| 高潮注意報  | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 波浪注意報  | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 洪水注意報  | 20      | 30      | 24      | 15      | 22      |
| 着雪注意報  | 0       | 0       | 2       | 0       | 1       |
| 乾燥注意報  | 23      | 32      | 25      | 31      | 20      |
| 濃霧注意報  | 0       | 0       | 0       | 2       | 1       |
| 霜注意報   | 18      | 20      | 21      | 17      | 21      |
| なだれ注意報 | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 融雪注意報  | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 低温注意報  | 1       | 0       | 0       | 0       | 1       |
| 着氷注意報  | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 雷注意報   | 94      | 84      | 87      | 87      | 102     |
| 計      | 211     | 212     | 206     | 181     | 208     |

## (3) 気象警報発表回数 (徳島地方気象台「徳島県の年報」(石井町)より)

| 種別 \ 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 暴風警報   | 2       | 0       | 2       | 1       | 1       |
| 暴風雪警報  | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 大雨警報   | 4       | 4       | 6       | 3       | 3       |
| 大雪警報   | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 高潮警報   | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 波浪警報   | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 洪水警報   | 3       | 4       | 6       | 3       | 3       |
| 計      | 9       | 8       | 14      | 7       | 7       |

## (4) 気象特別警報発表回数 (徳島地方気象台「徳島県の年報」(石井町)より)

| 種別 \ 年  | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 暴風特別警報  |         | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 暴風雪特別警報 |         | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 大雨特別警報  |         | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 大雪特別警報  |         | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 高潮特別警報  |         | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 波浪特別警報  |         | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 計       |         | 0       | 0       | 0       | 0       |

## 3 主な大地震一覧表

| 年 月 日        | 和 歴  | 規模M         | 地 域                     | 被 害 ・ 摘 要  |
|--------------|------|-------------|-------------------------|--|
| 684. 11. 29  | 天武13 |             | 土佐その他<br>南海・東海・西<br>海   | 山崩れ、家屋社寺、人畜の死傷者多く、津波来襲<br>南海トラフ沿いの巨大地震と思われる                                  |
| 684. 11. 11  | 天武13 | M8.4        | 土佐その他<br>南海・東海・西<br>海諸道 | 山くずれ、河湧き家屋社寺等の破壊、人畜の死傷<br>多く、津波襲来、土佐の船多数沈没。土佐で田園<br>約12m海中に沈む。               |
| 887. 8. 26   | 仁和3  | M8.6        | 五畿・七道                   | 京都の民家官庁の倒壊多く、圧死者多数。津波襲<br>来し、摂津で被害最大、余震が8月末まで続いた。                            |
| 1096. 12. 17 | 永長1  | 8～<br>8.5   | 畿内・東海道                  | 大極殿小破、東大寺巨鐘落ちる、津波社寺・民家<br>400余流出、東海沖の巨大地震とみられる                               |
| 1099. 2. 22  | 承德3  | M8.0        | 畿内                      | 興福寺西金堂倒れ、大門が倒れた。土佐で田千余<br>町皆海底に沈む。   |
| 1331. 8. 15  | 元弘1  | 7           | 紀伊                      | 田辺市の遠干潟20余町が隆起   |
| 1360. 11. 22 | 正平15 | 7.5<br>～8   | 紀伊・摂津                   | 津波が尾鷲から摂津兵庫まで来襲、人馬牛の死多<br>く  |
| 1361. 8. 3   | 正平16 | M8.4        | 畿内・土佐・阿<br>波            | 山城、摂津より紀州熊野に至る諸堂倒壊破損多か<br>った。津波被害は摂津、土佐、阿波で多く、阿波<br>雪湊で流出1,700戸、流死60人余、余震多数。 |
| 1498. 9. 20  | 明応7  | 8.2～<br>8.4 | 東海道全般                   | 紀伊から房総までの海岸と甲斐で振動大、溺流死<br>4万1千、南海トラフ沿いの巨大地震と思われる                             |
| 1586. 1. 18  | 天正13 | 7.8         | 磯内・東海・東<br>山・北陸諸道       | 飛騨・美濃・伊勢・近江・阿波などで被害  |

## 石井町 [資料編]

| 年 月 日        | 和 歴  | 規模M   | 地 域                      | 被 害 ・ 摘 要   |
|--------------|------|-------|--------------------------|---|
| 1605. 2. 3   | 慶長 9 | M7. 9 | 東海・南海・西<br>海諸道<br>(慶長地震) | 震害の記録としては、淡路島、安坂村、千光寺で諸堂倒れ仏像が飛散る。津波は、犬吠岬より九州に至り、八丈島で死 57 人、三崎で溺者 153 人、浜名湖付近の橋本で 100 戸中 80 戸流出し、死多く、紀州西岸広村で 1,700 戸中 700 戸流出。阿波の鞆浦で波高 10 丈、死 100 人余、宍喰で波高 2 丈、死 1,500 人、土佐甲浦で死 350 人余、崎浜で 50 人余、室戸岬付近で 400 人余、九州では、東目(大隈)より西目(薩摩)に大波が寄せ、死者があった。   |
| 1707. 10. 28 | 宝永 4 | M8. 4 | 五畿・七道<br>(宝永地震)          | 全体で潰家 29,000、死 4,900 人、家屋倒壊範囲は、東海道から中国、九州に及ぶ。震害は、東海道、伊勢湾、紀伊半島で最もひどく袋井全壊、田辺で、431 戸中 158 戸もつぶれ、大阪潰家 1,061、死 734 人、徳島で 630 戸倒壊。津波は紀伊半島から九州に至る沿岸を襲い、瀬戸内海にも達した。土佐で流家 11,170、死 1,844 人、尾鷲で死 1,000 人余。波高は室戸、種崎 23m(溺死 700 余)、久礼 25.7m。室戸で 1.5m、串本で 1.2m、御前崎で 1~2m 隆起し、高知市の東 20 km が最大 2m 以下、海水に侵された。遠州灘沖および紀伊半島沖の 2 つの地震とも考えられる。 |
| 1789. 5. 11  | 寛政 1 | 7. 0  | 阿波                       | 阿波富岡町で文珠院や町屋の土蔵に被害  |
| 1854. 12. 23 | 嘉永 7 | M8. 4 | 東海・東山・<br>南海諸道<br>(安政地震) | 家屋倒壊範囲は伊豆から伊勢に至る沿岸と、甲斐、信濃、近江、越前、加賀に及ぶ。津波は、房総から土佐に至る沿岸を襲い、下田で 875 戸中 841 戸流出、碇泊中のロシア軍艦ディアナ号大破、27 日沈没。波高は甲賀 10m、鳥羽 5~6m、錦浦で 6m 余、仁木島 9m、尾鷲 6m、御前崎で 80~100cm 隆起、浜名湖北端、渥美湾沿岸は沈下した。全体で倒壊流出 8,300 余、消失 600、圧死 300 人、流死 300 人。   |

## 石井町 [資料編]

| 年 月 日        | 和 歴          | 規模M             | 地 域   | 被 害 ・ 摘 要  |
|--------------|--------------|-----------------|---|--|
| 1854. 12. 24 | 嘉永 7<br>安政 1 | M8. 4           | 幾内・東海・<br>東山・北陸・<br>南海・山陰・<br>山陽道(安政南<br>海地震) | 前の地震の 32 時間後。被害は、近畿、中国、四<br>国全部と九州、中部地方の一部に及び、津波は房<br>総から九州に至る海岸を襲った。全壊 20,000、半<br>壊 40,000、焼失 6,000、流出 15,000、死者約 3,0<br>00 人。波高は久礼 16.1m、種崎 11m、室戸 3.3m、<br>宍喰 5~6m。室戸、串本で 1.2m 隆起、甲浦、加太<br>で約 1m 沈下、浸水。  |
| 1855. 11. 11 | 安政 2         | M6. 9           | 江戸および<br>付近<br>(江戸地震)                         | 江戸とその東、径 20 km の範囲に被害大。山手で<br>被害少なく、下町被害大。江戸の被害、壊家焼失<br>14,364、町人の死 4,000 人余。有感半径 500 km に<br>達した。出火 30 余カ所。焼失面積 2.3 m <sup>2</sup> 。  |
| 1891. 10. 28 | 明治 24        | M8. 4<br>(7. 9) | 岐阜・愛知<br>(濃尾地震)                               | 仙台以南で地震を感じた。建物全壊 142,177、半<br>壊 80,184、死 7,273 人、山くずれ 1 万余。根尾谷<br>を通る大断層を生じ、水鳥(みどり)で、上下に 6<br>m、水平に 2m ずれた。25 年 1 月 3 日、9 月 7 日、<br>27 年 1 月 10 日の余震で家屋損壊など被害があっ<br>た。   |
| 1896. 6. 15  | 明治 29        | M7. 6<br>(7. 1) | 三陸沖<br>(三陸沖地震<br>津波)                          | 震害はない。津波は北海道より牡鹿半島に至る海<br>岸に襲来し、死者 27,122 人、家屋流出全半壊 8,<br>891、船の被害 7,032、波高は吉浜 24.9m、田老 1<br>4.6m など、津波はハワイ、カルフォルニアに達し<br>た。   |
| 1905. 6. 2   | 明治 38        |                 | 安芸灘   | 芸予地震、死者 11、家屋全壊 64   |
| 1923. 9. 1   | 大正 12        | M7. 9           | 関東南部(関東<br>大震災)                               | 東京で観測した最大振幅 14~20cm。地震後火災が<br>発生し、被害を増大した。死 99,331 人、行方不<br>明 43,476 人、家屋全壊 128,266、半壊 126,233、<br>焼失 447,128。山くずれ、崖くずれが多い。房総<br>方面(木更津 32cm、北条 157cm) 神奈川南部(大磯 1<br>82 cm、藤沢 75 センチ)は隆起し、東京付近以西は<br>隆起、神奈川北方は沈下した。また、相模湾、小<br>田原一布良線以北は隆起、南は沈下した。関東沿<br>岸に津波が襲来し、波高は三崎で 6m、洲の崎で 8.<br>1m。 |

## 石井町 [資料編]

| 年 月 日        | 和 歴   | 規模M   | 地 域               | 被 害 ・ 摘 要  |
|--------------|-------|-------|-------------------|--|
| 1927. 3. 7   | 昭和 2  | M7. 3 | 京都府北西部<br>(北丹後地震) | 被害は淡路、福井、岡山、米子、徳島、三重、香川、大阪に及ぶ。死 2,925 人、家屋全壊 12,584、焼失 3,711。郷村断層(長さ 18km、水平ずれ最大 2.7m)と、それに直行する山田断層(長さ 7m)を生じた。  |
| 1930. 5. 11  | 昭和 5  | M7. 3 | 伊豆北部<br>(北伊豆地震)   | 2～5 月伊藤地震群。11 日より地震があった。余震多く、死 272 人、家屋全壊 2,165、山くずれ、崖くずれが多く、丹郡断層(長さ 35km、横ずれ最大 2～3m)と、直交する姫之湯断層を生じた。  |
| 1933. 3. 3   | 昭和 8  | M8. 1 | 三陸沖(三陸地<br>震津波)   | 震害はなかった。津波が太平洋を襲い、三陸沿岸で被害は甚大。死 3,008 人、家屋流失 4,034、倒壊 1,817、浸水 4,018、船舶流出 7,303。波高は、田老 10.1m、白浜 23.0m、綾里 25.0m、銚子 0.2m  |
| 1943. 9. 1   | 昭和 18 | M7. 2 | 鳥取市付近<br>(鳥取地震)   | 死 1,083 人、家屋全壊 7,485、半壊 6,158、鹿野断層(長さ 8km、横ずれ最大 150cm)吉野断層(長さ 4.5 km)を生じた。地割れ、地変が多かった。   |
| 1944. 12. 7  | 昭和 19 | M7. 9 | 東海道沖<br>(東南海地震)   | 静岡、愛知、三重、岐阜、奈良、滋賀各県、特に名古屋重工業地区に被害が多かった。死 998 人、住家全壊 26,130、半壊 46,950、流出 3,059。津波が各地に襲来した。波高は熊野灘沿岸 8～10m、木の本、新宮間 3m、御前崎、下田 2m、紀伊半島東岸で 30～40cm。地盤沈降。   |
| 1946. 12. 21 | 昭和 21 | 8. 0  | 南海道沖<br>(南海地震)    | 被害は、中部以西日本各地にわたり、死 1,330 人、行方不明 113 人、家屋全壊 11,591、半壊 23,487、流出 2,349、津波は静岡県より九州に至る海岸に襲来し、高知、三重、徳島沿岸で 4～6m に達した。室戸、紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸で 1.27m、潮ノ岬で 0.7m 上昇、須崎、甲浦で 1.0m 沈下。高知付近で田園 15k m <sup>2</sup> が海面下に没した。 |

## 石井町 [資料編]

| 年 月 日       | 和 歴   | 規模M   | 地 域                        | 被 害 ・ 摘 要   |
|-------------|-------|-------|----------------------------|---|
| 1948. 6. 28 | 昭和23  | M7. 1 | 福井平野<br>(福井地震)             | 被害は福井平野およびその付近に限られ、死 3, 848 人、不明 10 人、家屋倒壊 36, 184、半壊 11, 816、焼失 3, 851。南北に地割の連続としての断層(延長約 25 km)が生じた。  |
| 1952. 3. 4  | 昭和 27 | M8. 2 | 十勝沖<br>(十勝沖地震)             | 北海道南部、東北地方北部に被害があり、津波が関東地方に及ぶ。波高は厚岸湾 3~4m、八戸 2m。死 28 人、不明 5 人、家屋全壊 815、半壊 1, 324、流出 91。   |
| 1955. 7. 27 | 昭和30  | 6. 4  | 徳島県南部                      | 死者 1、負傷者 8、山崩れ  |
| 1960. 5. 23 | 昭和35  | M8. 5 | チリ沖<br>(チリ地震津波)            | 24 日 2 時頃から津波日本沿岸各地に襲来。波高は三陸沿岸 5~6m、その他で 3~4m。北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島付近で被害大。死 119 人、行方不明 20 人、家屋全壊 1, 571、半壊 2, 183、流出 1, 259。                            |
| 1964. 6. 16 | 昭和 39 | M7. 5 | 新潟県沖<br>(新潟地震)             | 新潟、秋田、山形の各県に被害があり、死者 26 人、家屋全壊 1, 960、半壊 6, 640、浸水 15, 298、船舶、道路の被害が多かった。新潟市内で地盤の流動、不同沈下による震害が著しかった。津波が日本海沿岸一帯を襲い波高大島崎で 5m、両津 3m、粟島で 0.8~1.5m 隆起。 |
| 1968. 2. 21 | 昭和 43 | M6. 1 | 霧島山北麓<br>(えびの地震)           | 同日再震、翌日再再震、死者 3 人、傷 42 人、建物全壊 368、半壊 636、山くずれが多かった。3 月 25 日に 2 回地震、建物全壊 18、半壊 147。  |
| 1974. 5. 9  | 昭和 49 | M6. 9 | 伊豆半島南端<br>(1974 年伊豆半島沖地震)  | 伊豆半島南端に被害。死・不明 30 人、傷 102 人、家屋全壊 134、同半壊 240、同一部破損 711、同全半壊 7。御前崎に最大波高 22cm の津波。  |
| 1978. 1. 14 | 昭和 53 | M7. 0 | 伊豆大島近海<br>(1978 年伊豆大島近海地震) | 死 25 人、傷 139 人、家屋全壊 96、同半壊 616 戸、道路損壊 1, 141 カ所、崖くずれ 211 カ所。持越鉾山の鉾さい堆積場のえん堤損壊、シアンを含む泥流狩野川へ流入。   |

## 石井町 [資料編]

| 年 月 日        | 和 歴   | 規模M   | 地 域  | 被 害 ・ 摘 要   |
|--------------|-------|-------|--|---|
| ※1978. 6. 12 | 昭和 53 | M7. 4 | 宮城県沖<br>(1978年宮城<br>県沖地震)                        | 被害は宮城県に多く、全体で死 28 人、傷 11,028 人、建物全壊 1,383、同半壊 6,238、道路損壊 2,350 ヲ所、山崖くずれ 476 ヲ所、新興開発地に被害が集中した。   |
| ※1983. 5. 26 | 昭和 58 | M7. 7 | 秋田県沖<br>(昭和 58 年<br>〔1983 年〕<br>日本海中部<br>地震)     | 被害は秋田県に最も多く、青森、北海道がこれに次ぐ。死者 104(100)人、傷 324 人、住家全壊 1,584、同半壊 3,515、同一部損壊 5,962、で括弧内は、津波による死者である。津波は早い所では津波警報発令以前に沿岸に到着した。石川・京都・島根の遠方の府県にも津波による被害が発生した。            |
| ※1984. 9. 14 | 昭和 59 | M6. 8 | 長野県西部<br>(昭和 59 年<br>〔1984 年〕<br>長野県西部<br>地震)    | 大滝村に大きな被害をもたらした。死・不明 29 人、傷 10 人、建物全壊・流出 14、同半壊 73、同一部破損 565、道路損壊 258、他。死者および建物流出は、主として大滝川、濁川などの地域に発生した大規模な崖くずれと土石流によるものである。                                      |
| ※1993. 1. 15 | 平成 5  | M7. 8 | 釧路沖(平成<br>5 年〔1993 年〕<br>釧路沖地震)                  | 死 2 人、傷 967 人、住家全壊 53、同半壊 255、同一部破損、5,313 など。北海道の下に沈む太平洋プレートの内部で発生した深さ約 100 km の地震で、この型の地震としては例外的に大きかった。  |
| ※1993. 7. 12 | 平成 5  | M7. 8 | 北海道南西<br>沖(平成 5 年<br>〔1993 年〕<br>北海道南西沖<br>地震)   | 死 202 人、不明 28 人、傷 323 人。住家全壊 601、同半壊 408、同一部破損 5,490 など。特に地震後間もなく津波に襲われた奥尻島の被害は甚大で、島南端の青苗地区は火災もあって壊滅状態。夜 10 時すぎの闇のなかで多くの人命、家屋等が失われた。津波の高さは青苗の市街地で 10m を超えたところがある。 |
| ※1994. 10. 4 | 平成 6  | M8. 1 | 北海道東方沖<br>地震(平成 6 年<br>〔1994 年〕北海<br>道東方沖<br>地震) | 傷 437 人、家屋全壊 61、同半壊 348、同一部破損 7,095 など。幸い死者はなく、先の釧路沖地震の経験から家具等の固定を行っていること等により、人的被害は比較的少なかった。しかし、ライフライン特に水道施設に大きな被害が生じた。   |

石井町 [資料編]

| 年 月 日       | 和 歴   | 規模M                  | 地 域                             | 被 害 ・ 摘 要  |
|-------------|-------|----------------------|---------------------------------|--|
| ※1994.12.28 | 平成 6  | M7.5                 | 三陸はるか沖<br>(平成6年〔1994年〕三陸はるか沖地震) | 死 3 人、傷 788 人、家屋全壊 72、同半壊 429、同一部半壊 9,021 等。青森県八戸市を中心とした地域において水道施設等のライフライン及び鉄道に大きな被害が出て、住民の生活に支障をきたした。                                   |
| 1995.1.17   | 平成 7  | M7.2                 | 淡路島(平成7年〔1995年〕兵庫県南部地震)         | 死 6,430 人、不明 3 人、傷 43,773 人、住家全壊 104,900、同半壊 144,256、同一部半壊 263,690 など。このほか、ライフラインの寸断、交通システムの麻痺など戦後最悪の被害をもたらす典型的な都市型災害となった。(平成9年12月24日現在) |
| ※2000.10.6  | 平成 12 | M7.3                 | 鳥取県西部<br>(平成12年〔2000〕鳥取県西部地震)   | 傷 147 人、住家全壊 410、同半壊 2,904、同一部破損 16,235 などの被害を出した。   |
| ※2001.3.24  | 平成 13 | M6.4                 | 安芸灘(平成13年〔2001〕芸予地震)            | 死 2 人、傷 262 人、住家全壊 46、同半壊 233、同一部破損 31,180 など。広島県、愛媛県の瀬戸内海側を中心とした地域において水道施設等のライフラインに大きな被害が出て、住民の生活に支障をきたした。                              |
| ※2003.5.26  | 平成 15 | M7.1                 | 宮城県沖                            | 傷 174 人、住宅全壊 2、同半壊 21、同一部破損 2,404、床下浸水 1 などの被害を出した。被害は宮城・岩手・山形・秋田・福島・青森の東北 6 県に及んだ。  |
| ※2003.7.26  | 平成 15 | M5.6<br>M6.4<br>M5.5 | 宮城県北部                           | 傷 677 人、住宅全壊 1,276、同半壊 3,809、同一部破損 10,976 などの被害を出した。一日に震度 6 弱以上を観測する地震が 3 回発生し、被害は宮城・岩手・山形・福島の東北 4 県に及んだ。                                |

## 石井町 [資料編]

| 年 月 日        | 和 歴   | 規模M            | 地 域  | 被 害 ・ 摘 要   |
|--------------|-------|----------------|--|---|
| ※2003. 9. 26 | 平成 15 | M8. 0<br>M7. 1 | 釧路沖<br>十勝沖<br>(平成 15 年<br>[2003 年]<br>十勝沖地震) | 平成 15 年(2003 年)十勝沖地震行方不明 2 人、傷 849 人、住宅全壊 116、同半壊 368、同一部破損 1、580、床下浸水 9 などの被害を出した。北海道苫小牧市内の製油所において、大規模な石油タンク火災が発生するなど、被害は北海道・青森・宮城・岩手の 4 道県に及んだ。   |
| 2004. 10. 23 | 平成 16 | M6. 8          | 新潟県中越<br>地方(新潟県<br>中越地震)                     | 平成 16 年(2004 年)新潟県中越地震<br>死 49 人、傷 4,804 人、住家全壊 3,185、半壊 13,703、火災 9 などの被害を出した。(平成 17 年 9 月 16 日現在) 内陸の活褶曲帯で発生した逆断層型地震「新潟 - 神戸歪み集中型」に属するが、既知の活断層とは直接対応しなかった。規模の大きな余震が多数発生(M6 以上 4 余震)して被害を助長した。川口町で震度 7、2 余震で最大震度 6 強、別の 2 余震で 6 弱。震源域の地質を反映して地すべりの被害が目立った。 |
| 2005. 3. 20  | 平成 17 | M7. 0          | 福岡県西方沖<br>(福岡県西方沖<br>地震)                     | 死 1 人、傷 1,087 人、住家全壊 133、半壊 244 の被害を出した。(平成 17 年 5 月 12 日現在)福岡県沿岸海域の左横ずれ断層型地殻内地震。観測された最大震度は九州本土の 6 弱、しかしアスペリティ直上の玄界島では大きな被害があり、それ以上の震度の可能性があるが、揺れだけでなく急傾斜地での地盤崩壊による被害を含む。   |
| 2005. 8. 16  | 平成 17 | M7. 2          | 宮城県沖   | 日本海溝沿いやや陸寄り(深さ 42km)のプレート境界地震で、1978 年の震源域の南半分で発生。傷 100、全壊 1、半壊 0、最大計測震度 6 弱(宮城県川崎町)東北地方太平洋岸で最大 13cm(石巻市)の津波   |
| 2007. 3. 25  | 平成 19 | M6. 9          | 能登半島沖  | 平成 19 年能登半島地震<br>海陸境界域の横ずれ成分を含む逆断層型地殻内地震。死 1、傷 359、住家全壊 638、半壊 1563(平成 19 年 6 月 14 日)最大計測震度 6 強(石川県内 3 市町) 珠洲と金沢で 0.2m の津波。   |

| 年 月 日                    | 和 歴   | 規模M   | 地 域     | 被 害 ・ 摘 要   |
|--------------------------|-------|-------|---------|---|
| ※2007. 7. 16             | 平成19  | M6. 8 | 新潟県上中越沖 | 平成 19 年新潟県中越沖地震<br>新潟県沿岸海域の逆断層型地殻内地震 2004 年中越地震の近くで発生したが余震活動は不活発。震源域に原子力発電所があった初めての例。死 11、傷 2343、住家全壊 1244、半壊 5241、火災 3（平成 19 年 10 月 9 日現在）最大計測震度 6 強（新潟県内 3 市村、長野県 1 町）地盤変状・液状化などが目立った。日本海沿岸で最大 35cm（柏崎）の津波。 |
| ※2008. 6. 14             | 平成 20 | M7. 2 | 岩手県内陸南部 | 平成 20 年岩手・宮城内陸地震 死 13 人、傷 451 人、住家全壊 30、同半壊 143、同一部破損 2,380 などの被害を出した。<br>岩手県奥州市及び宮城県栗原市で最大震度 6 強を観測したほか、震度 5 弱を観測する余震が発生するなど活発な余震活動を伴い、被害は岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の 5 県に及んだ。<br>（平成 21 年 1 月 13 日現在）              |
| ※2008. 7. 24             | 平成 20 | M6. 8 | 岩手県沿岸北部 | 死 1 人、傷 211 人、住家全壊 1、同一部破損 379 などの被害を出した。青森県八戸市、五戸町、階上町及び岩手県野田村で最大震度 6 弱を観測した。<br>（平成 21 年 1 月 13 日現在）  |
| ※2011. 3. 11<br>14 : 46頃 | 平成23  | M9. 0 | 三陸沖     | 人的被害（死者 18,703 人、行方不明者 2,674 人、負傷者 6,220 人）<br>物的被害（全壊 126,574 棟、半壊 272,302 棟、一部破損 759,831 棟）<br>（平成 25 年 9 月 9 日現在）<br>宮城県栗原市で最大震度 7 を観測した。<br>14:49 大津波警報発表（気象庁）  |
| 2016. 4. 14～             | 平成28  | M7. 3 | 熊本県     | 人的被害（死者 255 人、負傷者 2,792 人）<br>物的被害（全壊 8,675 棟、半壊 34,620 棟、一部破損 162,346 棟）<br>（平成 29 年 12 月 14 日現在）<br>熊本県益城町、西原村で最大震度 7 を観測した<br>4 月 14 日 M6. 5<br>4 月 16 日 M7. 3   |

(注)1. 以上理科年表(国立天文台編)より抜粋。

2. 大正 12 年関東大震災以降の地震については、人的被害の生じた地震のうち主なのを掲げている。
3. 大正 13 年から昭和 43 年までの地震のマグニチュードについては、気象庁において再計算が行われた数値を掲げている。
4. ※の被害状況については、消防庁調べのデータである。

## 2 気象等に関する資料



## 1 気象庁震度階級関連解説表

### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

| 用語                       | 意味  |
|--------------------------|---|
| まれに<br>わずか<br>大半<br>ほとんど | 極めて少ない。めったにない。<br>数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。<br>半分以上。ほとんどよりは少ない。<br>全部ではないが、全部に近い。 |
| が（も）ある、<br>が（も）いる        | 当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。                    |
| 多くなる                     | 量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。   |
| さらに多くなる                  | 上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。                                 |

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

| 震度階級 | 人の体感・行動   | 屋内の状況  | 屋外の状況   |
|------|---|--|---|
| 0    | 人は揺れを感じないが、地震計には記録される。                                      | —  | —   |
| 1    | 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。                             | —  | —   |
| 2    | 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。                | 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。   | —   |
| 3    | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。 | 棚にある食器類が音を立てることがある。  | 電線が少し揺れる。   |
| 4    | ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。           | 電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。  | 電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。  |
| 5弱   | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。                                   | 電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。不安定なものは倒れることがある。 | まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。                                       |
| 5強   | 大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。                        | 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。                               | 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。 |
| 6弱   | 立っていることが困難になる。  | 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。  | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。  |
| 6強   | 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。   | 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。   | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。                                     |
| 7    |   | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。   | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。                                  |

## ● 木造建物（住宅）の状況

| 震度階級 | 木造建物（住宅）                         |  |
|------|----------------------------------|--|
|      | 耐震性が高い                           | 耐震性が低い   |
| 5 弱  | —                                | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。  |
| 5 強  | —                                | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。   |
| 6 弱  | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。        | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。<br>壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。<br>瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。<br>倒れるものもある。 |
| 6 強  | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。           | 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。<br>傾くものや、倒れるものが多くなる。                                       |
| 7    | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。<br>まれに傾くことがある。 | 傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。   |

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

| 震度階級 | 鉄筋コンクリート造建物  |   |
|------|--|---|
|      | 耐震性が高い   | 耐震性が低い  |
| 5 強  | —  | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。                                    |
| 6 弱  | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。                           | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。                                       |
| 6 強  | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。                              | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。 |
| 7    | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。    |

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

| 震度階級 | 地盤の状況 斜面等の状況           |                                      |
|------|------------------------|--------------------------------------|
|      | 耐震性が高い                 | 耐震性が低い                               |
| 5弱   | 亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。 | 落石やがけ崩れが発生することがある。                   |
| 5強   |                        |                                      |
| 6弱   | 地割れが生じることがある。          | がけ崩れや地すべりが発生することがある。                 |
| 6強   | 大きな地割れが生じることがある。       | がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。 |
| 7    |                        |                                      |

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

|                |   |
|----------------|---|
| ガス供給の停止        | 安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。<br>さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。   |
| 断水、停電の発生       | 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。   |
| 鉄道の停止、高速道路の規制等 | 震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）  |
| 電話等通信の障害       | 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等につながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。 |
| エレベーターの停止      | 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。  |

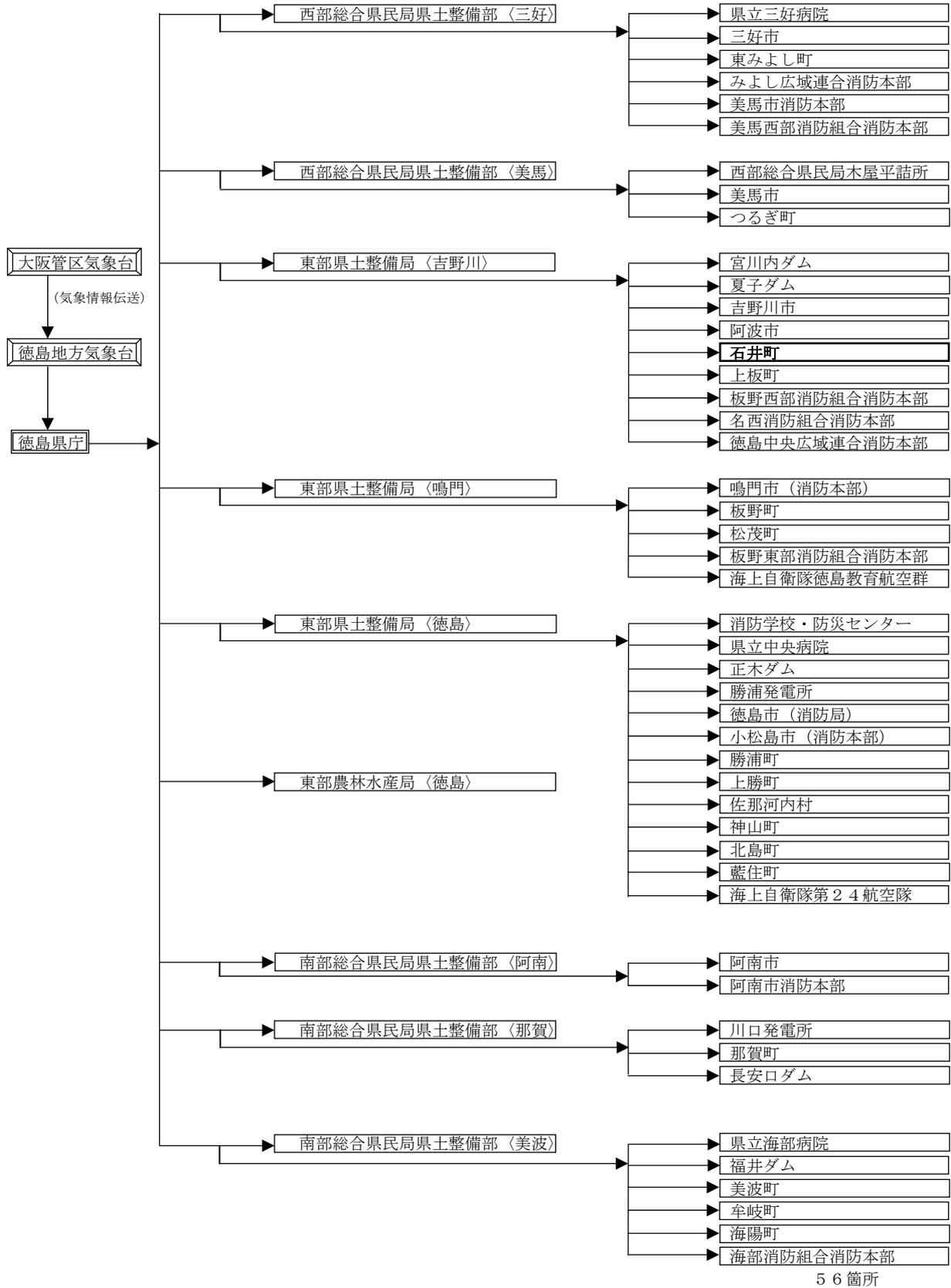
※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ● 大規模構造物への影響

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ   | 超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。 |
| 石油タンクのスロッシング          | 長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。   |
| 大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落 | 体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。   |

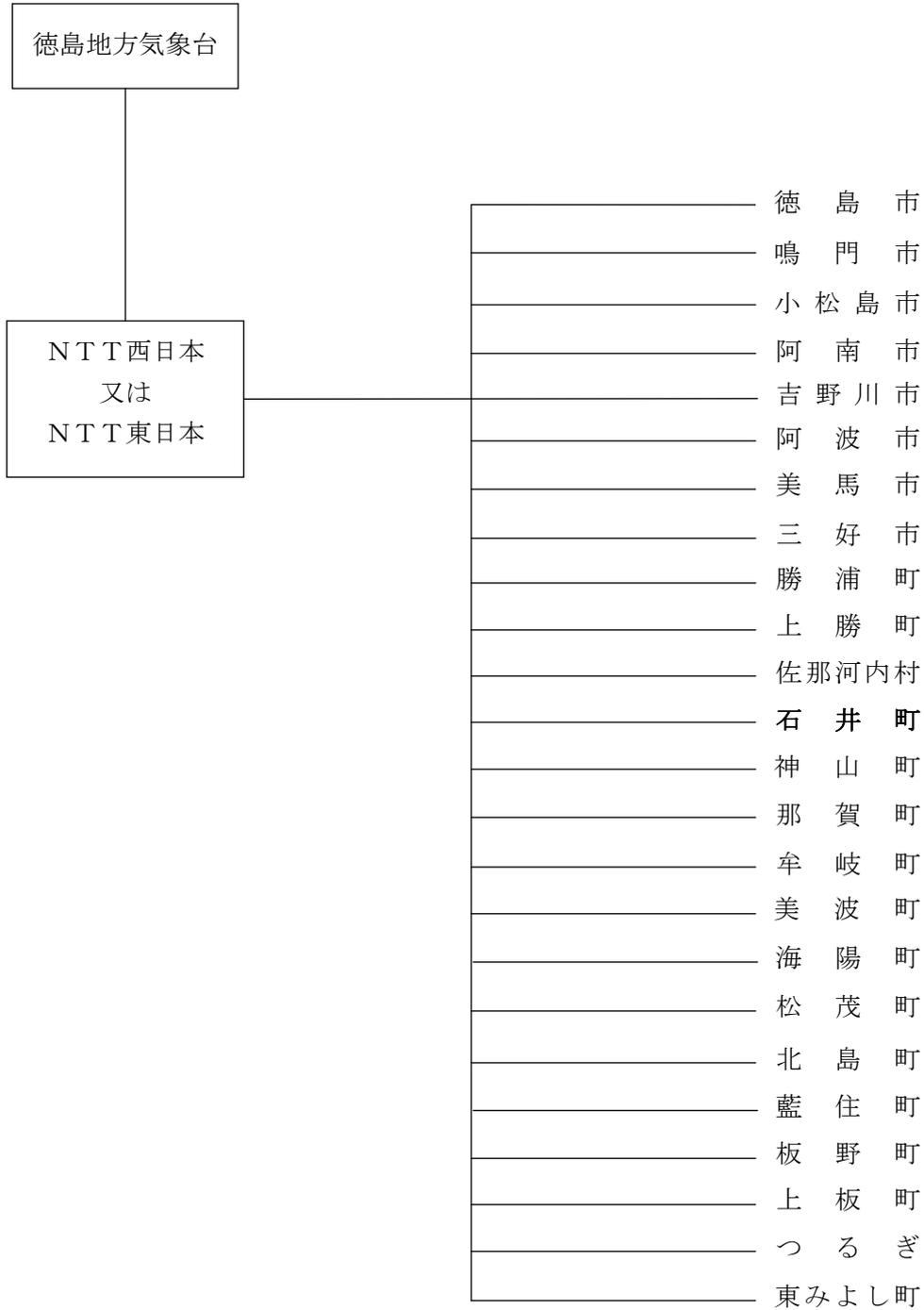
※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 2 注意報、警報、地震情報等の伝達系統図 (徳島県総合情報通信ネットワークシステム)

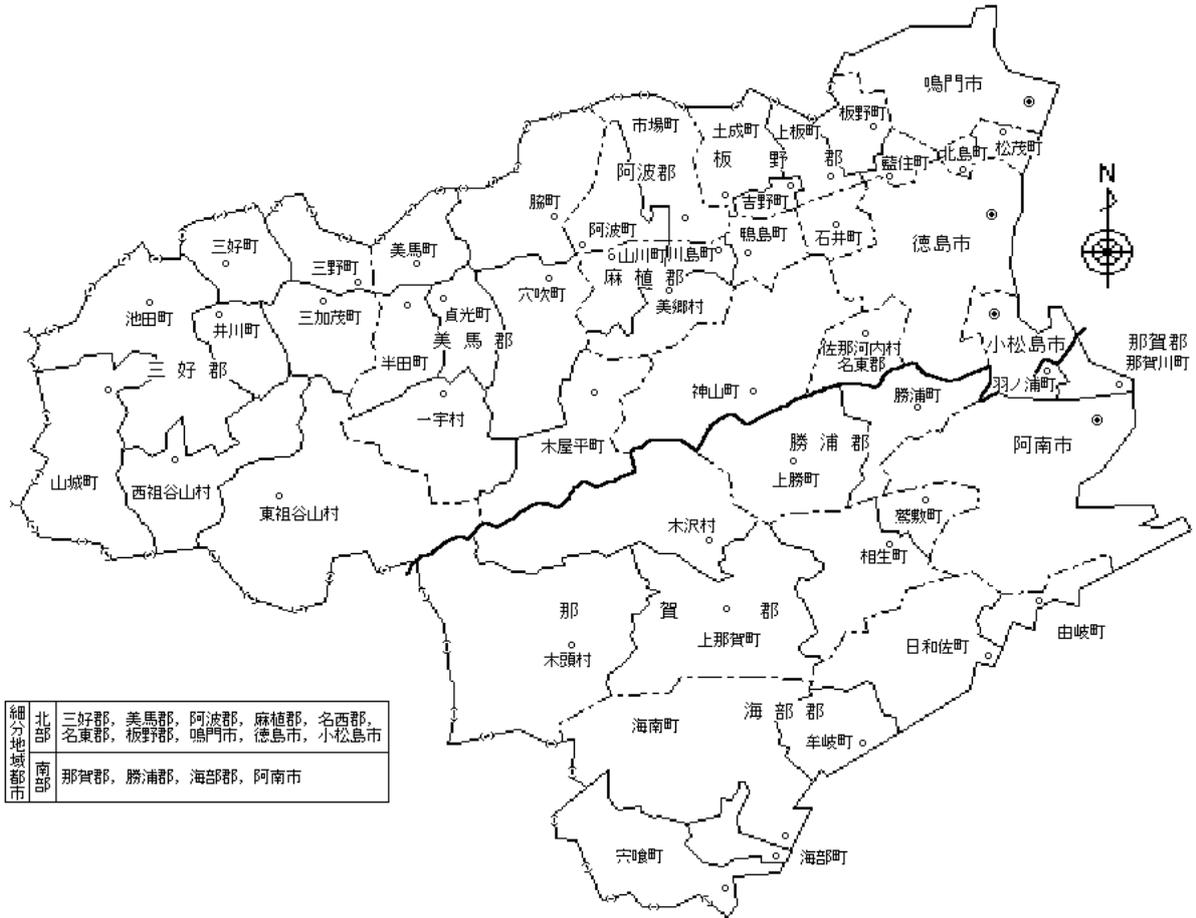


※ファクシミリに自動送信される情報  
 徳島県の注意報、警報、特別警報、津波注意報、津波警報、大津波警報、震度速報及び地震情報

### 3 津波、高潮、波浪以外の警報伝達系統図 (F ネット)



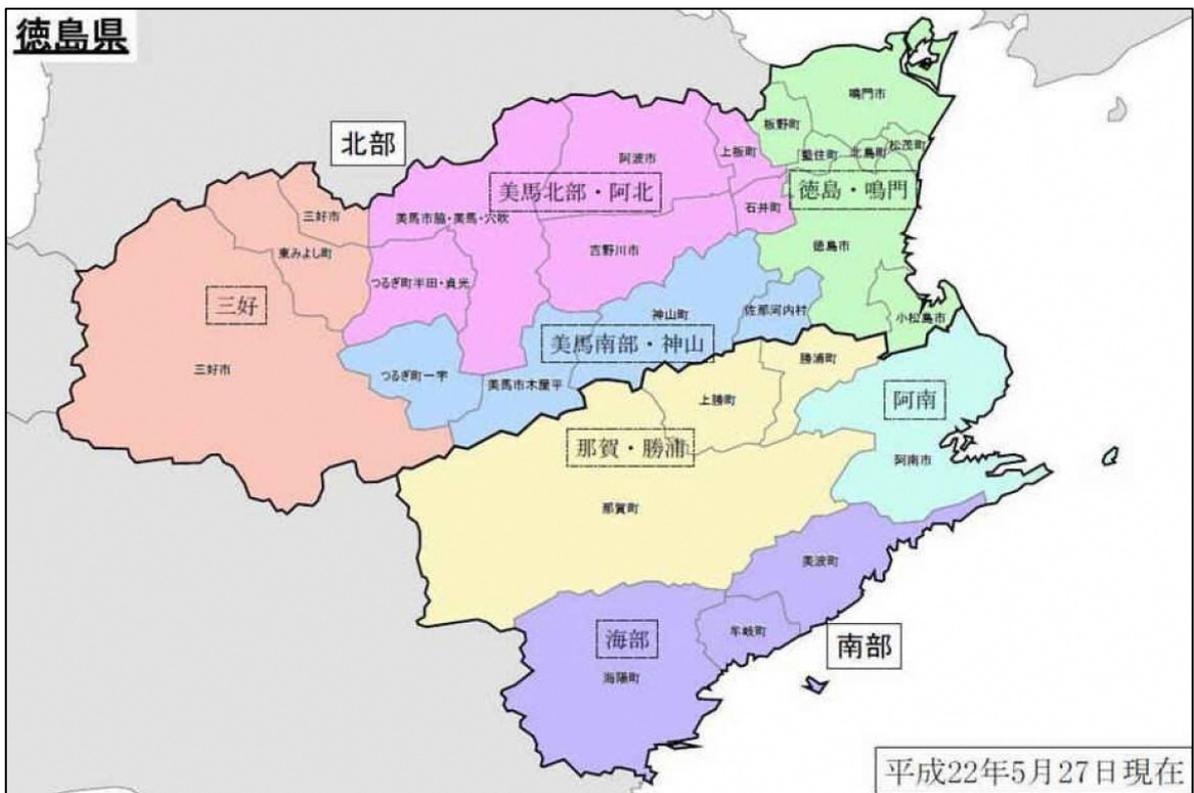
4 予報地域細分境界図



5 徳島県の細分区域図

| 府県予報区 | 一時細分    | 市塗油損をまとめた地域の名称 | 警報・注意報の細分区 |
|-------|---------|----------------|------------|
| 徳島県   | 北部      | 徳島・鳴門          | 徳島市        |
|       |         |                | 鳴門市        |
|       |         |                | 小松島市       |
|       |         |                | 松茂町        |
|       |         |                | 北島町        |
|       |         |                | 藍住町        |
|       |         |                | 板野町        |
|       |         | 美馬北部・阿北区       | 吉野川市       |
|       |         |                | 阿波市        |
|       |         |                | 美馬市脇・美馬・穴吹 |
|       |         |                | 石井町        |
|       |         |                | 上板町        |
|       | 美馬南部・神山 | つるぎ町半田・貞光      |            |
|       |         | 美馬市木屋平         |            |
|       |         | 佐那河内村          |            |
| 神山町   |         |                |            |
| 三好    | つるぎ町一字  |                |            |
|       | 三好市     |                |            |
| 南部    | 阿南      | 阿南市            |            |
|       |         | 勝浦町            |            |
|       | 那賀・勝浦   | 上勝町            |            |
|       |         | 那賀町            |            |
|       | 海部      | 牟岐町            |            |
|       |         | 美波町            |            |
|       | 海陽町     |                |            |

(気象庁のホームページより引用)





## 7 災害の一般的豆知識

### 気 圧

気圧とは、地球をとりまく空気が地表面で押しつけている圧力のことで、一般に海面にかかる気圧を平均すると 1,013hPa（水銀柱は 760 mmの数値を示す）これを 1 気圧としている。平地においては 1 cm<sup>3</sup>当り 1 kg程度の強さである。

### 高 気 圧

周囲より気圧の高い範囲。つまり高い低いとは相対的なもので、標準気圧 1,013hPa より低い場合でも周囲に比べて高ければ高気圧と呼ぶ。

また、高気圧からの風の吹き出しは、北半球では時計の回り方と同じで比較的晴天の場合が多い。

### 低 気 圧

高気圧とは反対に周囲より気圧の低い範囲で標準気圧、1,013hPa よりも高くても、周囲より低ければこれを低気圧と呼ぶ。

低気圧への風の吹き込みは、北半球では時計の回り方と逆で、中心付近では上昇気流となり、雲を作り雨を降らせては天気は悪い場合が多い。

### 台 風

熱帯地方で発生する低気圧で、中心付近の最大風速が 17m/秒以上に発達した熱帯低気圧を台風と呼んでいる。

#### ●熱帯低気圧と台風の区別

| 階級    | 最大風速     |
|-------|----------|
| 熱帯低気圧 | 17m/s 未満 |
| 台風    | 17m/s 以上 |

#### ●大きさの階級分け

| 階級          | 風速 15m/s 以上の半径    |
|-------------|-------------------|
| 表現なし        | 500 km未満          |
| 大型(大きい)     | 500 km以上 800 km未満 |
| 超大型(非常に大きい) | 800 km以上          |

#### ●強さの階級分け

| 階級    | 最大風速              |
|-------|-------------------|
| 表現なし  | 17m/s 以上 33m/s 未満 |
| 強い    | 33m/s 以上 44m/s 未満 |
| 非常に強い | 44m/s 以上 54m/s 未満 |
| 猛烈な   | 54m/s 以上          |

## 風の強さと吹き方

(平成12年8月気象庁資料による 平成29年9月一部改正)

| 風の強さ<br>(予報用語) | 平均風速<br>(m/s)  | およそ<br>その<br>時速 | 速さの<br>目安    | 人への影響  | 屋外・樹木の<br>様子   | 走行中の車   | 建造物  | およそ<br>その瞬間風速<br>(m/s) |  |                        |
|----------------|----------------|-----------------|--------------|--|--|---|--|------------------------|--|------------------------|
| やや<br>強い風      | 10 以上<br>15 未満 | ~50km           | 一般道路<br>の自動車 | 風に向かって<br>歩きにくくなる。<br>傘がさせない。                                    | 樹木全体が揺<br>れ始める。<br>電線が揺れ始<br>める。   | 道路の吹流し<br>の角度が水平<br>になり、高速<br>運転中では横<br>風に流される<br>感覚を受ける。 | 樋(とい)が揺<br>れ始める。   | 20                     |  |                        |
|                | 強い風            | 15 以上<br>20 未満  |              | ~70km  | 風に向かって<br>歩けなくなり、<br>転倒する人も<br>出る。<br>高所での作業<br>はきわめて危<br>険。                   | 電線が鳴り始<br>める。<br>看板やトタン<br>板が外れ始め<br>る。                   | 高速運転中で<br>は、横風に流<br>される感覚が<br>大きくなる。   |                        | 屋根瓦・屋根<br>葺材がはがれ<br>るものがある。<br>雨戸やシャッ<br>ターが揺れる。 |                        |
| 非常に<br>強い風     | 20 以上<br>25 未満 | ~90km           | 高速道路<br>の自動車 | 何かにつかま<br>っていないと<br>立っていただ<br>けない。<br>飛来物によっ<br>て負傷するお<br>それがある。 | 細い木の幹が<br>折れたり、根<br>の張っていない<br>木が倒れ始め<br>る。<br>看板が落下・<br>飛散する。<br>道路標識が傾<br>く。 | 通常で速度で<br>運転するのが<br>困難になる。                                | 屋根瓦・屋根<br>葺材が飛散す<br>るものがある。<br>固定されてい<br>ないプレハブ<br>小屋が移動、<br>転倒する。<br>ビニールハウ<br>スのフィルム<br>(被覆材)が広<br>範囲に破れる。 | 30                     |  |                        |
|                | 25 以上<br>30 未満 | ~<br>110km      |              |  |  |   |  |                        | 屋外での行動<br>は極めて危<br>険。                            | 走行中のトラ<br>ックが横転す<br>る。 |
| 猛烈<br>な風       | 30 以上<br>35 未満 | ~<br>125km      | 特急電車         | 屋外での行動<br>は極めて危<br>険。  | 多くの樹木が<br>倒れる。<br>電柱や街灯で<br>倒れるもの<br>がある。<br>ブロック壁で<br>倒壊するもの<br>がある。          | 走行中のトラ<br>ックが横転す<br>る。                                    | 固定の不十分<br>な金属屋根の<br>葺材がめくれ<br>る。<br>養生の不十分<br>な仮設足場が<br>崩落する。  | 50                     |  |                        |
|                | 35 以上<br>40 未満 | ~<br>140km      |              |  |  |   |  |                        | 外装材が広範<br>囲にわたって<br>飛散し、下地<br>材が露出する<br>ものがある。   | 60                     |
|                | 40 以上          | 140km<br>~      |              |  |  |   |  |                        |  |                        |

(注 1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注 2) 平均風速は 10 分間の平均、瞬間風速は 3 秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の 1.5 倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は 3 倍以上になることがあります。

(注 3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

## 雨 量

一般には、24 時間の間に降った雨が、どこにも流れず、吸い込まれもせずにとまっていたら“何ミリメートル”になるかという数値（日降水量）。

1 時間 20 mmの量を越えると危険だとされている。また、日降水量 70 mmくらいになると被害が始まる。日本における降水量の極値は、1 時間雨量で 187 mm(昭和 57 年 7 月豪雨、長崎県長与 1982.7.23) 1 日雨量では、1,317 mm (台風 10・11 号、徳島県海川 2004.8.1) である。

## 雨の強さと降り方

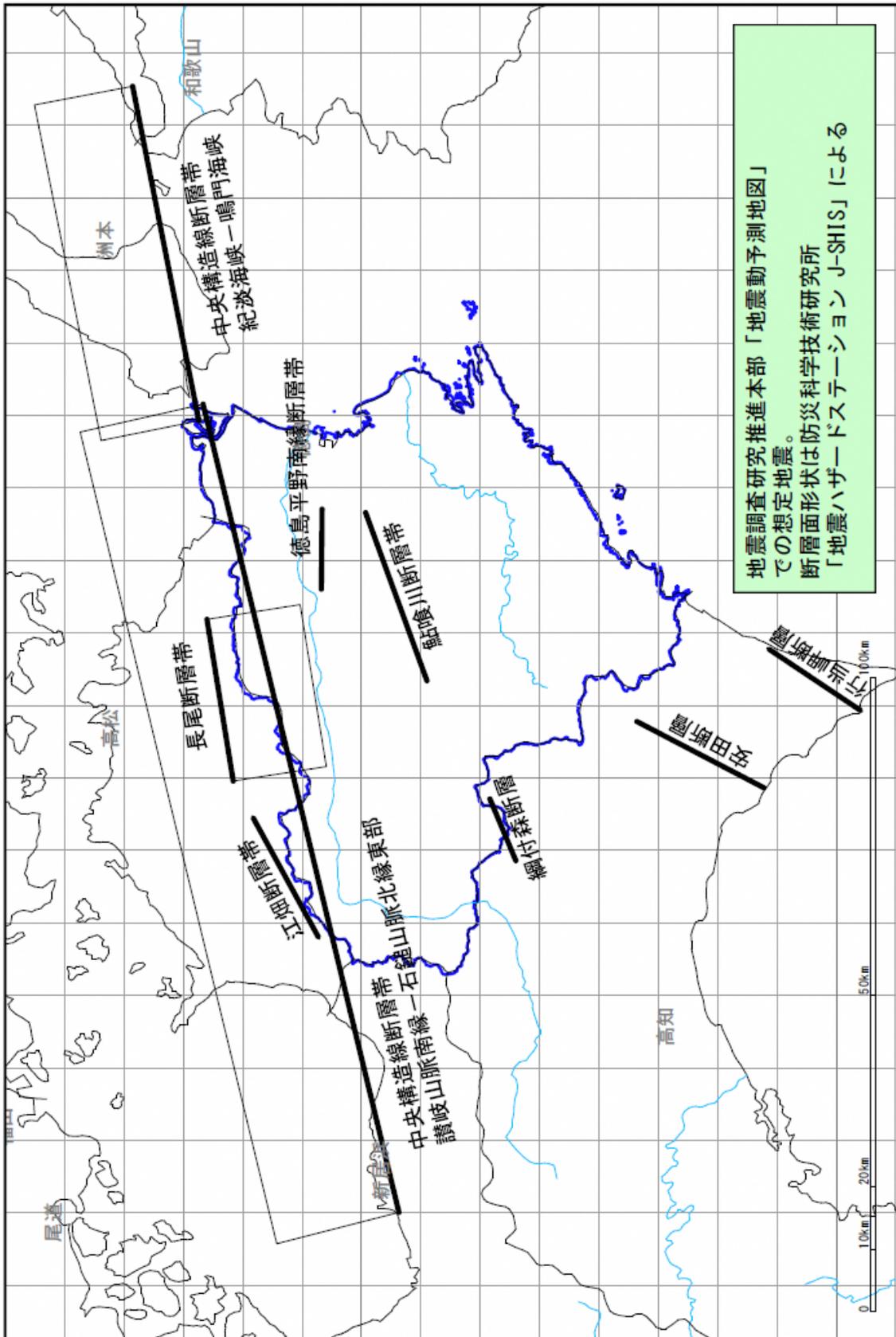
(平成 12 年 8 月気象庁資料による 平成 29 年 9 月一部改正)

| 1 時間雨量 (mm)     | 予報用語    | 人の受けるイメージ              | 人への影響            | 屋内 (木造住宅を想定)       | 屋外の様子                     | 車に乗っていて                                       | 災害発生状況  |
|-----------------|---------|------------------------|------------------|--------------------|---------------------------|---|---|
| 10 以上<br>～20 未満 | やや強い雨   | ザーザーと降る                | 地面からの跳ね返りで足元がぬれる | 雨の音で話し声が良く聞き取れない   | 地面一面に水たまりができる             |   | この程度の雨でも長く続く時は注意が必要                                       |
| 20 以上<br>～30 未満 | 強い雨     | どしゃ降り                  |                  |                    |                           | ワイパーを速くしても見づらい                                | 側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる                                |
| 30 以上<br>～50 未満 | 激しい雨    | バケツをひっくり返したように降る       | 傘をさしてもぬれる        |                    | 道路が川のようになる                | 高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる (ハイドロプレーニング現象) | 山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要都市では下水管から雨水があふれる             |
| 50 以上<br>～80 未満 | 非常に激しい雨 | 滝のように降る (ゴーゴーと降り続く)    | 傘は全く役に立たなくなる     | 寝ている人の半数くらいが雨に気がつく | 水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる | 車の運転は危険                                       | 都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合があるマンホールから水が噴出する土石流が起りやすい多くの災害が発生する |
| 80 以上<br>～      | 猛烈な雨    | 息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感ずる |                  |                    |                           |   | 雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要                            |

(注 1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注 2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

### 8 徳島県に影響のある活断層





### 3 通信施設に関する資料



1 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線構成

総合情報通信ネットワークシステムの回線構成

システムの概要と機能

本県は、讃岐山脈と粟山を中心とした四国山地に囲まれた山地の多い地域です。また、これらの山地から発する河川は深い深谷を形成するとともに、台風の常襲地帯にも位置していることから、常に災害による危機にさらされています。

徳島県総合情報通信ネットワークシステムは、こうした地域特性を踏まえ、地上系(多重無線系、デジタル無線系)、衛星系(衛星通信系、デジタル無線系)、有線系(ケーブル系)システム、およびバックアップの情報系(衛星LAN系)システムから構成されており、相互に連携し、また冗長構成が図られることにより、高度な信頼性を実現しております。また、音声や映像等を組み合わせた情報をIP化しIPネットワーク上で伝送するシステムとなっております。

システムの概要

**地上系 (多重無線系)**  
県庁、支庁、市、町、村、中継局をデジタル多重回線で構成し、音声・メール・FAXによる一斉伝送、交差接続による電話・FAX、映像伝送を可能としています。

**地上系 (デジタル無線系)**  
県庁から市町村等に設置する衛星・メール・FAXによる一斉伝送、衛星、移動との間で音声・メール・映像等の伝送を可能としています。

**衛星系 (地域衛星通信系)**  
県庁内と4県のVSAT網で構成され、県内及び県外の各中継局との電話・FAX・映像伝送を可能としています。

**衛星系 (衛星インターネット系)**  
高度衛星等が提供する衛星インターネットのインターネット接続機能を活用して、Web検索、IP電話/FAXにより、防災関連情報の伝送、伝送を可能としています。

システムの機能

一斉指令機能

県庁から各支庁及び市町村に音声・メール・FAXにより一斉指令を行います。さらに緊急台からの緊急情報は自動的にメールまたはFAXにより一斉指令されます。

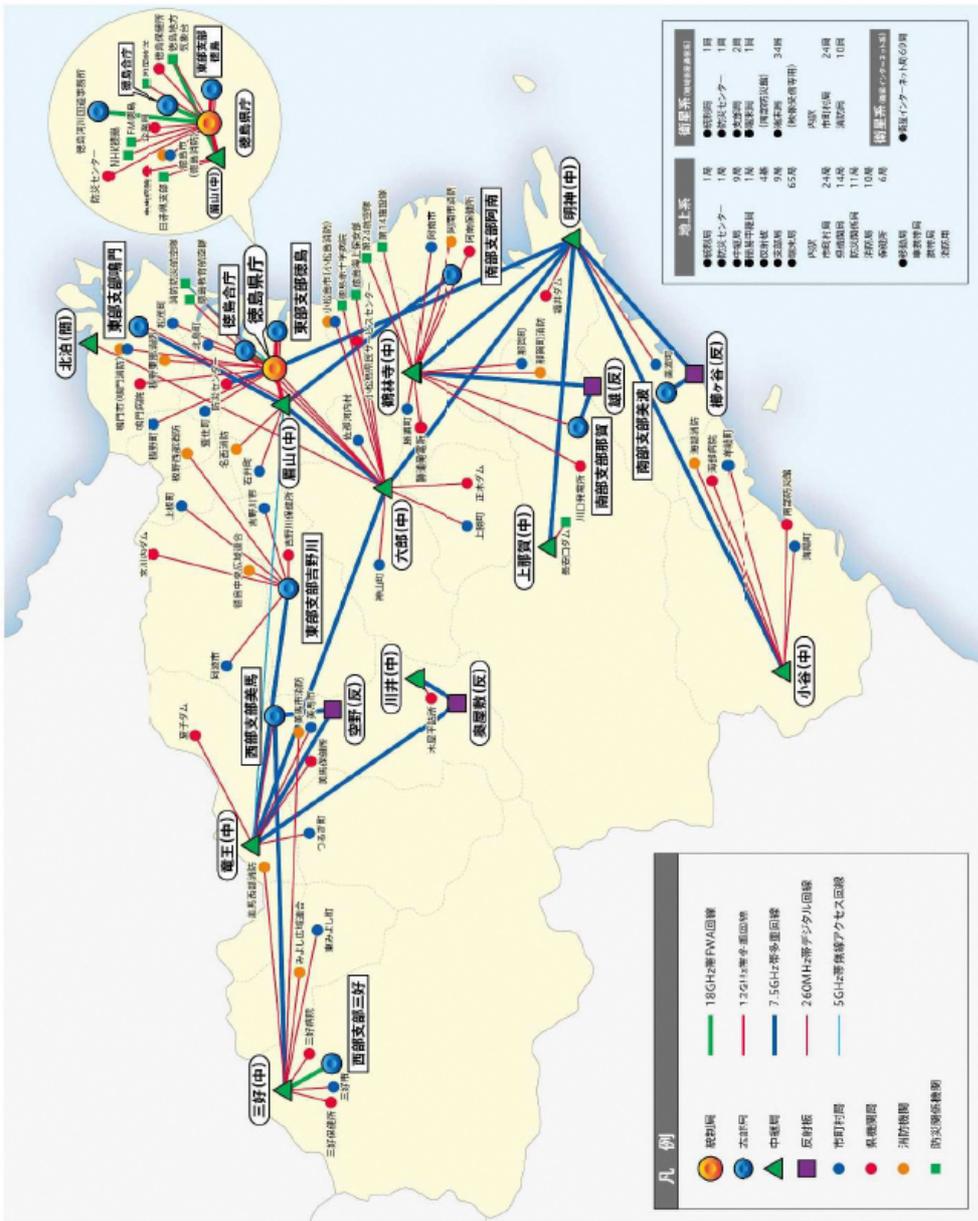
**災害検知機能**  
災害発生時には、緊急かつ重要な情報を確保するために、県庁の緊急台の事件により一斉伝送の緊急検知(強制)を可能としています。

運用管理機能

県庁の運用管理システムにより、地上系、衛星系、およびネットワーク全体の監視、制御を行い、システム全体の円滑な運用を確保することが可能です。

映像伝送機能

県庁、支庁、市町村に設置されるライブカメラの映像及びペリテリ映像、衛星通信系による映像、テレビ放送など、映像ソースを自動的に選択、防災関連画面等に表示するとともに、映像及び音声の伝送、録音、編集などを行うことが可能です。



## 2 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局取扱要綱

### 第1章 総 則

#### (趣旨)

第1条 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局の取扱いに関しては、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）、電気通信事業法、有線電気通信法、一般財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク契約約款及びそれに基づく契約・規程等、アイピースタージャパン株式会社が定めるIPSTAR衛星ブロードバンド・サービス契約約款及びそれに基づく契約・規定等によるほかこの要綱に定めるところによる。

#### (無線局の設置)

第2条 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局（以下「無線局」という。）の設置場所等一覧は、別表1-1のとおりとする。

- 2 登録電気通信事業者の一般財団法人自治体衛星通信機構が免許人である地球局の設置場所等一覧は別表1-2のとおりとする。
- 3 登録電気通信事業者のアイピースタージャパン株式会社が免許人である地球局の設置場所等一覧は別表1-3のとおりとする。

#### (統制管理者)

第3条 前条の無線局のうち徳島県庁固定局を統制局とし、統制局に統制管理者を置く。

- 2 統制管理者は、徳島県危機管理部長をもって充てる。
- 3 統制管理者は、無線局を統括し、その運用を統制管理する。
- 4 統制管理者は、法令違反運用の防止等、無線局の円滑な運用に努めなければならない。

#### (使用管理者等)

第4条 無線局に使用管理者及び無線従事者（以下「通信担当者」という。）を置く。

- 2 使用管理者は、別表1-1に掲げる者をもって充てる。
- 3 使用管理者は、無線局の使用を管理する。
- 4 統制局の使用管理者は統制管理者の権限を代行できるものとする。
- 5 通信担当者は、各無線局の使用管理者が選任する。
- 6 通信担当者は、使用管理者の命を受け当該無線局の無線設備の管理及び通信の取扱いに関する事務を処理する。

7 一般財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク運用管理規程第6条の「地球局の管理責任者」は本条第2項の者とする。

8 同上運用管理規程第7条第2項の「地球局の運用管理に従事する者」は本条第4項の者とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 通信担当者は、通信の方法及び機器の状況に注意し、迅速かつ適正な通信状態の確保に努めなければならない。

2 通信担当者その他通信に関係ある者は、通信について秘密の保持に注意しなければならない。

## 第2章 通信及び運用

(通信の内容)

第6条 通信の内容は、無線局の開設の目的に反するものであってはならない。

(運用時間)

第7条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時における移動局の交換取扱いは、午前 8時30分から午後6時15分までとする。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 1 非常通信 非常事態が発生したときに行う通信
- 2 至急通信 特に緊急を要するときに行う通信
- 3 一斉通信 各無線局に対して一斉に行う通信
- 4 一般通信 至急通信及び一斉通信以外の通信で平常時に行う通信

(通信の取扱順位)

第9条 統制中の通信の順位は、非常通信、至急通信、一斉通信、一般通信の順とし同一種類の通信は受付の順位により、取り扱わなければならない。

(衛星系デジタル画像の取扱い)

第10条 衛星系によるデジタル画像の伝送及び受信は、次により取り扱うものとする。

- 1 デジタル画像の伝送の申込みを行う場合は、伝送予定日の2週間前までに別記第1号様式のデジタル画像伝送予約申込(完了通知)書2部を統制管理者に提出するものとする。
- 2 統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、その内容を審査し、適正であると認め

られるときは、一般財団法人自治体衛星通信機構にデジタル画像伝送サービスの利用予約を行うものとする。

3 統制管理者は、前号の予約を完了したときは、申込者に対し予約内容を記入した第1号のデジタル画像伝送予約申込（完了通知）書1部を返送するものとする。

4 前号の予約完了後は、原則として伝送日時の変更は行えないものとする。

5 デジタル画像の伝送方法は次により行うものとする。

ア テレビカメラの映像を直接伝送すること

イ 録画された記録媒体を再生伝送すること。

6 一般財団法人自治体衛星通信機構から送られる映像番組の視聴及び録画の申込みを行う場合は、別記第2号様式のデジタル画像視聴、録画申込（承諾）書2部（録画の場合は、記録媒体を添付すること。）を統制管理者に提出するものとする。

7 統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、統制局の運用に支障がないことを確認のうえ申込者に対し前号のデジタル画像視聴、録画申込（承諾）書1部を返送するものとする。

#### (防災カメラの取扱い)

第11条 防災カメラの運用は、次により取り扱うものとする。

1 防災カメラとは、徳島県総合情報通信ネットワークシステムを構成する映像伝送装置として、本県が支部局、中継局に設置する撮像カメラをいい、設置場所一覧は、別表2のとおりとする。

2 防災カメラの映像は、徳島県総合情報通信ネットワークシステムの通信回線の運用状態を把握することを目的とするとともに、災害時における防災業務を円滑に遂行することを目的として運用等を行うものである。

3 防災カメラにより収集する映像は、前項の運用等の目的を達成するために必要な防災カメラ設置場所周辺の防災業務上把握が必要な映像とする。

4 防災カメラの運用は統制管理者が行う。

5 統制管理者は、防災カメラの撮像について、災害時等のやむを得ない事情があると認められる場合を除き、特定の民家等を意図的にその対象としてはならず、個人が特定されるべき利用がなされないように十分留意するものとする。

6 防災カメラの映像を利用する者は、第2項の防災カメラの運用等の目的の範囲内において、プライバシーの保護に十分注意して、防災カメラの映像を利用するものとする。

7 統制管理者は、前項の防災カメラの利用上の心得について、防災カメラの映像を利用する者による適切でないと思われる映像利用の事実を確認した場合には、直ちに、その利用者に対して防災カメラの映像利用の是正を求めることができる。

8 前項の他、統制管理者は、防災カメラの映像を利用する者がプライバシーの保護について十分注意することを促すため、防災カメラの利用について必要な措置を取ることができる。

9 防災カメラの映像は、防災関係機関等との情報共有を図るため、統制管理者の判断の

下、 外部提供できるものとする。

- 10 防災カメラについて、これを設置する近隣住民等から苦情等が寄せられた場合は、統制管理者において適切に対応するものとする。
- 11 統制管理者は、第2項の防災カメラの運用等の目的の範囲内において、必要に応じて、防災カメラの映像及び利用状況を記録保存することができる。

(保守運用)

- 第12条 無線局の保守運用上必要な通信は、原則として非常通信等の妨げにならないときに行わなければならない。
- 機器を調整するための試験電波発射等についても同様とする。

(電話番号)

- 第13条 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの電話番号は別に定めるものとする。

(通信の統制)

- 第14条 統制管理者は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、無線回線の効率的運用を図るため、必要に応じて通信を統制することができる。
- 2 統制管理者は、前項の統制をするときは、統制開始の時刻、解除の予定時刻、その他必要な事項をあらかじめ関係無線局に通知しなければならない。
  - 3 統制中における一般通信は、統制台に申し込まなければならない。
  - 4 一斉通信は、次の事項を明示し、統制台に申し込まなければならない。

相手局名

申込者氏名 申込者課

名 申込者電話番号

一斉通信の内容等

(通信管理者の指示)

- 第15条 統制管理者は、無線局の利用に関し次の各号の一に該当する事実を認めたときは、直ちに適当な指示をしなければならない。
- 1 みだりに電波を発射して空間を攪乱するとき
  - 2 自己の通信を強要し、統制に従わないとき
  - 3 機器の調整が不良で、通信が円滑に行われないとき
  - 4 法規を逸脱し、また定められた以外の通信を行うとき
  - 5 その他通信の統制を害するとき

### 第3章 管理

#### (通信担当者の職務)

第16条 通信担当者は、常に無線設備の状態並びに通信の状況等を把握し、無線局の機能が十分に発揮できるよう努めなければならない。

#### (整備点検)

第17条 使用管理者は、必要に応じて通信担当者に無線設備の整備点検を行わせなければならない。

2 通信担当者は、前項の整備点検を行ったときは、その状況を使用管理者に報告しなければならない。

#### (備付け書類)

第18条 通信担当者は、無線局に必要な書類の整備及び所定の報告等を行わなければならない。

2 前項に掲げる無線局に備え付けを必要とする書類は、次のとおりとする。

- (1) 無線局免許状
- (2) 無線検査簿
- (3) 無線局免許申請(変更申請)書副本並びに関係書類、図面等の写し
- (4) 無線局関係届の写し
- (5) 電波法令集
- (6) 無線業務日誌
- (7) 無線従事者選解任届の写し
- (8) その他、関係書類

#### (事故に対する措置)

第19条 機器の故障、その他事故のため、無線局を運用することができない場合は、使用管理者は、直ちに統制管理者にその旨を連絡して、運用の再開に必要な措置を講じなければならない。

2 使用管理者は、事故が復旧し運用を再開したときは、直ちにその旨を統制管理者に連絡しなければならない。

#### (無線設備の変更の申出)

第20条 使用管理者は、無線設備の変更、又はその設置場所等を変更する必要がある場合は、直ちにその旨を統制管理者に通知し、具体的処置について協議するものとする。

(通信担当者の変更の報告)

第 21 条 使用管理者は、通信担当者に変更があったときは、すみやかにその旨を統制管理者に報告しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和 5 4 年 2 月 6 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 4 年 1 2 月 2 4 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 9 年 3 月 7 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 2 年 3 月 2 8 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 5 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 2 年 6 月 1 6 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 石井町[資料編]

## 設置場所等一覧及び使用管理者名簿

## 別表1-1

|    | 種別     | 識別番号        | 設置場所                | 所属          | 使用管理者      |
|----|--------|-------------|---------------------|-------------|------------|
| 1  | 統制局    | ぼうさいとくしまほんぶ | 徳島市万代町1丁目1番地        | 徳島県庁        | とくしまゼロ作戦課長 |
| 2  | 中継局    | びざん         | 徳島市眉山町茂助ヶ原7         |             | 〃          |
| 3  | 〃      | みよし         | 三好市池田町佐馬路馬場816-4    |             | 〃          |
| 4  | 〃      | りゅうおう       | 美馬市美馬町字入倉813番地の46   |             | 〃          |
| 5  | 〃      | かわい         | 美馬市木屋平字大北402-1      |             | 〃          |
| 6  | 〃      | きたどまり       | 鳴門市瀬戸町北泊529-1       |             | 〃          |
| 7  | 〃      | みょうじん       | 海部郡美波町阿部カシガフチ592-4  |             | 〃          |
| 8  | 〃      | かくりんじ       | 勝浦郡勝浦町大字生名字鷲ヶ尾14    |             | 〃          |
| 9  | 〃      | かみなか        | 那賀郡那賀町拝宮字徳ヶ谷77-2    |             | 〃          |
| 10 | 〃      | こたに         | 海部郡海陽町相川字笹無谷58-2    |             | 〃          |
| 11 | 〃      | ろくろう        | 勝浦郡勝浦町大字坂本字蜂ヶ尻37-13 |             | 〃          |
| 1  | 支部局    | とうぶしぶとくしま   | 徳島市南末広町37-13        | 東部県土整備局徳島庁舎 | 東部県土整備局長   |
| 2  | 〃      | とうぶしぶなると    | 鳴門市撫養町立岩七枚19-1      | 鳴門合同庁舎      | 東部県土整備局副局長 |
| 3  | 〃      | とうぶしぶよしのがわ  | 吉野川市川島町宮島字南中須736-1  | 吉野川合同庁舎     | 東部県土整備局副局長 |
| 4  | 〃      | せいぶしぶみま     | 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73   | 西部総合県民局美馬庁舎 | 西部総合県民局長   |
| 5  | 〃      | せいぶしぶみよし    | 三好市池田町マチ2415        | 西部総合県民局三好庁舎 | 西部総合県民局長   |
| 6  | 〃      | なんぶしぶあなん    | 阿南市富岡町あ王谷46         | 南部総合県民局阿南庁舎 | 南部総合県民局長   |
| 7  | 〃      | なんぶしぶみなみ    | 海部郡美波町奥河内字弁財天17-1   | 南部総合県民局美波庁舎 | 南部総合県民局長   |
| 8  | 〃      | なんぶしぶなか     | 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1   | 南部総合県民局那賀庁舎 | 南部総合県民局長   |
| 9  | (準)支部局 | とくしまごちよう    | 徳島市新蔵町1丁目35         | 徳島合同庁舎      | 東部農林水産局長   |
| 10 | 〃      | せんたーとくしま    | 板野郡北島町鯛浜字大西165      | 防災センター      | とくしまゼロ作戦課長 |

## 【アナログ無線】

| 識別信号<br>(眉山移動系)  | 所 属               | 常置場所                | 使用管理者           |
|--|-------------------|---------------------|-----------------|
| ぼうさいとくしま 300, 302~309  | 徳島県庁              | 徳島市万代町1丁目1番地        | とくしまゼロ作戦課長      |
| ぼうさいとくしま 301   | 南部防災館             | 海部郡海陽町浅川字西福良43      | 南部総合県民局津波減災部長   |
| ぼうさいとくしま 700   | 徳島赤十字病院           | 小松島市小松島町字井利ノ口103    | 徳島赤十字病院長        |
| ぼうさいとくしま 212, 215  | 海上自衛隊徳島教育航空群      | 板野郡松茂町住吉字住吉開拓38     | 海上自衛隊徳島教育航空群司令  |
| ぼうさいとくしま 213, 214  | 海上自衛隊第24航空隊       | 小松島市和田島町字洲端4-3      | 海上自衛隊第24航空隊運用司令 |
| ぼうさいとくしまこうぐうたい<br>(全県移動系)  | 消防防災航空隊事務所        | 板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2 | とくしまゼロ作戦課長      |
| ぼうさいとくしま<br>10~15, 17, 20~24, 30~<br>39, 48, 68, 72, 75, 78, 89, 93,<br>95~97, 118, 123, 124, 204~<br>208, | 徳島県庁              | 徳島市万代町1丁目1番地        | とくしまゼロ作戦課長      |
| ぼうさいとくしま 600, 601~604, 609~637   | 防災センター            | 板野郡北島町鯛浜字大西165      | とくしまゼロ作戦課長      |
| ぼうさいとくしま 139, 605, 606   | 南部総合県民局津波減災部      | 海部郡美波町奥河内字弁財天17     | 南部総合県民局津波減災部長   |
| ぼうさいとくしま 201   | 南部防災館             | 海部郡海陽町浅川字西福良43      | 南部総合県民局津波減災部長   |
| ぼうさいとくしま 135, 136  | 南部総合県民局県土整備部美波庁舎  | 海部郡美波町奥河内字弁財天17     | 南部総合県民局県土整備部長   |
| ぼうさいとくしま 607, 608  | 西部総合県民局企画振興部美馬庁舎  | 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73   | 西部総合県民局企画振興部長   |
| ぼうさいとくしま 45, 46, 153, 154  | 西部総合県民局県土整備部三好庁舎  | 三好市池田町マチ2415        | 西部総合県民局県土整備部長   |
| ぼうさいとくしま 42, 44  | 西部総合県民局県土整備部西祖谷詰所 | 三好市西祖谷山村一字280-6     | 西部総合県民局県土整備部長   |
| ぼうさいとくしま 57, 58, 156   | 西部総合県民局県土整備部美馬庁舎  | 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73   | 西部総合県民局県土整備部長   |
| ぼうさいとくしま 55  | 西部総合県民局県土整備部木屋平詰所 | 美馬市木屋平字川井161        | 西部総合県民局県土整備部長   |
| ぼうさいとくしま 56  | 西部総合県民局県土整備部一字詰所  | 美馬郡つるぎ町一字字蔭475-9    | 西部総合県民局県土整備部長   |
| ぼうさいとくしまこうぐうたい<br>(防災相互系)  | 消防防災航空隊事務所        | 板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2 | とくしまゼロ作戦課長      |
| ぼうさいとくしまけん<br>231, 500, 508~516, 518, 519  | 徳島県庁              | 徳島市万代町1丁目1番地        | とくしまゼロ作戦課長      |
| ぼうさいとくしまけん<br>520, 521   | 消防防災航空隊事務所        | 板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2 | とくしまゼロ作戦課長      |
| ぼうさいとくしまけん<br>(ヘリテレ)   | 南部防災館             | 海部郡海陽町浅川字西福良43      | 南部総合県民局津波減災部長   |
| ぼうさいとくしま<br>ヘリテレ<br>(多重系)  | 消防防災航空隊事務所        | 板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2 | とくしまゼロ作戦課長      |
| ぼうさいとくしま<br>1000, 1001   | 徳島県庁              | 徳島市万代町1丁目1番地        | とくしまゼロ作戦課長      |

## 【デジタル無線】

| 識別信号  | 所 属               | 常置場所                 | 使用管理者         |
|---|-------------------|----------------------|---------------|
| ほうさいとくしま<br>211, 500～507, 511～<br>513, 515～543, 701～<br>752, 830, 831 | 徳島県庁              | 徳島市万代町1丁目1番地         | とくしまゼロ作戦課長    |
| ほうさいとくしま<br>377, 510  | 防災センター            | 板野郡北島町鯛浜字大西 165      | とくしまゼロ作戦課長    |
| ほうさいとくしま<br>140, 141  | 北泊中継局             | 鳴門市瀬戸町北泊字北泊 528-41   | とくしまゼロ作戦課長    |
| ほうさいとくしま<br>231, 559～561  | 東部農林水産局徳島庁舎       | 徳島市新蔵町 3-80          | 東部農林水産局長      |
| ほうさいとくしま<br>361, 545～553, 755～758                                     | 東部県土整備局徳島庁舎       | 徳島市南末広町 37-13        | 東部県土整備局長      |
| ほうさいとくしま<br>341, 562～565, 759～762                                     | 東部県土整備局鳴門庁舎       | 鳴門市撫養町立岩 7枚 19-1     | 東部県土整備局長      |
| ほうさいとくしま<br>574   | 東部農林水産局吉野川庁舎      | 吉野川市川島町宮島字南中須 736-1  | 東部農林水産局長      |
| ほうさいとくしま<br>311, 567～572, 763～766                                     | 東部県土整備局吉野川庁舎      | 吉野川市川島町宮島字南中須 736-1  | 東部県土整備局長      |
| ほうさいとくしま<br>462, 589, 785～787   | 南部総合県民局津波被災部      | 海部郡美波町奥河内字弁財天 17     | 南部総合県民局津波被災部長 |
| ほうさいとくしま<br>588   | 南部総合県民局経営企画部美波庁舎  | 海部郡美波町奥河内字弁財天 17     | 南部総合県民局経営企画部長 |
| ほうさいとくしま<br>587   | 南部総合県民局産業交流部美波庁舎  | 海部郡美波町奥河内字弁財天 17     | 南部総合県民局産業交流部長 |
| ほうさいとくしま<br>461, 580～586, 780～784                                     | 南部総合県民局県土整備部美波庁舎  | 海部郡美波町奥河内字弁財天 17     | 南部総合県民局県土整備部長 |
| ほうさいとくしま<br>664   | 南部総合県民局経営企画部阿南庁舎  | 阿南市富岡町あ王谷 46         | 南部総合県民局経営企画部長 |
| ほうさいとくしま<br>662, 663  | 南部総合県民局産業交流部阿南庁舎  | 阿南市富岡町あ王谷 46         | 南部総合県民局産業交流部長 |
| ほうさいとくしま<br>411, 655～660, 794～798                                     | 南部総合県民局県土整備部阿南庁舎  | 阿南市富岡町あ王谷 46         | 南部総合県民局県土整備部長 |
| ほうさいとくしま<br>597, 793  | 南部総合県民局経営企画部那賀庁舎  | 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ 64-1   | 南部総合県民局経営企画部長 |
| ほうさいとくしま<br>431, 590～596, 788～792                                     | 南部総合県民局県土整備部那賀庁舎  | 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ 64-1   | 南部総合県民局県土整備部長 |
| ほうさいとくしま<br>272, 678, 679, 813～815                                    | 西部総合県民局企画振興部美馬庁舎  | 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73   | 西部総合県民局企画振興部長 |
| ほうさいとくしま<br>676, 677  | 西部総合県民局農林水産部美馬庁舎  | 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73   | 西部総合県民局農林水産部長 |
| ほうさいとくしま<br>271, 670～674, 810～812                                     | 西部総合県民局県土整備部美馬庁舎  | 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73   | 西部総合県民局県土整備部長 |
| ほうさいとくしま<br>689   | 西部総合県民局企画振興部三好庁舎  | 三好市池田町マチ 2415        | 西部総合県民局企画振興部長 |
| ほうさいとくしま<br>688   | 西部総合県民局農林水産部三好庁舎  | 三好市池田町マチ 2415        | 西部総合県民局農林水産部長 |
| ほうさいとくしま<br>241, 682～686, 816～819                                     | 西部総合県民局県土整備部三好庁舎  | 三好市池田町マチ 2415        | 西部総合県民局県土整備部長 |
| ほうさいとくしま<br>378, 508, 509, 753, 754                                   | 消防防災航空隊           | 板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野 15-2 | とくしまゼロ作戦課長    |
| ほうさいとくしま<br>487   | 南部防災館             | 海部郡海陽町浅川字西福良 43      | 南部総合県民局津波被災部長 |
| ほうさいとくしま<br>292, 675, 820   | 西部総合県民局県土整備部木屋平話所 | 美馬市木屋平字川井 161 番地     | 西部総合県民局県土整備部長 |
| ほうさいとくしま<br>387   | 中央病院              | 徳島市蔵本町 1-10-3        | 中央病院長         |
| ほうさいとくしま<br>259   | 三好病院              | 三好市池田町シマ 815-2       | 三好病院長         |
| ほうさいとくしま<br>481, 801  | 海部病院              | 海部郡牟岐町大字中村字本村 75-1   | 海部病院長         |
| ほうさいとくしま<br>356   | 鳴門病院              | 鳴門市撫養町黒崎字小谷 32       | 鳴門病院長         |
| ほうさいとくしま<br>331, 573, 768   | 宮川内ダム             | 阿波市土成町宮川内字平間 58      | 東部県土整備局長      |
| ほうさいとくしま<br>471, 661, 799   | 福井ダム              | 阿南市福井町中連 71-1        | 南部総合県民局県土整備部長 |
| ほうさいとくしま<br>321, 823  | 夏子ダム              | 美馬市脇町字西俣名 2570       | 西部総合県民局農林水産部長 |
| ほうさいとくしま<br>376   | 企業局総合管理事務所        | 徳島市新蔵町 1-86          | 総合管理事務所長      |

| 識別信号                        | 所 属               | 常置場所                | 使用管理者         |
|-----------------------------|-------------------|---------------------|---------------|
| ぼうさいとくしま 391, 554, 555, 767 | 正木ダム              | 勝浦郡上勝町正木            | 東部県土整備局長      |
| ぼうさいとくしま 451, 695, 840      | 川口発電所             | 那賀郡那賀町吉野字イヤ谷 72-1   | 総合管理事務所長      |
| ぼうさいとくしま 392                | 勝浦発電所             | 勝浦郡勝浦町大字棚野字口立川 9-7  | 総合管理事務所長      |
| ぼうさいとくしま 687, 822           | 西部総合県民局県土整備部西祖谷詰所 | 〃 西祖谷山村一宇 280-6     | 西部総合県民局県土整備部長 |
| ぼうさいとくしま 821                | 西部総合県民局県土整備部一宇詰所  | 美馬郡つるぎ町一宇字蔭 475-9   | 西部総合県民局県土整備部長 |
| ぼうさいとくしま 389, 556~558, 769  | 徳島保健所             | 徳島市新蔵町 3-80         | 東部保健福祉局副局長    |
| ぼうさいとくしま 399, 771           | 小松島県民サービスセンター     | 小松島市堀川町 1-27        | 東部保健福祉局副局長    |
| ぼうさいとくしま 328, 575, 770      | 吉野川保健所            | 吉野川市鴨島町鴨島 106-2     | 東部保健福祉局副局長    |
| ぼうさいとくしま 287, 680, 681, 824 | 美馬保健所             | 美馬市穴吹町穴吹字明連 23      | 西部保健福祉環境部副部長  |
| ぼうさいとくしま 250, 690, 691, 825 | 三好保健所             | 三好市池田町字マチ 2542-4    | 西部保健福祉環境部副部長  |
| ぼうさいとくしま 426, 665, 666, 800 | 南部総合県民局保健福祉部阿南庁舎  | 阿南市領家町野神 319        | 南部保健福祉環境部副部長  |
| ぼうさいとくしま 381, 161, 850      | 徳島市役所             | 徳島市幸町 2-5           | 徳島市長          |
| ぼうさいとくしま 351, 162, 851      | 鳴門市役所             | 鳴門市撫養町南浜字東浜 160-2   | 鳴門市長          |
| ぼうさいとくしま 393, 163, 852      | 小松島市役所            | 小松島市横須町 1-1         | 小松島市長         |
| ぼうさいとくしま 421, 164, 853      | 阿南市役所             | 阿南市富岡町下ノ町 12-3      | 阿南市長          |
| ぼうさいとくしま 322, 165, 854      | 吉野川市役所            | 吉野川市鴨島町鴨島 115-1     | 吉野川市長         |
| ぼうさいとくしま 337, 166, 855      | 阿波市役所             | 阿波市市場町切幡字古田 201-1   | 阿波市長          |
| ぼうさいとくしま 286, 167, 856      | 美馬市役所             | 美馬市穴吹字九反地 5         | 美馬市長          |
| ぼうさいとくしま 251, 168, 857      | 三好市役所             | 三好市池田町シンマチ 1500-2   | 三好市長          |
| ぼうさいとくしま 394, 169, 858      | 勝浦町役場             | 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3    | 勝浦町長          |
| ぼうさいとくしま 395, 170, 859      | 上勝町役場             | 〃 上勝町大字福原字下横峰 3-1   | 上勝町長          |
| ぼうさいとくしま 382, 171, 860      | 佐那河内村役場           | 名東郡佐那河内村字中辺 71-1    | 佐那河内村長        |
| ぼうさいとくしま 323, 172, 861      | 石井町役場             | 名西郡石井町高川原字高川原 121-1 | 石井町長          |
| ぼうさいとくしま 383, 173, 862      | 神山町役場             | 〃 神山町神領字本野間 100     | 神山町長          |
| ぼうさいとくしま 452, 174, 863      | 那賀町役場             | 那賀郡那賀町和食郷字南川 104-1  | 那賀町長          |
| ぼうさいとくしま 485, 175, 185, 864 | 牟岐町役場             | 海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4   | 牟岐町長          |
| ぼうさいとくしま 473, 176, 865      | 美波町役場             | 〃 美波町奥河内字本村 18-1    | 美波町長          |
| ぼうさいとくしま 486, 177, 866      | 海陽町役場             | 〃 海陽町大里字上中須 128     | 海陽町長          |
| ぼうさいとくしま 352, 178, 867      | 松茂町役場             | 板野郡松茂町広島字東裏 30      | 松茂町長          |
| ぼうさいとくしま 384, 179, 868      | 北島町役場             | 〃 北島町中村字上地 23-1     | 北島町長          |
| ぼうさいとくしま 385, 180, 869      | 藍住町役場             | 〃 藍住町奥野矢上前 52-1     | 藍住町長          |
| ぼうさいとくしま 353, 181, 870      | 板野町役場             | 〃 板野町吹田字町南 22-2     | 板野町長          |
| ぼうさいとくしま 333, 182, 871      | 上板町役場             | 〃 上板町七条字経塚 42       | 上板町長          |
| ぼうさいとくしま 284, 183, 872      | つるぎ町役場            | 美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3    | つるぎ町長         |
| ぼうさいとくしま 256, 184, 873      | 東みよし町役場           | 三好郡東みよし町加茂 3360     | 東みよし町長        |
| ぼうさいとくしま 424                | 阿南市消防本部           | 阿南市辰巳町 1-33         | 阿南市長          |
| ぼうさいとくしま 257                | 美馬市消防本部           | 美馬市脇町字拝原 1742-1     | 美馬市長          |

石井町[資料編]

| 識別信号         | 所 属             | 常置場所                    | 使用管理者           |
|--------------|-----------------|-------------------------|-----------------|
| ぼうさいとくしま 454 | 那賀町消防本部         | 那賀郡那賀町百合字石橋 250         | 那賀町長            |
| ぼうさいとくしま 484 | 海部消防組合消防本部      | 海部郡牟岐町大字川字新光寺 98-1      | 海部消防組合管理者       |
| ぼうさいとくしま 354 | 板野東部消防組合消防本部    | 板野郡北島町北村字大開 11-1        | 板野東部消防組合管理者     |
| ぼうさいとくしま 338 | 板野西部消防組合消防本部    | 板野郡板野町羅漢字前田 35          | 板野西部消防組合管理者     |
| ぼうさいとくしま 327 | 名西消防組合消防本部      | 名西郡石井町高川原字高川原 66-8      | 名西消防組合管理者       |
| ぼうさいとくしま 326 | 徳島中央広域連合消防本部    | 徳島県吉野川市鴨島町上下島 21 番地 1   | 徳島中央広域連合長       |
| ぼうさいとくしま 258 | 美馬西部消防組合消防本部    | 美馬市美馬町字天神 119           | 美馬西部消防組合管理者     |
| ぼうさいとくしま 255 | みよし広域連合消防本部     | 三好郡東みよし町足代 345-1        | みよし広域連合長        |
| ぼうさいとくしま 441 | 長安ロダム           | 那賀郡那賀町小浜字立石 5-4         | 那賀川河川事務所事業計画課長  |
| ぼうさいとくしま 221 | 徳島地方気象台         | 徳島市大和町 2-3-36           | 徳島地方気象台長        |
| ぼうさいとくしま 396 | 徳島海上保安部         | 小松島市小松島町字外開 1-11        | 徳島海上保安部長        |
| ぼうさいとくしま 425 | 第 1 4 施設隊       | 阿南市那賀川町小延 413-1         | 陸上自衛隊第 14 施設隊長  |
| ぼうさいとくしま 355 | 徳島教育航空群         | 板野郡松茂町住吉字住吉開拓 38        | 海上自衛隊徳島教育航空群司令  |
| ぼうさいとくしま 397 | 第 2 4 航空隊       | 小松島市和田島町洲端 4-3          | 海上自衛隊第 24 航空隊司令 |
| ぼうさいとくしま 388 | 日赤県支部           | 徳島市庄町 3 丁目 12-1         | 日本赤十字社徳島県支部長    |
| ぼうさいとくしま 398 | 徳島赤十字病院         | 小松島市小松島町字井利ノ口 103       | 徳島赤十字病院長        |
| ぼうさいとくしま 372 | NHK 徳島放送局       | 徳島市寺島本町東 1 丁目 28        | NHK 徳島放送局長      |
| ぼうさいとくしま 373 | 四国放送            | 徳島市中徳島町 2-5-2           | 四国放送株式会社社長      |
| ぼうさいとくしま 375 | エフエム徳島          | 徳島市幸町 1 丁目 6            | 株式会社エフエム徳島社長    |
| ぼうさいとくしま 900 | 徳島大学病院          | 徳島市蔵本町 2-50-1           | 徳島大学病院長         |
| ぼうさいとくしま 901 | 徳島市民病院          | 徳島市北常三島 2-34            | 徳島市民病院長         |
| ぼうさいとくしま 902 | 吉野川医療センター       | 吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島 120     | 吉野川医療センター院長     |
| ぼうさいとくしま 903 | 阿南医師会中央病院       | 阿南市宝田町川原 2              | 阿南医師会中央病院長      |
| ぼうさいとくしま 904 | 海南病院            | 海部郡海陽町四方原字広谷 16-1       | 海南病院長           |
| ぼうさいとくしま 905 | 半田病院            | 美馬郡つるぎ町半田字中藪 234-1      | 半田病院長           |
| ぼうさいとくしま 906 | 田岡病院            | 徳島市万代町 4-2-2            | 田岡病院長           |
| ぼうさいとくしま 907 | 阿南共栄病院          | 阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ 36        | 阿南共栄病院長         |
| ぼうさいとくしま 908 | ホウエツ病院          | 美馬市脇町大字猪ノ尻字八幡神社下南 130-3 | ホウエツ病院長         |
| ぼうさいとくしま 909 | 阿波病院            | 阿波市市場町市場字岸ノ下 190-1      | 阿波市病院長          |
| ぼうさいとくしま 910 | 上那賀病院           | 那賀郡那賀町小浜 137-1          | 上那賀病院長          |
| ぼうさいとくしま 911 | 市立三野病院          | 三好市三野町芝生 1270-30        | 市立三野病院長         |
| ぼうさいとくしま 912 | 国立病院機構徳島病院      | 吉野川市鴨島町敷地 1354          | 徳島病院長           |
| ぼうさいとくしま 913 | 国立病院機構東徳島医療センター | 板野郡板野町大寺字大向北 1-1        | 東徳島医療センター院長     |

## 地球局の設置場所等（一般財団法人自治体衛星通信機構）

|    | 設置場所<br>(地球局)        |  | 局番号    | 住所                   |
|----|----------------------|--|--------|----------------------|
|    |                      |  |        |                      |
| 1  | 徳島県庁                 |  | 36-211 | 徳島市万代町1丁目1番地         |
| 2  | 防災センター               |  | 36-377 | 板野郡北島町鯛浜字大西 165      |
| 3  | 南部総合県民局美波庁舎          |  | 36-461 | 海部郡美波町奥河内字才天 17-1    |
| 4  | 西部総合県民局美馬庁舎          |  | 36-271 | 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73   |
| 5  | 徳島県立南部防災館            |  | 36-487 | 海部郡海陽町浅川字西福良 4 3     |
| 6  | 徳島県衛星可搬局 2           |  | 36-213 | 板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野 15-2 |
| 7  | 徳島県衛星可搬局 3           |  | 36-214 | 板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野 15-2 |
| 8  | 東みよし町三好庁舎<br>(受信専用局) |  | 36-263 | 三好郡東みよし町昼間 3673-1    |
| 1  | 徳島県衛星可搬局             |  | 36-002 | 徳島市万代町1丁目1番地         |
| 2  | 徳島市役所                |  | 36-023 | 徳島市幸町 2-5            |
| 3  | 鳴門市役所                |  | 36-024 | 鳴門市撫養町南浜字東浜 160-2    |
| 4  | 小松島市役所               |  | 36-026 | 小松島市横須町 1-1          |
| 5  | 阿南市役所                |  | 36-021 | 阿南市富岡町トノ町 12-3       |
| 6  | 吉野川市役所               |  | 36-040 | 吉野川市鴨島町鴨島 115-1      |
| 7  | 阿波市役所                |  | 36-039 | 阿波市市場町切幡字古田 201-1    |
| 8  | 美馬市役所                |  | 36-042 | 美馬市穴吹字九反地 5          |
| 9  | 三好市役所                |  | 36-043 | 三好市池田町シンマチ 1500-2    |
| 10 | 勝浦町役場                |  | 36-009 | 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3     |
| 11 | 上勝町役場                |  | 36-028 | 上勝町大字福原字下横峰 3-1      |
| 12 | 佐那河内村役場              |  | 36-029 | 名東郡佐那河内村字中辺 71-1     |
| 13 | 石井町役場                |  | 36-022 | 名西郡石井町高川原字高川原 121-1  |
| 14 | 神山町役場                |  | 36-030 | 神山町神領字本野間 100        |
| 15 | 那賀町役場                |  | 36-031 | 那賀郡那賀町和食郷字南川 104-1   |
| 16 | 牟岐町役場                |  | 36-033 | 海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4    |
| 17 | 美波町役場                |  | 36-032 | 美波町奥河内字本村 18-1       |
| 18 | 海陽町役場                |  | 36-034 | 海陽町大里字上中須 128        |
| 19 | 松茂町役場                |  | 36-010 | 板野郡松茂町広島字東裏 30       |
| 20 | 北島町役場                |  | 36-035 | 北島町中村字上地 23-1        |
| 21 | 藍住町役場                |  | 36-036 | 藍住町奥野矢上前 52-1        |
| 22 | 板野町役場                |  | 36-037 | 板野町吹田字町南 22-2        |
| 23 | 上板町役場                |  | 36-038 | 上板町七条字縁塚 42          |
| 24 | つるぎ町役場               |  | 36-041 | 美馬郡つるぎ町真光字東浦 1-3     |
| 25 | 東みよし町役場              |  | 36-044 | 三好郡東みよし町加茂 3360      |
| 26 | 鳴門市消防本部              |  | 36-025 | 鳴門市撫養町南浜字東浜 170      |
| 27 | 小松島市消防本部             |  | 36-027 | 小松島市横須町 1-1          |
| 28 | 阿南市消防本部              |  | 36-018 | 阿南市辰巳町 1-33          |
| 29 | 美馬市消防本部              |  | 36-016 | 美馬市脇町字拝原 1742-1      |
| 30 | 那賀町消防本部              |  | 36-019 | 那賀郡那賀町百合字石橋 250      |

石井町[資料編]

|    | 設置場所         |         | 局番号    | 住所                    |
|----|--------------|---------|--------|-----------------------|
|    |              | (受信専用局) |        |                       |
| 31 | 海部消防組合消防本部   |         | 36-020 | 海部郡牟岐町大字川長字新光寺 98-1   |
| 32 | 板野東部消防組合消防本部 |         | 36-013 | 板野郡北島町北村字大開 11-1      |
| 33 | 板野西部消防組合消防本部 |         | 36-012 | 板野郡板野町羅漢字前田 35        |
| 34 | 名西消防組合消防本部   |         | 36-014 | 名西郡石井町高川原字高川原 66-8    |
| 35 | 徳島中央広域連合消防本部 |         | 36-011 | 徳島県吉野川市鴨島町上下島 21 番地 1 |
| 36 | 美馬西部消防組合消防本部 |         | 36-017 | 美馬市美馬町字天神 119         |
| 37 | みよし広域連合消防本部  |         | 36-015 | 三好郡東みよし町足代 345-1      |

## 地球局の設置場所等 (アイピースタージャパン株式会社)

別表 1-3

|    | 設置場所                          |
|----|-------------------------------|
| 1  | 徳島県庁 徳島市万代町1丁目1番地             |
| 2  | 徳島合同庁舎 徳島市新蔵町1丁目35            |
| 3  | 鳴門合同庁舎 鳴門市撫養町立岩七枚19-1         |
| 4  | 吉野川合同庁舎 吉野川市川島町宮島字南中須736-1    |
| 5  | 東部県土整備局徳島庁舎 徳島市南末広町37-13      |
| 6  | 南部総合県民局阿南庁舎 阿南市富岡町あ王谷46       |
| 7  | 南部総合県民局美波庁舎 海部郡美波町奥河内字弁財天17-1 |
| 8  | 南部総合県民局那賀庁舎 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1 |
| 9  | 西部総合県民局美馬庁舎 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 |
| 10 | 西部総合県民局三好庁舎 三好市池田町マチ2415      |
| 11 | 防災センター 板野郡北島町鯛浜字大西165         |
| 12 | 消防防災航空隊 板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2   |
| 13 | 南部防災館 海部郡海陽町浅川字西福良43          |
| 14 | 木屋平話所 美馬市木屋平字川井161番地          |
| 15 | 中央病院 徳島市蔵本町1-10-3             |
| 16 | 三好病院 三好市池田町シマ815-2            |
| 17 | 海部病院 海部郡牟岐町大字中村字本村75-1        |
| 18 | 鳴門病院 鳴門市撫養町黒崎字小谷32            |
| 19 | 宮川内ダム 阿波市土成町宮川内字平間58          |
| 20 | 福井ダム 阿南市福井町中連71-1             |
| 21 | 企業局総合管理事務所 徳島市新蔵町1-86         |
| 22 | 正木ダム 勝浦郡上勝町正木                 |
| 23 | 川口発電所 那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1        |
| 24 | 勝浦発電所 勝浦郡勝浦町大字棚野字口立川9-7       |
| 25 | 徳島市 徳島市幸町2-5                  |
| 26 | 鳴門市 鳴門市撫養町南浜字東浜160-2          |
| 27 | 小松島市 小松島市横須町1-1               |
| 28 | 阿南市 阿南市富岡町トノ町12-3             |
| 29 | 吉野川市 吉野川市鳴島町鳴島115-1           |
| 30 | 阿波市 阿波市市場町切幡字古田201-1          |
| 31 | 美馬市 美馬市穴吹字九反地5                |
| 32 | 三好市 三好市池田町シマチ1500-2           |
| 33 | 勝浦町 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3           |
| 34 | 上勝町 上勝町大字福原字下横峰3-1            |
| 35 | 佐那河内村 名東郡佐那河内村字中辺71-1         |
| 36 | 石井町 名西郡石井町高川原字高川原121-1        |

|    | 設置場所                     |
|----|--------------------------|
| 37 | 神山町 神山町神領字本野間100         |
| 38 | 那賀町 那賀郡那賀町和食郷字南川104-1    |
| 39 | 牟岐町 牟岐町大字中村字本村7-4        |
| 40 | 美波町 美波町奥河内字本村18-1        |
| 41 | 海陽町 海陽町大里字上中須128         |
| 42 | 松茂町 板野郡松茂町広島字東裏30        |
| 43 | 北島町 北島町中村字上地23-1         |
| 44 | 藍住町 藍住町奥野矢上前52-1         |
| 45 | 板野町 板野郡板野町吹田字町南22-2      |
| 46 | 上板町 上板町七条字経塚42           |
| 47 | つるぎ町 美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3     |
| 48 | 東みよし町 三好郡東みよし町加茂3360     |
| 49 | 徳島市消防局 徳島市新蔵町1-88        |
| 50 | 鳴門市消防 鳴門市撫養町南浜字東浜160-2   |
| 51 | 小松島市消防 小松島市横須町1-1        |
| 52 | 阿南市消防 阿南市富岡町トノ町1-1       |
| 53 | 美馬市消防 美馬市脇町字拝原1742-1     |
| 54 | 那賀町消防 那賀郡那賀町百合字石橋250     |
| 55 | 名西消防 名西郡石井町高川原字高川原66-8   |
| 56 | 海部消防 海部郡牟岐町大字川長真光寺98-1   |
| 57 | 板野東部消防 板野郡松茂町広島字西川向25    |
| 58 | 板野西部消防 板野郡板野町羅漢字前田35     |
| 59 | 中央広域連合 吉野川市鳴島町鳴島115-1    |
| 60 | 美馬西部消防 美馬市美馬町字天神119      |
| 61 | みよし広域連合 三好郡東みよし町足代345-1  |
| 62 | 長安口ダム 那賀郡那賀町小浜字立石5-4     |
| 63 | 徳島地方気象台 徳島市大和町2-3-36     |
| 64 | 徳島海上保安部 小松島市小松島町字外開1-11  |
| 65 | 第14施設隊 阿南市那賀川町小延413-1    |
| 66 | 徳島教育航空群 板野郡松茂町住吉字住吉開拓38  |
| 67 | 第24航空隊 小松島市和田島町洲端4-3     |
| 68 | 日赤支部 徳島市庄町3丁目12-1        |
| 69 | 徳島赤十字病院 小松島市小松島町字井利ノ口103 |
| 70 | NHK 徳島放送局 徳島市寺島本町東1丁目28  |
| 71 | 四国放送 徳島市中徳島町2-5-2        |
| 72 | エフエム徳島 徳島市幸町1丁目6         |

## 別表2 防災カメラ設置

## 場所一覧

| 設置場所 |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 1    | 眉山中継局<br>徳島市眉山町茂助ヶ原 7             |
| 2    | 三好中継局<br>三好市池田町佐馬路馬場 816-4        |
| 3    | 明神中継局<br>海部郡美波町阿部カシガフチ 592-4      |
| 4    | 六郎山中継局<br>勝浦郡勝浦町大字坂本字蜂ヶ尻 37-13    |
| 5    | 県庁<br>徳島市万代町 1 丁目 1 番地            |
| 6    | 鳴門合同庁舎<br>鳴門市撫養町立岩七枚 19-1         |
| 7    | 吉野川合同庁舎<br>吉野川市川島町宮島字南中須 736-1    |
| 8    | 東部県土整備局徳島庁舎<br>徳島市南末広町 37-13      |
| 9    | 南部総合県民局阿南庁舎<br>阿南市富岡町あ玉谷 46       |
| 10   | 南部総合県民局美波庁舎<br>海部郡美波町奥河内字弁財天 17-1 |
| 11   | 南部総合県民局那賀庁舎<br>那賀郡那賀町吉野字弥八かへ 64-1 |
| 12   | 西部総合県民局美馬庁舎<br>美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73 |
| 13   | 西部総合県民局三好庁舎<br>三好市池田町マチ 2415      |
| 14   | 防災センター<br>板野郡北島町鯛浜字大西 165         |

別記第1号様式

デジタル画像伝送予約申込（完了通知）書

年 月 日

様

申込課（室）

課（室）長名

担当者職・氏名

連絡先電話番号

下記のとおりデジタル画像の伝送をした いたので  
申し込みます。

記

1 伝送方法（該当方法を○で囲む。）

（1）テレビカメラ映像の生放送

（2）記録媒体の再生放送

2 伝送に要する時間（カラーバー及び調整音の送信時間10分を加えること。） 時間 分

3 伝送希望日時

平成 年 月 日 時 分～ 時 分

4 伝送目的及び内容（簡単に記入する。）

.....  
予約完了通知書

平成 年 月 日

下記のとおり予約を完了したので通知します。

記

1 伝送時間

平成 年 月 日 時 分～ 時 分

2 使用チャンネル

送信 CH 受信 CH

3 備考

第2号様式

デジタル画像視聴、録画申込（承諾）書

年 月 日

様

申込課（室）

課（室）長名

担当者職・氏名

連絡先電話番号

下記のとおりデジタル画像の視聴、録画を申し込みます。

記

1 視聴、録画番組名及び放送日時

番組名

放送日時 平成 年 月 日 時 分～ 時 分

2 視聴人員

名

3 記録媒体

媒体種類、本

4 備考

視聴、録画承諾書

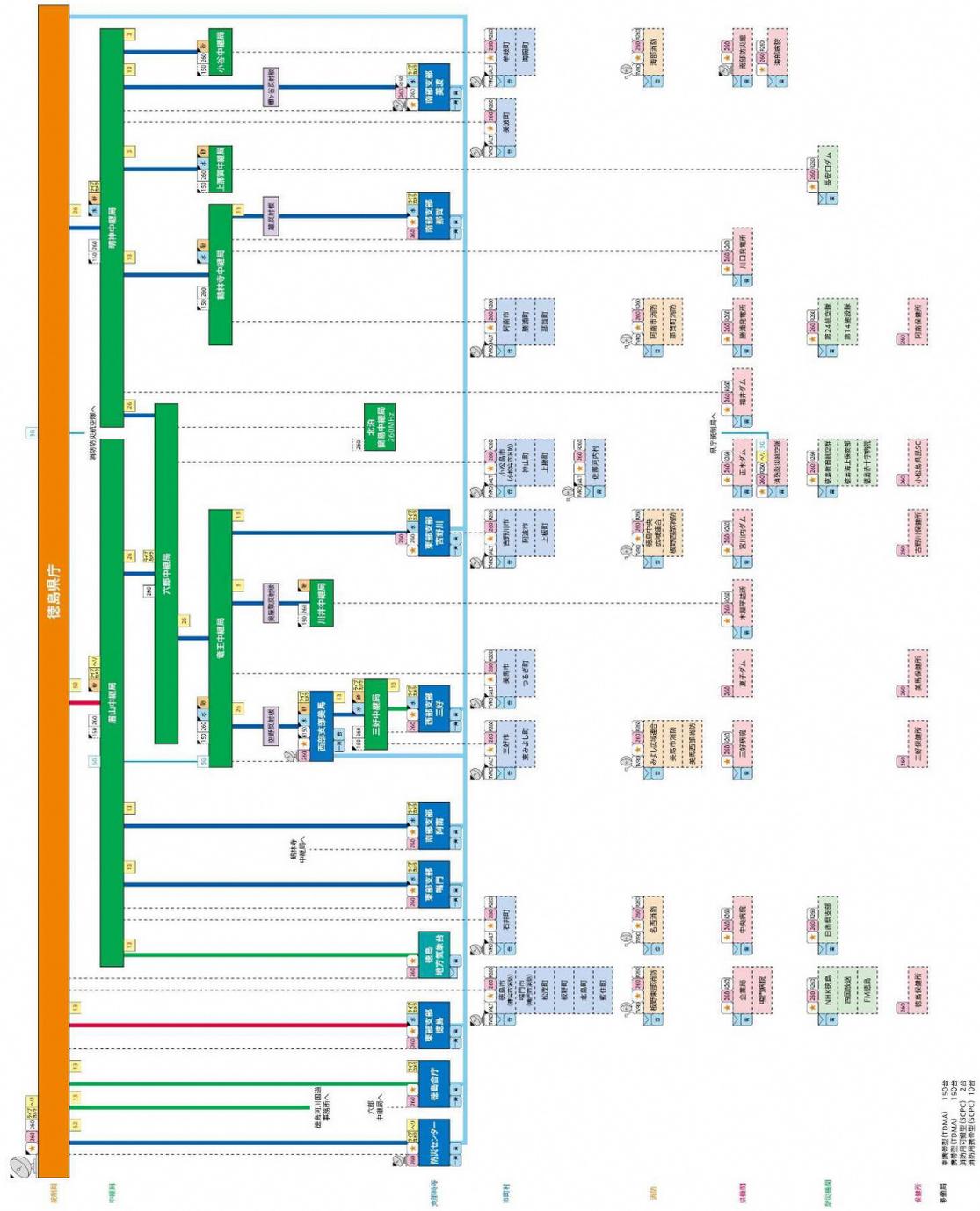
平成 年 月 日

上記の申込を承諾しました。

### 3 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線系統

## 総合情報通信ネットワークシステムの回線系統

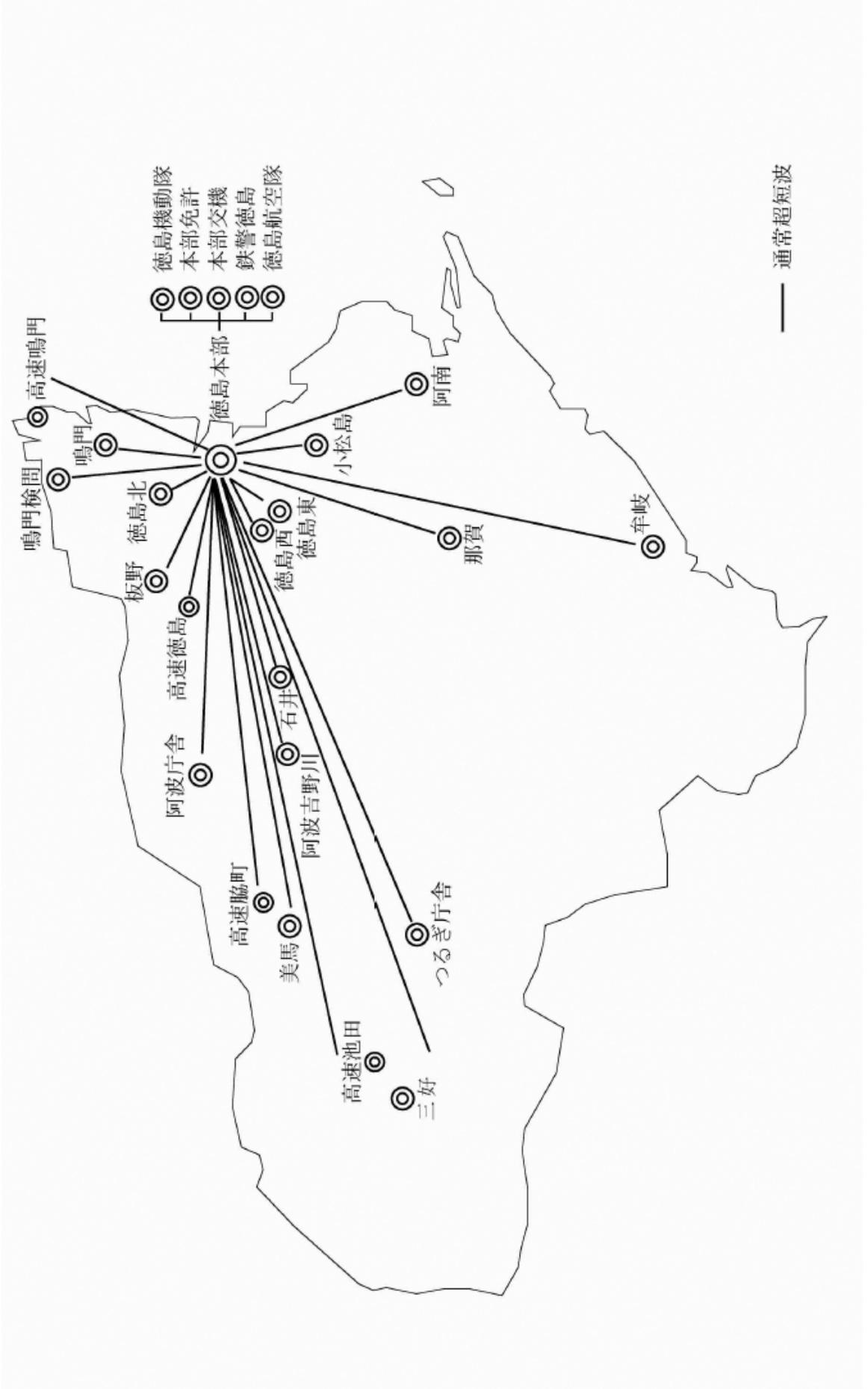
徳島県総合情報通信ネットワークシステムは、地上系システム、衛星系システム、およびバックアップ有線系(全庁LAN)システムにより構成されています。地上系システムは県庁を統制局に、防災センター1局、支部局9局、端末局65局(市町村局24局、県機関局14局、防災関係局11局、消防局10局、保健所6局)、中継局9局、簡易中継局1局、移動局300局(車携帯局150局、携帯局10局)、消防用移動局12局(可搬局2局、携帯局10局)また、衛星系システムは、県庁1局、防災センター1局、支部局2局、端末局(市町村24局、消防局10局)、端末局(消防専用)34局(市町村24局、消防局10局)、衛星インターネット局69局でネットワークし、確実な情報収集伝達手段として県内をくまなくカバーしています。



| 凡例            | 一斉システム                | 取替システム       |
|---------------|-----------------------|--------------|
| データPAクエ       | データPAクエ               | ライブカメラ       |
| メール一斉         | メール一斉                 | ヘルプデスク       |
| 音声一斉          | 音声一斉                  |              |
| 既設システム        | 衛星                    | 地上端末局        |
| 移動子レコーダ       | VSAT                  | 多量端末局        |
| 本拠(岡山)カメラ     | TVRO受信アンテナ            | 多量端末局        |
| JALERT        | TVRO                  | 260MHzデジタル無線 |
| 150MHz帯内移動基地局 | IPSTAR(FCI/IP電話/IFAX) | 260MHzデジタル無線 |
| 150MHz帯通断制御   |                       | 260MHz通断制御   |
| 中継局           |                       |              |
| 多量中継局         |                       |              |
| 260MHz基地局     |                       |              |
| 260MHz帯中継局    |                       |              |
| 5GHz帯無線アセス    |                       |              |
| 回線系統 (Mbps)   |                       |              |
| 18GHz帯WA回線    |                       |              |
| 12GHz帯多量回線    |                       |              |
| 7.5GHz帯多量回線   |                       |              |
| 260MHz帯デジタル回線 |                       |              |
| 5GHz帯無線アセス回線  |                       |              |
| 全庁LAN         |                       |              |

衛星系(TDMA) 150台  
 消防用衛星(GSPC) 2台  
 消防用衛星(GSPC) 10台

#### 4 県警察関係通信系統図



## 5 無線局局名録

## (1) 消防関係

| 所在地      | 免許人      | 無線局名        | 備考 |
|----------|----------|-------------|----|
| 徳島市八万町   | 徳島市      | 眉山基地局       |    |
| 〃        | 鳴門市      | 鳴門消防眉山基地局   |    |
| 鳴門市瀬戸町   | 〃        | 鳴門消防基地局     |    |
| 小松島市横須町  | 小松島市     | 小松島消防基地局    |    |
| 阿南市辰己町   | 阿南市消防本部  | 阿南消防基地局     |    |
| 海部郡美波町   | 〃        | 阿南消防明神基地局   |    |
| 名西郡石井町   | 名西消防組合   | 名西消防基地局     |    |
| 名西郡神山町   | 〃        | 名西消防神山基地局   |    |
| 那賀郡那賀町   | 那賀町消防本部  | 那賀消防本部基地局   |    |
|          |          | 大戸基地局       |    |
|          |          | 掛盤基地局       |    |
|          |          | 黒野田基地局      |    |
| 海部郡美波町   | 海部消防組合   | 海部消防日和佐基地局  |    |
| 海部郡牟岐町   | 〃        | 海部消防牟岐基地局   |    |
| 海部郡海陽町   | 〃        | 海部消防小谷山基地局  |    |
|          |          | 海部消防海南基地局   |    |
| 板野郡北島町   | 板野東部消防組合 | 板野東部消防本部基地局 |    |
| 板野郡藍住町   | 〃        | 板野東部消防藍住基地局 |    |
| 板野郡板野町   | 板野西部消防組合 | 板野西部消防基地局   |    |
| 吉野川市鴨島町  | 徳島中央広域連合 | 徳島中央消防本部基地局 |    |
| 吉野川市山川町  | 〃        | 美郷前進基地局     |    |
| 美馬市脇町    | 美馬市      | 空野前進基地局     |    |
| 美馬市木屋平   | 〃        | 大北前進基地局     |    |
| 美馬市美馬町   | 美馬西部消防組合 | 美馬西部消防組合基地局 |    |
|          | 美馬市      | 美馬西部前進基地局   |    |
| 美馬郡つるぎ町  | 美馬西部消防組合 | 美馬西部消防一字基地局 |    |
|          | 美馬市      | 一字前進基地局     |    |
| 三好郡東みよし町 | みよし広域連合  | みよし消防水の丸基地局 |    |
|          |          | みよし消防本部     |    |

| 所在地      | 免許人 | 無線局名       | 備考 |
|----------|-----|------------|----|
| 三好市池田町   | 〃   | みよし消防三好基地局 |    |
|          |     | みよし消防池田    |    |
| 三好市山城町   | 〃   | みよし消防西     |    |
| 三好市西祖谷山村 | 〃   | みよし消防後山基地局 |    |
| 三好市東祖谷   | 〃   | みよし消防榎峯基地局 |    |
|          |     | みよし消防祖谷    |    |

## (2)警察関係

| 所在地      | 免許人   | 無線局名        | 備考       |
|----------|-------|-------------|----------|
| 徳島市万代町   | 警察庁長官 | 徳島本部固定局     | 超短波      |
| 徳島市中洲町   | 〃     | 東固定局        | 〃        |
| 徳島市庄町    | 〃     | 徳島西固定局      | 〃        |
| 板野郡北島町   | 〃     | 北固定局        | 〃        |
| 鳴門市大津町   | 〃     | 鳴門固定局       | 〃        |
| 小松島市日開野町 | 〃     | 小松島固定局      | 〃        |
| 阿南市富岡町   | 〃     | 阿南固定局       | 〃        |
| 那賀郡那賀町   | 〃     | 那賀固定局       | 〃        |
| 海部郡牟岐町   | 〃     | 牟岐固定局       | 〃        |
| 板野郡板野町   | 〃     | 板野固定局       | 〃        |
| 名西郡石井町   | 〃     | 石井固定局       | 〃        |
| 吉野川市川島町  | 〃     | 阿波吉野川固定局    | 〃        |
| 阿波市香美原田  | 〃     | 阿波庁舎固定局     | 〃        |
| 美馬市脇町    | 〃     | 美馬固定局       | 〃        |
| 美馬郡つるぎ町  | 〃     | つるぎ庁舎固定局    | 〃        |
| 三好市池田町   | 〃     | 三好固定局       | 〃        |
| 徳島市応神町   | 〃     | 高速徳島固定局     | 〃        |
| 美馬郡脇町    | 〃     | 高速脇町固定局     | 〃        |
| 三好市井川町   | 〃     | 高速池田固定局     | 〃        |
| 鳴門市鳴門町   | 〃     | 高速鳴門固定局     | 〃        |
| 鳴門市北灘町   | 〃     | 鳴門検問固定局     | 〃        |
| 板野郡松茂町   | 〃     | 本部免許固定局     | 〃        |
| 板野郡松茂町   | 〃     | 本部交機固定局     | 〃        |
| 徳島市論田町   | 〃     | 徳島機動隊固定局    | 〃        |
| 徳島市寺島本町  | 〃     | 鉄警徳島固定局     | 〃        |
| 板野郡松茂町   | 〃     | 徳島航空隊固定局    | 〃        |
| 徳島市万代町   | 〃     | とくけい97陸上移動局 | 防災相互波を保有 |
| 徳島市万代町   | 〃     | とくけい98陸上移動局 | 〃        |

## (3) 国土交通省関係

| 所在地     | 免許人   | 無線局名      | 備考   |
|---------|-------|-----------|------|
| 美馬市美馬町  | 国土交通省 | 建設美馬固定局   | 対馬場  |
| 〃       | 〃     | 〃         | 対貞光  |
| 美馬市美馬町  | 〃     | 建設美馬基地局   |      |
| 吉野川市鴨島町 | 〃     | 建設鴨島固定局   | 対上板  |
| 〃       | 〃     | 〃         | 対竜王  |
| 板野郡藍住町  | 〃     | 建設藍住固定局   | 対徳島  |
| 板野郡松茂町  | 〃     | 建設松茂固定局   | 対徳島  |
| 海部郡美波町  | 〃     | 建設明神固定局   | 対高城山 |
| 〃       | 〃     | 〃         | 対日和佐 |
| 〃       | 〃     | 〃         | 対長安  |
| 〃       | 〃     | 〃 基地局     |      |
| 美馬市美馬町  | 〃     | 建設竜王固定局   | 対徳島  |
| 〃       | 〃     | 〃         | 対新高松 |
| 〃       | 〃     | 〃         | 対梶ヶ森 |
| 〃       | 〃     | 〃         | 対丸亀  |
| 〃       | 〃     | 〃         | 対鬼無  |
| 〃       | 〃     | 〃         | 対鴨島  |
| 〃       | 〃     | 〃         | 対貞光  |
| 徳島市上吉野町 | 〃     | 建設徳島第2固定局 | 対鳴門  |
| 〃       | 〃     | 建設徳島基地局   |      |
| 〃       | 〃     | 建設徳島固定局   | 対淡路  |
| 〃       | 〃     | 〃         | 対上板  |
| 〃       | 〃     | 〃         | 対藍住  |
| 〃       | 〃     | 〃         | 対竜王  |
| 〃       | 〃     | 〃         | 対松茂  |
| 〃       | 〃     | 〃         | 対徳島県 |
| 〃       | 〃     | 〃         | 対天ヶ津 |
| 〃       | 〃     | 〃         | 対川内  |
| 阿南市領家町  | 〃     | 建設那賀川固定局  | 対天ヶ津 |
| 〃       | 〃     | 〃         |      |
| 美馬郡つるぎ町 | 〃     | 建設貞光固定局   | 対美馬  |
| 〃       | 〃     | 〃         | 対竜王  |

## 石井町[資料編]

| 所在地    | 免許人   | 無線局名      | 備考     |
|--------|-------|-----------|--------|
| 三好市池田町 | 国土交通省 | 建設池田国道固定局 | 対池田    |
| 〃      | 〃     | 〃         | 対馬場    |
| 〃      | 〃     | 建設馬場固定局   | 対池田国道  |
| 〃      | 〃     | 〃         | 対国政    |
| 〃      | 〃     | 〃         | 対美馬    |
| 〃      | 〃     | 建設馬場基地局   |        |
| 三好市山城町 | 〃     | 建設国政固定局   | 対馬場    |
| 〃      | 〃     | 〃         | 対下名    |
| 〃      | 〃     | 建設下名固定局   | 対国政    |
| 〃      | 〃     | 〃 基地局     |        |
| 板野郡上板町 | 〃     | 建設上板固定局   | 対徳島    |
| 〃      | 〃     | 〃         | 対鴨島    |
| 鳴門市大麻町 | 〃     | 建設天ヶ津固定局  | 対徳島    |
| 〃      | 〃     | 〃         | 対明神    |
| 〃      | 〃     | 〃         | 対高城山   |
| 〃      | 〃     | 〃         | 対那賀川   |
| 海部郡美波町 | 〃     | 建設日和佐固定局  | 対明神    |
| 〃      | 〃     | 〃 第2固定局   | 対那佐第2  |
| 海部郡海陽町 | 〃     | 建設那佐固定局   | 対内妻    |
| 〃      | 〃     | 〃 第2固定局   | 対日和佐第2 |
| 〃      | 〃     | 〃 基地局     |        |
| 鳴門市瀬戸町 | 〃     | 建設鳴門固定局   | 対徳島第2  |
| 鳴門市瀬戸町 | 〃     | 建設鳴門基地局   |        |
| 三好市池田町 | 〃     | 建設池田固定局   | 対雲辺寺   |
| 〃      | 〃     | 〃         | 対吉野川   |
| 〃      | 〃     | 〃         | 対池田国道  |
| 三好市井川町 | 〃     | 建設吉野川固定局  | 対池田    |
| 〃      | 〃     | 〃         | 対高城山   |
| 〃      | 〃     | 〃         | 対梶ヶ森   |
| 那賀郡那賀町 | 〃     | 建設高城山固定局  | 対天ヶ津   |
| 〃      | 〃     | 〃         | 対吉野川   |
| 〃      | 〃     | 建設長安口固定局  | 対明神    |

## (4) 西日本電信電話株式会社関係 孤立防止用超小型衛星通信装置設置場所

| 設置場所              | 呼出番号         | 備考    |
|-------------------|--------------|-------|
| 伊島漁協              | 042-521-4134 | 超小型衛星 |
| 徳島県庁 4 F<br>災害対策室 | 042-521-4135 | 超小型衛星 |

## (5) 報道関係

| 所在地     | 免許人       | 種別  | 備考 |
|---------|-----------|-----|----|
| 徳島市寺島本町 | 日本放送協会    | 基地局 |    |
| 徳島市中徳島町 | 四国放送(株)   | 〃   |    |
| 〃       | (社) 徳島新聞社 | 〃   |    |
| 徳島市中洲町  | (株) 読売新聞社 | 〃   |    |
| 徳島市八百屋町 | (株) 朝日新聞社 | 〃   |    |

## (6) 海岸局関係

| 所在地        | 免許人         | 無線局名   | 電力                        | 電波の型式及び周波数  | 備考  |
|------------|-------------|--------|---------------------------|---|-----|
| 海部郡牟岐町     | 徳島県         | 牟岐海岸局  | 50<br>200                 | J3E 1778.5 2182 2394.5 2582<br>3340 KHz<br>J3E 4360 4393 8719 8743 13107<br>13146 17311<br>17320 22741 22795 KHz  |     |
| 〃          | 徳島県無線漁業協同組合 | 〃      | 50<br>200<br>1<br>25<br>6 | J3E 1778.5 2182 2582<br>3340 KHz<br>J3E 4360 4393 8719 8743 13107<br>13146 17311<br>17320 22741 22795 KHz<br>A3E 27524 27836 26776 26840<br>26872 26888 26896 26928<br>26944 27548 27556 27628<br>27644 27652 27660 27676<br>27724 27740 27748 27764<br>27780 27852 27884 27892<br>27908 27916 27932 27940<br>27956 27964 27980 27988 KHz<br>J3E 27338.5<br>H3E 27524 KHz |     |
| 海部郡海陽町穴喰浦  | 〃           | 穴喰海岸局  | 1                         | A3E 27524 27884 KHz   |     |
| 海部郡海陽町鞆浦   | 〃           | 鞆浦海岸局  | 1<br>1                    | A3E 27524 27884 27956 KHz<br>A3E 27524 27884 27956 KHz  | 山頂局 |
| 海部郡海陽町浅川   | 〃           | 浅川海岸局  | 1                         | A3E 27524 27884 KHz   |     |
| 海部郡美波町日和佐浦 | 日和佐町漁業協同組合  | 日和佐海岸局 | 1                         | A3E 27524 27740 27908<br>KHz  |     |
| 海部郡美波町木岐   | 徳島県無線漁業協同組合 | 木岐海岸局  | 1                         | A3E 27524 27644 KHz   |     |
| 海部郡美波町港町   | 〃           | 由岐海岸局  | 1                         | A3E 27524 27980 KHz   |     |
| 海部郡美波町阿部   | 〃           | 阿部海岸局  | 1                         | A3E 27524 27644 KHz   |     |
| 阿南市椿町      | 〃           | 阿南海岸局  | 1                         | A3E 27524 27908 KHz   |     |
| 阿南市椿泊町     | 〃           | 椿泊海岸局  | 1                         | A3E 27524 27852 KHz   |     |
| 阿南市伊島町     | 〃           | 伊島海岸局  | 1                         | A3E 27524 26928 KHz   |     |
| 阿南市橘町      | 〃           | 橘海岸局   | 1                         | A3E 27524 26776 27748 KHz   |     |
| 阿南市中林町     | 〃           | 中林海岸局  | 1                         | A3E 27524 27748 KHz   |     |
| 小松島市和田島町   | 〃           | 和田島海岸局 | 1                         | A3E 27524 27836 27956 KHz   |     |
| 小松島市南小松島   | 〃           | 小松島海岸局 | 1                         | A3E 27524 27884 KHz   |     |
| 徳島市津田町     | 〃           | 徳島市海岸局 | 1                         | A3E 27524 27980 KHz   |     |
| 鳴門市瀬戸町     | 〃           | 北泊海岸局  | 1                         | A3E 27524 27644 KHz   |     |
| 鳴門市北灘町     | 〃           | 北灘海岸局  | 1                         | A3E 27524 27884 KHz   |     |

## (7)アマチュア無線関係

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟 徳島県支部  
 支 部 長 吉田 稔 (JA5NC 板野町)  
 防災・非常通信担当役員 滝口 豊 (JA5ENN 徳島市)

| 市    | 局数  | 町   | 局数  | 町、村   | 局数  |
|------|-----|-----|-----|-------|-----|
| 徳島市  | 935 | 勝浦町 | 61  | 松茂町   | 62  |
| 鳴門市  | 246 | 上勝町 | 35  | 北島町   | 85  |
| 小松島市 | 347 | 石井町 | 102 | 藍住町   | 125 |
| 阿南市  | 527 | 神山町 | 23  | 板野町   | 82  |
| 吉野川市 | 195 | 那賀町 | 234 | 上板町   | 60  |
| 阿波市  | 259 | 牟岐町 | 39  | つるぎ町  | 86  |
| 美馬市  | 234 | 美波町 | 46  | 東みよし町 | 89  |
| 三好市  | 285 | 海陽町 | 133 | 佐那河内村 | 39  |

## 6 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

- 第1 徳島県知事が災害対策基本法（以下「法」という）第57条の規定に基づき、警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は警察の有線電気通信設備若しくは有線設備を（以下「警察通信設備の使用等」という）する場合は、本協定の定めるところによるものとする。
- 第2 徳島県知事が、法第57条の規定に基づき使用等することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話及び警察無線電信とする。
- 第3 徳島県知事が法第57条の規定に基づき警察通信設備を使用等する場合は、警察有線電話及び警察無線電話にあっては、徳島県警察本部警務部警務課長警察無線電話にあっては、徳島県警察本部警備部外勤課長（以下「通信統制官」という）に対し、次の事項を申し出て承認をうけるものとする。
1. 使用等しようとする警察通信設備
  2. 使用等しようとする理由
  3. 通信の内容
  4. 発信者及び受信者
- 第4 通信統制官は、当該申し込みの内容が第57条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。
- この場合において、受付けた通信の取扱順位の決定は通信統制官が当該通信の緊急性・通信の内容、受け順位等を斟酌して決定するものとする。
- 第5 徳島県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請を行う場合の対象者および当該対象者に対する平常時における連絡方法等、警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ通信統制官に連絡しておくものとする。
- 第6 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設若しくは増設又は通信機器の貸与は行わないものとする。

### 附 則

この協定は、昭和39年3月14日から施行する。

昭和39年3月14日

徳島県知事  
徳島県警察本部長

原 菊太郎  
降 矢 時 雄

## 7 災害対策用移動通信機器貸与制度

災害対策用として無線機を無償貸与  
～災害時における通信確保のために～

- 1 無償貸与の概要 総務省では、防災対策用移動通信機器（衛星携帯電話、MCA、簡易無線）の保管等を行う基地を全国11箇所の防災対策を施した施設に配備した。地震等の非常災害時には、災害対策本部等からの要請により、地方公共団体及び災害復旧関係者に無償で貸与し、初動期の被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行に必要な通信の確保を図ります。
- 非常災害に際して、災害対策本部等は、総務省四国総合通信局に貸与要請を行い、総務省は委託した民間会社を通じて48時間以内に被災地に移動通信機器を搬入します。
- なお、返却に要する機器の運搬等の費用については、当該地方公共団体等の負担となります。

| 災害対策用移動通信機器に係る総務省連絡先    |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| 四国総合通信局無線通信部陸上課         |                       |
| 〒790-8795 松山市宮田町8-5     | TEL 089-936-5066 (直通) |
| 総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室 |                       |
| 〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2  | TEL 03-5253-5888 (直通) |

- 2 今後の計画 首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震や風水害などの大規模自然災害等の発生が想定される中で、これらの防災対策に着実に応えるための体制を整備します。具体的には、災害復旧活動等という特に厳しい条件下での使用による機器の故障等を考え合わせ、引き続き予算確保に努め、災害時に必要な通信構成や活用実績等を踏まえ、今後充実していく計画です。

### 【連絡先】

四国総合通信局 無線通信部 陸上課

電 話 : 089-936-5066

FAX : 089-936-5008

E-mail : shikoku-koudan@rbt.soumu.go.jp

## 8 災害対策用移動電源車貸与制度

災害時に、地方公共団体及び電気通信事業者は、総務省四国総合通信局に貸与要請を行い、被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行までの一連の活動に必要な不可欠な通信の電源確保を図るものとする。

|                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 災害対策用移動電源車に係る総務省連絡先 |                       |
| 総務省四国総合通信局総務部総務課    |                       |
| 〒790-8795 松山市宮田町8-5 | TEL 089-936-5010 (直通) |

## 【移動電源車の仕様】

|            |                            |
|------------|----------------------------|
| 車両保管場所     | 四国総合通信局内（愛媛県松山市）           |
| 大きさ        | 全長約4.7m、全幅約1.8m、全高約1.9m    |
| 燃料         | 無鉛レギュラーガソリン                |
| 乗車定員       | 2名                         |
| 出力         | 5.5kVA（50Hz/60Hz、単相100ボルト） |
| 稼働時間（満タン時） | 約36時間（1/2 負荷時）             |
| 発電機燃料      | 無鉛レギュラーガソリン（車両の燃料タンクと共用）   |

(問合せ先)

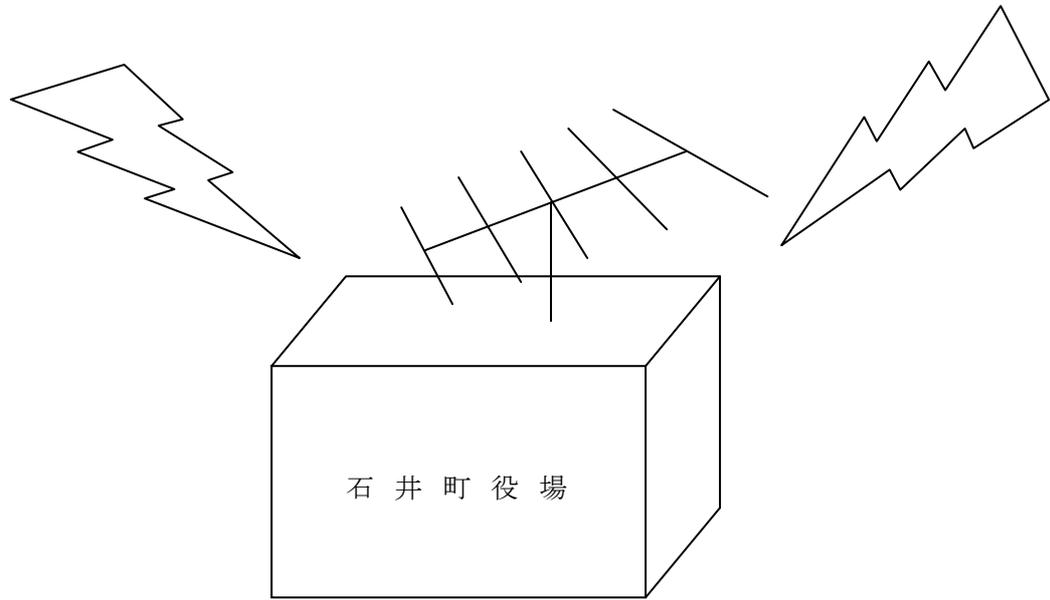
〒790-8795 松山市宮田町8-5 四国総合

通信局 総務部 総務課

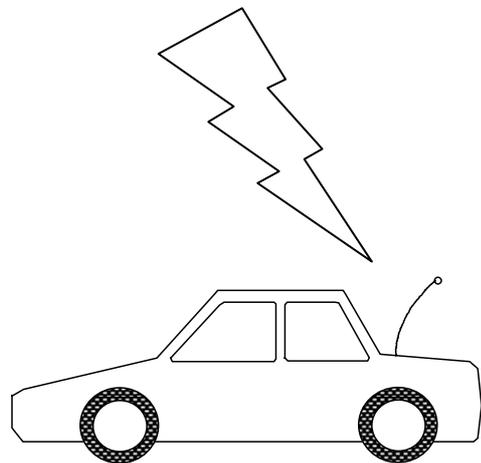
TEL 089-936-5010

FAX 089-936-5007

9 石井町移動系防災無線回線系統図



携 帯（5 台）



車 載（7 台）

## 4 災害危険地域等に関する 資料



1 地すべり危険箇所一覧表

(平成 29 年 1 月 1 日現在)

| 整理<br>番号 | 箇所名  | 河川名 |     |     | 位置    |       |     | 面積 (ha) | 土砂災害防止法に基づく<br>土砂災害警戒区域等の指定 |    |        |    | 警戒区<br>域名※ |
|----------|------|-----|-----|-----|-------|-------|-----|---------|-----------------------------|----|--------|----|------------|
|          |      | 水系名 | 幹川名 | 溪流名 | 現市町村名 | 旧市町村名 | 町・字 |         | 警戒区域                        |    | 特別警戒区域 |    |            |
|          |      |     |     |     |       |       |     |         | 指定年月日                       | 番号 | 指定年月日  | 番号 |            |
| 97       | 石井上浦 | 吉野川 | 飯尾川 | 曲突谷 | 石井町   |       | 上浦  |         |                             |    |        |    |            |

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

## 2 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

## 定義

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 傾斜角度 30° 以上、かつ、高さ 5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が 5 戸以上(5 戸未満でも官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者施設等がある場合を含む)ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 傾斜角度 30° 以上、かつ、高さ 5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が 1~4 戸ある箇所

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

(平成 29 年 5 月 23 日現在)

| 箇所<br>番号 | 斜面<br>区分 | 箇所名        | 位置  |      |     |     | 土砂災害防止法に基づく<br>土砂災害警戒区域等の指定 |     |           |     | 警戒<br>区域名※ |
|----------|----------|------------|-----|------|-----|-----|-----------------------------|-----|-----------|-----|------------|
|          |          |            |     |      |     |     | 警戒区域                        |     | 特別警戒区域    |     |            |
|          |          |            | 市町村 | 旧市町村 | 町・字 | 小字  | 指定年月日                       | 番号  | 指定年月日     | 番号  |            |
| I-770    | 自然<br>斜面 | 北尼寺        | 石井町 |      | 石井  | 尼寺  | H22.03.19                   | 139 | H22.03.19 | 140 | 北尼寺<br>(1) |
| I-771    | 自然<br>斜面 | 東尼寺        | 石井町 |      | 石井  | 尼寺  | H22.03.19                   | 139 | H22.03.19 | 140 | 東尼寺<br>(1) |
| I-772    | 自然<br>斜面 | 南尼寺        | 石井町 |      | 石井  | 尼寺  | H22.03.19                   | 139 | H22.03.19 | 140 | 南尼寺<br>(1) |
| I-773    | 自然<br>斜面 | 尼寺<br>(1)  | 石井町 |      | 石井  | 尼寺  | H22.03.19                   | 139 | H22.03.19 | 140 |            |
| I-774    | 自然<br>斜面 | 内谷<br>(1)  | 石井町 |      | 石井  | 内谷  | —                           | —   | —         | —   |            |
| I-775    | 自然<br>斜面 | 内谷<br>(2)  | 石井町 |      | 石井  | 内谷  | H22.03.19                   | 139 | H22.03.19 | 140 |            |
| I-776    | 自然<br>斜面 | 内谷<br>(3)  | 石井町 |      | 石井  | 内谷  | H22.03.19                   | 139 | H22.03.19 | 140 |            |
| I-777    | 自然<br>斜面 | 内谷<br>(4)  | 石井町 |      | 石井  | 内谷  | H22.03.19                   | 139 | H22.03.19 | 140 |            |
| I-778    | 自然<br>斜面 | 白鳥<br>(1)  | 石井町 |      | 石井  | 白鳥  | H22.03.19                   | 139 | H22.03.19 | 140 |            |
| I-779    | 自然<br>斜面 | 白鳥<br>(2)  | 石井町 |      | 石井  | 白鳥  | H22.03.19                   | 139 | H22.03.19 | 140 |            |
| I-780    | 自然<br>斜面 | 白鳥<br>(3)  | 石井町 |      | 石井  | 白鳥  | H22.03.19                   | 139 | H22.03.19 | 140 |            |
| I-781    | 自然<br>斜面 | (石井)<br>利包 | 石井町 |      | 石井  | 石井  | H21.05.20                   | 310 | H21.5.20  | 311 | 利包         |
| I-782    | 自然<br>斜面 | 山路         | 石井町 |      | 石井  | 石井  | H22.06.17                   | 362 | H22.06.17 | 364 |            |
| I-783    | 自然<br>斜面 | 石井<br>(1)  | 石井町 |      | 石井  | 石井  | H22.03.19                   | 139 | H22.03.19 | 140 |            |
| I-784    | 自然<br>斜面 | 石井<br>(2)  | 石井町 |      | 石井  | 石井  | H22.10.06                   | 584 | H22.10.06 | 585 |            |
| I-785    | 自然<br>斜面 | 石井<br>(3)  | 石井町 |      | 石井  | 石井  | H22.06.17                   | 362 | H22.06.17 | 364 |            |
| I-786    | 自然<br>斜面 | 城ノ内<br>(1) | 石井町 |      | 石井  | 城ノ内 | H23.03.24                   | 168 | H23.03.24 | 170 |            |
| I-787    | 自然<br>斜面 | 下浦<br>(1)  | 石井町 |      | 浦庄  | 下浦  | H23.03.24                   | 168 | H23.03.24 | 170 |            |
| I-788    | 自然<br>斜面 | 下浦<br>(2)  | 石井町 |      | 浦庄  | 下浦  | H23.03.24                   | 168 | H23.03.24 | 170 |            |
| I-2028   | 人工<br>斜面 | 石井<br>(4)  | 石井町 |      | 石井  | 石井  | H22.10.06                   | 584 | H22.10.06 | 585 |            |

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

## 石井町 [資料編]

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

(平成 29 年 5 月 23 日現在)

| 箇所<br>番号 | 斜面<br>区分 | 箇所名        | 位置  |      |     |    | 土砂災害防止法に基づく<br>土砂災害警戒区域等の指定 |     |             |     | 警戒<br>区域名※ |
|----------|----------|------------|-----|------|-----|----|-----------------------------|-----|-------------|-----|------------|
|          |          |            |     |      |     |    | 警戒区域                        |     | 特別警戒区域      |     |            |
|          |          |            | 市町村 | 旧市町村 | 町・字 | 小字 | 指定年月日                       | 番号  | 指定年月日       | 番号  |            |
| Ⅱ-3734   | 自然<br>斜面 | 尼寺<br>(2)  | 石井町 |      | 石井  | 尼寺 | H22. 03. 19                 | 139 | H22. 03. 19 | 140 |            |
| Ⅱ-3735   | 自然<br>斜面 | 尼寺<br>(3)  | 石井町 |      | 石井  | 尼寺 | H22. 03. 19                 | 139 | H22. 03. 19 | 140 |            |
| Ⅱ-3736   | 自然<br>斜面 | 尼寺<br>(4)  | 石井町 |      | 石井  | 尼寺 | H22. 03. 19                 | 139 | H22. 03. 19 | 140 |            |
| Ⅱ-3737   | 自然<br>斜面 | 石井<br>(5)  | 石井町 |      | 石井  | 石井 | H22. 06. 17                 | 362 | H22. 06. 17 | 364 |            |
| Ⅱ-3738   | 自然<br>斜面 | 石井<br>(6)  | 石井町 |      | 石井  | 石井 | H22. 03. 19                 | 139 | H22. 03. 19 | 140 |            |
| Ⅱ-3739   | 自然<br>斜面 | 石井<br>(7)  | 石井町 |      | 石井  | 石井 | H22. 06. 17                 | 362 | H22. 06. 17 | 364 |            |
| Ⅱ-3740   | 自然<br>斜面 | 城ノ内<br>(2) | 石井町 |      | 石井  | 石井 | H23. 03. 24                 | 168 | H23. 03. 24 | 170 |            |
| Ⅱ-3741   | 自然<br>斜面 | 下浦<br>(3)  | 石井町 |      | 浦庄  | 下浦 | H23. 03. 24                 | 168 | H23. 03. 24 | 170 |            |
| Ⅱ-3742   | 自然<br>斜面 | 下浦<br>(4)  | 石井町 |      | 浦庄  | 下浦 | —                           | —   | —           | —   |            |
| Ⅱ-3743   | 自然<br>斜面 | 上浦<br>(1)  | 石井町 |      | 浦庄  | 上浦 | H23. 03. 24                 | 168 | H23. 03. 24 | 170 |            |
| Ⅱ-7751   | 人工<br>斜面 | 石井<br>(8)  | 石井町 |      | 石井  | 石井 | H21. 05. 20                 | 310 | H21. 05. 20 | 311 |            |

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

### 3 急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等

市町村地域防災計画においては、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため応急措置の内容および実施すべき時期等について定めるものとし、必要に応じて県は市町村を支援する。

ア 実施すべき時期は、降雨量によることとするほか（下表の警戒態勢をとる場合の基準雨量例を参考にして、地域の特性を加味してあらかじめ別に定めておくものとする。）

危険区域内の状況等に異常が生じた場合において市町村長が必要と認めたときとする。

イ 第1警戒態勢においては、危険区域内の警戒巡視、住民等に対する広報等を実施する。

ウ 第2警戒態勢においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報する。ほか、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の処置を実施するものとする。

警戒体制をとる場合の基準雨量例

|        | 前日までの連続雨量が100mm以上であった場合             | 前日までの連続雨量が40～100mmあった場合             | 前日までの降雨がない場合                         |
|--------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 第1警戒態勢 | 当日の日雨量が50mmを越えたとき                   | 当日の日雨量が80mmを越えたとき                   | 当日の日雨量が100mmを越えたとき                   |
| 第2警戒態勢 | 当日の日雨量が50mmを越え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき | 当日の日雨量が80mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき | 当日の日雨量が100mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき |

ただし、降雪、融雪時ならびに地震、地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

## 4 土石流危険渓流一覧表

## 定義

土石流危険渓流 I 土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家、または、人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等に被害を生ずるおそれがある渓流

土石流危険渓流 II 土石流発生の危険性があり、1戸以上5戸未満の人家に被害を生ずるおそれがある渓流

## (土石流危険渓流 I)

(平成29年5月23日現在)

| 渓流番号      | 渓流名 |     |          | 所在地       |           | 渓流概要 |           | 土石流災害警戒区域等の指定             |                   |     | 警戒区域名<br>※ |                     |
|-----------|-----|-----|----------|-----------|-----------|------|-----------|---------------------------|-------------------|-----|------------|---------------------|
|           | 水系名 | 河川名 | 渓流名      | 現<br>市町村名 | 旧<br>市町村名 | 町・字  | 渓流長<br>km | 流域面<br>積 k m <sup>2</sup> | 警戒区域<br>指定<br>年月日 | 番号  |            | 特別警戒区域<br>指定<br>年月日 |
| 341-I-001 | 吉野川 | 渡内川 | 米山谷川     | 石井町       |           | 下浦   | 0.30      | 0.08                      | H23.03.24         | 168 | —          | —                   |
| 341-I-002 | 吉野川 | 渡内川 | 中米山谷川    | 石井町       |           | 下浦   | 0.34      | 0.04                      | H23.03.24         | 168 | H23.03.24  | 170                 |
| 341-I-003 | 吉野川 | 渡内川 | 米山谷川     | 石井町       |           | 下浦   | 0.34      | 0.09                      | H23.03.24         | 168 | H23.03.24  | 170                 |
| 341-I-004 | 吉野川 | 渡内川 | (董額寺谷)   | 石井町       |           | 城ノ内  | 0.33      | 0.05                      | H23.03.24         | 168 | H23.03.24  | 170                 |
| 341-I-005 | 吉野川 | 飯尾川 | 清成谷川     | 石井町       |           | 山路   | 0.32      | 0.06                      | H22.10.06         | 584 | H22.10.06  | 585                 |
| 341-I-006 | 吉野川 | 飯尾川 | 清水越谷川    | 石井町       |           | 山路   | 0.28      | 0.04                      | H22.06.17         | 362 | H22.06.17  | 364                 |
| 341-I-007 | 吉野川 | 飯尾川 | 蟹谷川      | 石井町       |           | 山路   | 0.12      | 0.03                      | H22.06.17         | 362 | H22.06.17  | 364                 |
| 341-I-008 | 吉野川 | 渡内川 | (カンヤケ南谷) | 石井町       |           | 山路   | 0.35      | 0.07                      | H21.05.20         | 310 | H21.05.20  | 311                 |
| 341-I-009 | 吉野川 | 渡内川 | カンヤケ谷川   | 石井町       |           | 利包   | 0.15      | 0.02                      | H21.05.20         | 310 | H21.05.20  | 311                 |
| 341-I-010 | 吉野川 | 渡内川 | 神宅谷川     | 石井町       |           | 利包   | 0.15      | 0.02                      | H21.05.20         | 310 | H21.05.20  | 311                 |
| 341-I-011 | 吉野川 | 渡内川 | 尼寺谷川     | 石井町       |           | 鳥坂   | 0.23      | 0.11                      | H22.03.19         | 139 | H22.03.19  | 140                 |
| 341-I-012 | 吉野川 | 渡内川 | 内谷川      | 石井町       |           | 鳥坂   | 0.25      | 0.06                      | H22.03.19         | 139 | H22.03.19  | 140                 |

(土石流危険渓流Ⅱ)

(平成29年5月23日現在)

| 渓流番号       | 渓流名 |     |        | 所在地       |           |     | 溪流概要      |                           | 土砂災害防止法に基づく<br>土砂災害警戒区域等の指定 |     |                     |     | 警戒区域名<br>※ |
|------------|-----|-----|--------|-----------|-----------|-----|-----------|---------------------------|-----------------------------|-----|---------------------|-----|------------|
|            | 水系名 | 河川名 | 溪流名    | 現<br>市町村名 | 旧<br>市町村名 | 町・字 | 溪流長<br>km | 流域面<br>積 k m <sup>2</sup> | 警戒区域<br>指定<br>年月日           | 番号  | 特別警戒区域<br>指定<br>年月日 | 番号  |            |
| 341-II-001 | 吉野川 | 飯尾川 | (上浦谷)  | 石井町       |           | 上浦  | 0.70      | 0.16                      | H23.03.24                   | 168 | H23.03.24           | 170 | 瑞泉寺谷       |
| 341-II-002 | 吉野川 | 渡内川 | (下浦谷)  | 石井町       |           | 下浦  | 0.35      | 0.09                      | H23.03.24                   | 168 | H23.03.24           | 170 |            |
| 341-II-003 | 吉野川 | 渡内川 | (東王子谷) | 石井町       |           | 山路  | 0.27      | 0.05                      | H22.06.17                   | 362 | H23.03.24           | 170 |            |
| 341-II-004 | 吉野川 | 渡内川 | 白鳥谷川   | 石井町       |           | 白鳥  | 0.32      | 0.05                      | H22.03.19                   | 139 | H22.03.19           | 140 |            |

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

## 5 土石流対策雨量基準

|       | 警戒雨量     | 危険雨量     |
|-------|----------|----------|
| 連続雨量  | 200mm 以上 | 300mm 以上 |
| 日雨量   | 150mm 以上 | 200mm 以上 |
| 6時間雨量 | 120mm 以上 | 180mm 以上 |
| 4時間雨量 | 100mm 以上 | 150mm 以上 |
| 2時間雨量 | 70mm 以上  | 100mm 以上 |
| 1時間雨量 | 50mm 以上  | 60mm 以上  |

## 6 山地に起因する災害危険箇所一覧表

山腹崩壊危険地区

平成28年4月1日現在

| 番号 | 山腹崩壊危険<br>地区箇所名 | 所在地 |     |          | 面積 (ha) |
|----|-----------------|-----|-----|----------|---------|
|    |                 | 都市  | 町村  | 字        |         |
| 1  | 下浦              | 名西郡 | 石井町 | 下浦       | 4.00    |
| 2  | 童学寺             | 名西郡 | 石井町 | 城ノ内      | 6.00    |
| 3  | 城ノ内             | 名西郡 | 石井町 | 城之内      | 3.00    |
| 4  | 山路西             | 名西郡 | 石井町 | 石井山路     | 2.00    |
| 5  | 山路              | 名西郡 | 石井町 | 石井山路     | 4.00    |
| 6  | 天堂              | 名西郡 | 石井町 | 石井山路     | 7.00    |
| 7  | 利包              | 名西郡 | 石井町 | 利包       | 5.00    |
| 8  | 茶臼山             | 名西郡 | 石井町 | 白鳥       | 4.00    |
| 9  | 尼寺              | 名西郡 | 石井町 | 尼寺       | 3.00    |
| 10 | 内谷              | 名西郡 | 石井町 | 石井       | 12.00   |
| 11 | 高良池             | 名西郡 | 石井町 | 石井2652ほか | 11.00   |
|    | 計11箇所           |     |     |          | 61.00   |

崩壊土砂流出危険地区

平成28年4月1日現在

| 番号 | 崩壊土砂流出危険<br>地区箇所名 | 所在地 |     |         | 面積 (ha) |
|----|-------------------|-----|-----|---------|---------|
|    |                   | 都市  | 町村  | 字       |         |
| 1  | 上浦西 1             | 名西郡 | 石井町 | 上浦1068  | 0.30    |
| 2  | 上浦中西              | 名西郡 | 石井町 | 上浦1005  | 0.45    |
| 3  | 上浦中               | 名西郡 | 石井町 | 下浦1399  | 0.45    |
| 4  | 上浦東               | 名西郡 | 石井町 | 下浦1386  | 0.45    |
| 5  | 下浦西 2             | 名西郡 | 石井町 | 下浦877-2 | 0.15    |
| 6  | 下浦南               | 名西郡 | 石井町 | 下浦1496  | 0.60    |
|    | 計6箇所              |     |     |         | 2.40    |

## 7 砂防指定地一覽表

平成 27 年 1 月 1 日現在

| 番号 | 所在地   |       | 水系名 | 幹川名 | 溪流名 | 告示年月日     | 告示番号  | 指定地面積<br>ha | 備考 |
|----|-------|-------|-----|-----|-----|-----------|-------|-------------|----|
|    | 現市町村名 | 旧市町村名 |     |     |     |           |       |             |    |
| 1  | 石井町   |       | 吉野川 | 飯尾川 | 曲突谷 | S42.03.31 | 1,181 | 58.3500     |    |
| 2  | 石井町   |       | 吉野川 | 飯尾川 | 西山谷 | S45.09.14 | 1,390 | 1.9500      |    |
| 3  | 石井町   |       | 吉野川 | 渡内川 | 米山谷 | S63.11.11 | 2,198 | 0.8800      |    |
| 4  | 石井町   |       | 吉野川 | 渡内川 | 清成谷 | H05.11.19 | 2,192 | 0.5400      |    |

## 8 土砂災害（特別）警戒区域 石井町

## 石井町指定箇所一覧表

〈急傾斜地の崩壊〉

平成 29 年 2 月 27 日現在

| 危険箇所番号  | 所在地 |     |        | 区域の名称  | 土砂災害の発生因<br>となる自然現象種類 | 警戒区域告示   |     | 特別警戒区域告示 |     |
|---------|-----|-----|--------|--------|-----------------------|----------|-----|----------|-----|
|         |     |     |        |        |                       | 年月日      | 番号  | 年月日      | 番号  |
| 箇所番号    | 郡・市 | 町・村 | 字      |        |                       |          |     |          |     |
| I-781   | 名西郡 | 石井町 | 石井字石井  | 利包     | 急傾斜地の崩壊               | H21.5.20 | 310 | H21.5.20 | 311 |
| I-783   | 名西郡 | 石井町 | 石井字石井  | 石井(1)  | 急傾斜地の崩壊               | H22.3.19 | 139 | H22.3.19 | 140 |
| I-784   | 名西郡 | 石井町 | 石井字石井  | 石井(2)  | 急傾斜地の崩壊               | H22.10.6 | 584 | H22.10.6 | 585 |
| I-785   | 名西郡 | 石井町 | 石井字石井  | 石井(3)  | 急傾斜地の崩壊               | H22.6.17 | 362 | H22.6.17 | 364 |
| I-2028  | 名西郡 | 石井町 | 石井字石井  | 石井(4)  | 急傾斜地の崩壊               | H22.10.6 | 584 | H22.10.6 | 585 |
| II-3737 | 名西郡 | 石井町 | 石井字石井  | 石井(5)  | 急傾斜地の崩壊               | H22.6.17 | 362 | H22.6.17 | 364 |
| II-3738 | 名西郡 | 石井町 | 石井字石井  | 石井(6)  | 急傾斜地の崩壊               | H22.3.19 | 139 | H22.3.19 | 140 |
| II-3739 | 名西郡 | 石井町 | 石井字石井  | 石井(7)  | 急傾斜地の崩壊               | H22.6.17 | 362 | H22.6.17 | 364 |
| II-7751 | 名西郡 | 石井町 | 石井字石井  | 石井(8)  | 急傾斜地の崩壊               | H21.5.20 | 310 | H21.5.20 | 311 |
| I-782   | 名西郡 | 石井町 | 石井字石井  | 山路     | 急傾斜地の崩壊               | H22.6.17 | 362 | H22.6.17 | 364 |
| I-770   | 名西郡 | 石井町 | 石井字尼寺  | 北尼寺(1) | 急傾斜地の崩壊               | H22.3.19 | 139 | H22.3.19 | 140 |
| I-771   | 名西郡 | 石井町 | 石井字尼寺  | 東尼寺(1) | 急傾斜地の崩壊               | H22.3.19 | 139 | H22.3.19 | 140 |
| I-772   | 名西郡 | 石井町 | 石井字尼寺  | 南尼寺(1) | 急傾斜地の崩壊               | H22.3.19 | 139 | H22.3.19 | 140 |
| I-773   | 名西郡 | 石井町 | 石井字尼寺  | 尼寺(1)  | 急傾斜地の崩壊               | H22.3.19 | 139 | H22.3.19 | 140 |
| II-3736 | 名西郡 | 石井町 | 石井字尼寺  | 尼寺(4)  | 急傾斜地の崩壊               | H22.3.19 | 139 | H22.3.19 | 140 |
| II-3734 | 名西郡 | 石井町 | 石井字内谷  | 尼寺(2)  | 急傾斜地の崩壊               | H22.3.19 | 139 | H22.3.19 | 140 |
| II-3735 | 名西郡 | 石井町 | 石井字内谷  | 尼寺(3)  | 急傾斜地の崩壊               | H22.3.19 | 139 | H22.3.19 | 140 |
| I-775   | 名西郡 | 石井町 | 石井字内谷  | 内谷(2)  | 急傾斜地の崩壊               | H22.3.19 | 139 | H22.3.19 | 140 |
| I-776   | 名西郡 | 石井町 | 石井字内谷  | 内谷(3)  | 急傾斜地の崩壊               | H22.3.19 | 139 | H22.3.19 | 140 |
| I-777   | 名西郡 | 石井町 | 石井字内谷  | 内谷(4)  | 急傾斜地の崩壊               | H22.3.19 | 139 | H22.3.19 | 140 |
| I-778   | 名西郡 | 石井町 | 石井字白鳥  | 白鳥(1)  | 急傾斜地の崩壊               | H22.3.19 | 139 | H22.3.19 | 140 |
| I-779   | 名西郡 | 石井町 | 石井字白鳥  | 白鳥(2)  | 急傾斜地の崩壊               | H22.3.19 | 139 | H22.3.19 | 140 |
| I-780   | 名西郡 | 石井町 | 石井字白鳥  | 白鳥(3)  | 急傾斜地の崩壊               | H22.3.19 | 139 | H22.3.19 | 140 |
| I-786   | 名西郡 | 石井町 | 石井字城ノ内 | 城ノ内(1) | 急傾斜地の崩壊               | H23.3.24 | 168 | H23.3.24 | 170 |
| II-3740 | 名西郡 | 石井町 | 石井字城ノ内 | 城ノ内(2) | 急傾斜地の崩壊               | H23.3.24 | 168 | H23.3.24 | 170 |
| II-3743 | 名西郡 | 石井町 | 浦庄字上浦  | 上浦(1)  | 急傾斜地の崩壊               | H23.3.24 | 168 | H23.3.24 | 170 |
| I-787   | 名西郡 | 石井町 | 浦庄字下浦  | 下浦(1)  | 急傾斜地の崩壊               | H23.3.24 | 168 | H23.3.24 | 170 |
| I-788   | 名西郡 | 石井町 | 浦庄字下浦  | 下浦(2)  | 急傾斜地の崩壊               | H23.3.24 | 168 | H23.3.24 | 170 |
| II-3741 | 名西郡 | 石井町 | 浦庄字下浦  | 下浦(3)  | 急傾斜地の崩壊               | H23.3.24 | 168 | H23.3.24 | 170 |

石井町 [資料編]

<土石流>

| 危険箇所番号    | 所在地  |     |        | 区域の名称 | 土砂災害の発生因<br>となる自然現象種類 | 警戒区域告示   |     | 特別警戒区域告示 |     |
|-----------|------|-----|--------|-------|-----------------------|----------|-----|----------|-----|
|           | 箇所番号 | 郡・市 | 町・村    |       |                       | 字        | 年月日 | 番号       | 年月日 |
| 341-II-03 | 名西郡  | 石井町 | 石井字石井  | 東王子谷  | 土石流                   | H22.6.17 | 362 | H23.3.24 | 170 |
| 341-I-05  | 名西郡  | 石井町 | 石井字石井  | 清成谷川  | 土石流                   | H22.10.6 | 584 | H22.10.6 | 585 |
| 341-I-06  | 名西郡  | 石井町 | 石井字石井  | 清水越谷川 | 土石流                   | H22.6.17 | 362 | H22.6.17 | 364 |
| 341-I-07  | 名西郡  | 石井町 | 石井字石井  | 蟹谷川   | 土石流                   | H22.6.17 | 362 | H22.6.17 | 364 |
| 341-I-08  | 名西郡  | 石井町 | 石井字石井  | 農大南谷  | 土石流                   | H21.5.20 | 310 | H21.5.20 | 311 |
| 341-I-09  | 名西郡  | 石井町 | 石井字石井  | カンヤケ谷 | 土石流                   | H21.5.20 | 310 | H21.5.20 | 311 |
| 341-I-10  | 名西郡  | 石井町 | 石井字石井  | 神宅谷川  | 土石流                   | H21.5.20 | 310 | H21.5.20 | 311 |
| 341-I-11  | 名西郡  | 石井町 | 石井字鳥坂  | 尼寺谷川  | 土石流                   | H22.3.19 | 139 | H22.3.19 | 140 |
| 341-I-12  | 名西郡  | 石井町 | 石井字鳥坂  | 内谷川   | 土石流                   | H22.3.19 | 139 | H22.3.19 | 140 |
| 341-II-04 | 名西郡  | 石井町 | 石井字白鳥  | 白鳥谷川  | 土石流                   | H22.3.19 | 139 | H22.3.19 | 140 |
| 341-I-04  | 名西郡  | 石井町 | 石井字城ノ内 | 童学寺谷  | 土石流                   | H23.3.24 | 168 | H23.3.24 | 170 |
| 341-II-01 | 名西郡  | 石井町 | 浦庄字上浦  | 瑞泉寺谷  | 土石流                   | H23.3.24 | 168 | H23.3.24 | 170 |
| 341-I-01  | 名西郡  | 石井町 | 浦庄字下浦  | 米山谷   | 土石流                   | H23.3.24 | 168 | —        | —   |
| 341-I-02  | 名西郡  | 石井町 | 浦庄字下浦  | 中米山谷  | 土石流                   | H23.3.24 | 168 | H23.3.24 | 170 |
| 341-I-03  | 名西郡  | 石井町 | 浦庄字下浦  | 東米山谷  | 土石流                   | H23.3.24 | 168 | H23.3.24 | 170 |
| 341-II-02 | 名西郡  | 石井町 | 浦庄字下浦  | 下浦谷   | 土石流                   | H23.3.24 | 168 | H23.3.24 | 170 |

## 9 重要水防箇所評定基準

平成6年10月28日建設省河治発第79号建設省河川局治水課長通達  
最終改正：平成18年10月16日 国河治第97号

| 種別             | 重要度   |   | 要注意区間                                    |
|----------------|---|---|--|
|                | A 水防上最も重要な区間  | B 水防上重要な区間  |  |
| 堤防高<br>( 流下能力) | 計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。   | 計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。  |  |
| 堤防断面           | 現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。  | 現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。   |  |
| 法崩れ・すべり        | 法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。  | 法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未暫定施工の箇所。<br>法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。 |  |
| 漏水             | 漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。  | 漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。<br>漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。     |  |
| 水衝・洗掘          | 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。<br>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。<br>波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。 | 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。   |  |
| 工作物            | 河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。<br>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。                        | 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。                                    |  |
| 工事施工           |   |   | 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。 |
| 新堤防・破堤跡・旧川跡    |   |   | 新堤防で築造後3年以内の箇所。<br>破堤跡又は旧川跡の箇所。          |
| 陸閘             |   |   | 陸閘が設置されている箇所。                            |

石井町 [資料編]

平成 21 年 12 月 4 日付四国地方整備局河川管理課長事務連絡

| 種別     | 重要度          |            | 要注意区間  |
|--------|--------------|------------|--|
|        | A 水防上最も重要な区間 | B 水防上重要な区間 |  |
| 流下能力不足 |              |            | 堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。 |
| 開口部    |              |            | 道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所や計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。 |

## 10 徳島県管理河川重要水防区域評価基準

平成17年2月7日 河第878号 河川課長通知  
最終改正：平成18年11月2日 河第398号

| 種別      | 重要度   |   | 要注意区間 |
|---------|---|---|-------|
|         | A 水防上最も重要な区間  | B 水防上重要な区間  |       |
| 堤防高     | 現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。 | 現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越えないが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 |       |
|         | 現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴がある箇所。             | 現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位等が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。                                      |       |
| 堤防断面    | 現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所にあつて、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。              | 現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所にあつて、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。             |       |
| 洪水痕跡    | 現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあつては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。       | 現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあつては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床下浸水が発生した履歴がある箇所。                           |       |
| 法崩れ・すべり | 法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が未施工の箇所。  | 法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。<br>法崩れ又はすべりの履歴はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。                    |       |
| 漏水      | 漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。  | 漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。<br>漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。                       |       |

石井町 [資料編]

| 種別          | 重要度   |  | 要注意区間                                   |
|-------------|---|--|---|
|             | A 水防上最も重要な区間  | B 水防上重要な区間   |   |
| 水衝・洗掘       | 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。<br>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。<br>波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した履歴があるが、その対策が未施工の箇所。 | 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。  |   |
| 工作物         | 河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。  |  |   |
|             | 現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間にあつては計画高潮位）以下となる箇所。                       | 現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）を上まわるとは、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 |   |
|             | 現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴がある箇所。                                 | 現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。                     |   |
|             | 現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により河川管理施設等に損傷を及ぼし又は背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。                                | 現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。   |   |
| 工事施工        |   |  | 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。 |
| 新堤防・破堤跡・旧川跡 | 破堤跡で、河川改修工事が未施工の箇所。   |  | 新堤防で、築造後3年以内の箇所。<br>破堤跡又は旧川跡の箇所。        |
| 陸開          |   |  | 陸開が設置されている箇所。                           |

## 1 1 重要水防区域一覧表

東部県土整備局(吉野川)管内 ( )は重複距離・人数

| 付図番号 | 河川名<br>海岸名<br>湾岸別 | 左右岸    | 区分 | 担当水<br>防管理<br>団体の<br>名称 | 重要水防区域                 |              |                  |                  | 種別                 | 対策             | 関係区域  |                 |                   | 危険な場合の措置                                      |  | 備考   |      |
|------|-------------------|--------|----|-------------------------|------------------------|--------------|------------------|------------------|--------------------|----------------|---|-----------------|-------------------|---|--|--|------|
|      |                   |        |    |                         | 場所                     | 延長<br>(m)    | A<br>(m)         | B<br>(m)         |                    |                | 要<br>(m)  | 地区名             | 戸数<br>(戸)         | 住民数<br>(人)                                    | 担当水防団<br>及び人数<br>(人)   |  | 避難場所 |
| 16   | 吉野川               | 右      | 国  | 石井町                     | 第十<br>藍畑<br>1箇所        | 694<br>(436) | 第十堰              |                  | 漏水<br>洗堀<br>工作物(堰) | 月の輪工<br>着てブロック | 第十<br>藍畑<br>東覚円<br>(一部)                                 | 733             | 2,437             | 藍畑分団<br>68                                    | 藍畑小学校<br>高川原小学校  | 800<br>1,000   |      |
| 59   | 飯尾川               | 左<br>右 | 県  | 石井町                     | 徳島市界<br>～<br>吉野川<br>市界 | 18,800       | 10,800<br>(1350) | 8,000<br>(17450) |                    | 積土のう工          | 石井・城ノ内<br>重松・下浦<br>上浦・諏訪<br>国実・大万<br>天神・南島<br>高川原<br>天神 | 5,794<br>(3906) | 17,020<br>(11273) | 石井分団<br>88<br>高川原分団<br>68<br>浦庄分団<br>68       | 石井小学校<br>石井中学校<br>浦庄小学校<br>高浦中学校<br>石井町中央公民館<br>石井分館<br>石井町地域防災交流センター<br>浦庄分館<br>名西高校<br>フジグラン石井 | 1,300<br>2,600<br>700<br>1,800<br>500<br>100<br>100<br>100<br>800<br>1,000 |      |
| 60   | 渡内川               | 左<br>右 | 県  | 石井町                     | 飯尾川<br>合流点<br>～<br>上流端 | 10,800       | 1,700            | 9,100            |                    | 積土のう工          | 城ノ内<br>白鳥<br>市楽<br>桜間<br>下浦<br>加茂町<br>城ノ内               | 1,743<br>(1109) | 5,142<br>(3244)   | 石井分団<br>(88)<br>高川原分団<br>(68)<br>浦庄分団<br>(68) | 石井小学校<br>徳島県立藤林水産総合技術実践センター<br>浦庄小学校<br>浦庄分館<br>高川原小学校<br>高川原分館<br>社会福祉法人有誠福祉会                   | (1300)<br>700<br>(700)<br>(100)<br>(1000)<br>100<br>100                    |      |

石井町 [資料編]

| 付<br>図<br>番<br>号 | 河川名<br>海岸名<br>湾岸別 | 左<br>右<br>岸 | 区<br>分 | 担当水<br>防管理<br>団体の<br>名称 | 重要水防区域                       |           |          |          |          |    | 対策   | 関係区域                    |                     |           | 危険な場合の措置   |                            |                        | 備<br>考                 |                 |
|------------------|-------------------|-------------|--------|-------------------------|------------------------------|-----------|----------|----------|----------|----|------|-------------------------|---------------------|-----------|------------|----------------------------|------------------------|------------------------|-----------------|
|                  |                   |             |        |                         | 場所                           | 延長<br>(m) | A<br>(m) | B<br>(m) | 要<br>(m) | 種別 |      | 水防対<br>策後方              | 地区名医                | 戸数<br>(戸) | 住民数<br>(人) | 担当水防団<br>及び人数<br>(人)       | 避難場所                   |                        | 収容<br>能力<br>(人) |
| 61               | 神宮<br>入江川         | 左<br>右      | 県      | 石井町                     | 吉野川<br>合流点<br>～<br>上流端       | 10,800    |          | 10,800   |          |    | 堤防高  | 水防対<br>策後方<br><br>積土のう工 | 関<br>中須<br>平島<br>高畑 | 761       | 2,472      | 高原分団<br>48<br>藍畑分団<br>(68) | 高原小学校<br>藍畑小学校<br>藍畑分館 | (900)<br>(800)<br>(70) |                 |
| 62               | 立石谷川              | 右           | 県      | 石井町                     | 上浦                           | 1,000     | 350      | 650      |          |    | 堤防高  | 積土のう工                   | 上浦                  | (50)      | (200)      | 浦庄分団<br>(68)               | 浦庄小学校                  | (700)                  |                 |
| 63               | 立石谷川              | 左<br>右      | 県      | 石井町                     | 飯尾川<br>合流点<br>～<br>浦庄字<br>下浦 | 1,700     |          | 1,700    |          |    | 洪水痕跡 | 積土のう工                   | 上浦                  | (250)     | (681)      | 浦庄分団<br>(68)               | 浦庄小学校<br>浦庄分館          | (700)<br>(100)         |                 |

## 1 2 地震時に緊急点検を行う「農業用ため池」の一覧表

震度 5 弱以上

平成 27 年 12 月 1 日現在

| 番号 | 名称    | 所在地             | 堤高<br>(m) | 堤頂長<br>(m) | 貯水量<br>(m <sup>3</sup> ) | 受益地<br>(ha) | 管理者名 | 関係<br>市町村 | 所管<br>事務所 | 備考 |
|----|-------|-----------------|-----------|------------|--------------------------|-------------|------|-----------|-----------|----|
| 1  | 曾我氏池  | 名西郡石井町<br>城ノ内   | 8.2       | 66.0       | 9,000                    | 2.3         | 個人   | 石井町       | 徳島        |    |
| 2  | 童学寺下池 | 名西郡石井町<br>城ノ内   | 7.7       | 93.0       | 21,700                   | 8.7         | 個人   | 石井町       | 徳島        |    |
| 3  | 高良池   | 名西郡石井町<br>石井字石井 | 6.7       | 78.0       | 3,000                    | 1.9         | 個人   | 石井町       | 徳島        |    |
| 4  | 東王子池  | 名西郡石井町<br>石井字石井 | 6.7       | 96.0       | 14,000                   | 2.0         | 個人   | 石井町       | 徳島        |    |
| 5  | 原田池   | 名西郡石井町<br>石井字石井 | 5.9       | 122.0      | 10,000                   | 0           | 個人   | 石井町       | 徳島        |    |

### 1 3 保安林配備一覧表

民有保安林配備現況表

平成 28 年 3 月 31 日現在

| 県民局<br>事務所名 | 保安林<br>の<br>種類<br>市町村 | 水源涵養保安林 |            | 土砂流出防備保安林<br>土砂崩壊防備保安林 |            | その他の<br>防災保安林 |            | 計   |            |
|-------------|-----------------------|---------|------------|------------------------|------------|---------------|------------|-----|------------|
|             |                       | 箇所数     | 面積<br>(ha) | 箇所数                    | 面積<br>(ha) | 箇所数           | 面積<br>(ha) | 箇所数 | 面積<br>(ha) |
| 東部<br>(徳島)  | 石井町                   | 2       | 20         | 0                      | 0          |               |            | 2   | 20         |

国有保安林配備現況表

平成 27 年 3 月 31 日現在

| 県民局<br>事務所名 | 保安林<br>の<br>種類<br>市町村 | 水源涵養保安林    |            | 土砂流出防備保安林  |            | 国有<br>(ha) | 官有<br>(ha) | 計<br>(ha) |
|-------------|-----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
|             |                       | 国有<br>(ha) | 官有<br>(ha) | 国有<br>(ha) | 官有<br>(ha) |            |            |           |
| 東部<br>(徳島)  | 石井町                   |            |            |            |            | 0          | 0          | 0         |



## 5 危険物等に関する資料



## 1 危険物取扱事業所一覧表

| 事業所名                  | 所在地            | 施設等の区分   |
|-----------------------|----------------|--|
| (有)石井石油 (石井SS)        | 石井字石井 822-1    | 給油取扱所<br>移動タンク貯蔵所                                      |
| (有)姫田石油 (藍畑SS)        | 藍畑字高畑 635      | 給油取扱所<br>一般取扱所<br>屋外タンク貯蔵所<br>地下タンク貯蔵所                 |
| (有)姫田石油 (桜間ハッパスSS)    | 高川原字桜間 226-3   | 給油取扱所  |
| (有)藍畑石油 (ちろりん村SS)     | 藍畑字高畑 1044-1   | 給油取扱所  |
| 桑内石油 (高川原SS)          | 高川原字市楽 97-1    | 給油取扱所  |
| 天羽石油                  | 浦庄字下浦 114-1    | 一般取扱所  |
| (有)柏木石油               | 石井字白鳥 306-1    | 給油取扱所 (自家用)  |
| 富士石油 (東石井SS)          | 石井字石井 715-4    | 給油取扱所  |
| (株)名神急送 (東覚円)         | 藍畑字東覚円 636-4   | 給油取扱所 (自家用)  |
| (株)石井急行運送             | 高川原字高川原 1523-1 | 給油取扱所 (自家用)  |
| (株)関西工建               | 藍畑字西覚円 944-1   | 給油取扱所 (自家用)  |
| 盛田株式会社 徳島工場           | 浦庄字国実 247-2    | 一般取扱所<br>屋外タンク貯蔵所                                      |
| (株)日本ハムファクトリー<br>徳島工場 | 高川原字高川原 838-1  | 屋内貯蔵所<br>屋外タンク貯蔵所                                      |
| 石井養鶏農協                | 石井字白鳥 310-1    | 屋外タンク貯蔵所   |
| 四国地方建設局<br>(各排水機場)    | 藍畑字西覚円、第十      | 地下タンク貯蔵所<br>(飯尾川、神宮入江川、新飯尾川)<br>屋外タンク貯蔵所<br>(江川、神宮入江川) |
| 石井町役場清掃センター           | 石井字石井 3025-1   | 屋内タンク貯蔵所   |
| 徳島市水道局第十浄水場           | 藍畑字第十 262-4    | 地下タンク貯蔵所   |
| 有誠福祉会<br>障害者支援施設 有誠園  | 石井字城ノ内 563     | 地下タンク貯蔵所   |
| 石井町中央公民館              | 石井字石井 480-1    | 地下タンク貯蔵所   |
| 県農林水産総合技術支援<br>センター   | 石井字石井 1660     | 屋内貯蔵所  |
| 久米プロパン店               | 石井字石井 455-4    | プロパンガス販売   |

石井町 [資料編]

| 事業所名                          | 所在地              | 施設等の区分                                 |
|-------------------------------|------------------|--|
| 細井燃料店                         | 石井町石井字石井 409-7   | プロパンガス販売                               |
| (有)カトー金物総合センター                | 石井町藍畑字高畑 497-2   | プロパンガス販売                               |
| 高力プロパンガス                      | 石井町藍畑字高畑 1382-2  | プロパンガス販売                               |
| 伊藤忠エネクスホームライフ<br>西日本株式会社徳島営業所 | 石井町藍畑字西覚円 1100   | プロパンガス販売                               |
| 四国アセチレン工業(株)<br>徳島工場          | 石井町藍畑字西覚円 1100   | 一般高圧ガス製造販売                             |
| 日本ハムファクトリー(株)<br>徳島工場         | 石井町高川原字高川原 838-1 | 一般高圧ガス貯蔵 (LPG)                         |
| 日本フードパッカー<br>四国株式会社           | 石井町高川原字高川原 838-1 | 冷凍高圧ガス製造(アンモニア)                        |
| 徳島石油(株) (石井北SS)               | 石井町高川原字加茂野 314-1 | 給油取扱所                                  |
| (株)川島石油 (石井北SS)               | 石井町石井字城ノ内 152-1  | 給油取扱所                                  |
| 日商有田(株)<br>(セルフイックス徳島石井SS)    | 石井町高川原字南島198-1   | 給油取扱所                                  |
| 太陽石油販売(株)<br>(セルフ石井SS)        | 石井町高川原字高川原2271-1 | 給油取扱所                                  |
| マルナガ運輸(有)                     | 石井町高原字中須11-1     | 給油取扱所 (自家用)                            |
| 飯尾川公園石井ドーム                    | 石井町高川原字高川原2115-3 | 地下タンク貯蔵所                               |
| 石井町クリーンセンター                   | 石井町高川原字高川原2158-2 | 地下タンク貯蔵所                               |
| 石井町一般廃棄物<br>最終処分場             | 石井町浦庄字上浦841-1    | 地下タンク貯蔵所                               |
| (株)マリン大王石井工場                  | 石井町高原字平島678-1    | 一般取扱所<br>地下タンク貯蔵所<br>屋内貯蔵所<br>屋外タンク貯蔵所 |
| 石井エコ・ステーション                   | 石井町高原字西高原377-3   | E V充電スタンド                              |
| フジグラン石井                       | 石井町高川原字天神544-1   | 地下タンク貯蔵所                               |
| 石井自動車学校                       | 石井町石井字重松9        | 給油取扱所 (自家用)                            |

## 2 高圧ガス大量保有事業所一覧表

## 1 第一種製造者

## (1) 一般

平成 26 年 2 月 1 日現在

| 事業名                 | 所在地           | 電話番号             | 摘要                               |
|---------------------|---------------|------------------|----------------------------------|
| 四国アセチレン工業<br>株 徳島工場 | 石井町藍畑字西覚円1100 | 088-<br>674-1711 | 炭酸ガス、酸素、<br>アルゴン【休止中】<br>窒素【休止中】 |
| (株)イシイフーズ<br>食品工場   | 石井町高川原字加茂野65  | 088-<br>675-1136 | 炭酸ガス                             |

## (2) 液石

平成 26 年 2 月 1 日現在

| 事業所名                | 電話番号         | 所在地               | 主要貯蔵設備      | 備考       |
|---------------------|--------------|-------------------|-------------|----------|
| 四国アセチレン工業 株<br>徳島工場 | 088-674-1711 | 石井町<br>藍畑字西覚円1100 | 貯槽(30t、15t) | 充填所、スタンド |

## (3) 冷凍

平成 26 年 2 月 1 日現在

| 事業所名                 | 所在地             | 冷凍能力<br>(トン/日) | 電話番号         | 摘要 |
|----------------------|-----------------|----------------|--------------|----|
| 石井養鶏農業協同組合           | 石井町石井字白鳥310     | 51.10          | 088-675-1111 |    |
| 日本ハムファクトリー<br>株 徳島工場 | 石井町高川原字高川原838-1 | 59.30<br>アンモニア | 088-674-9725 |    |
| 日本フードパッカー<br>四国株     | 石井町高川原字高川原838-1 | 64.90          | 088-674-4191 |    |

## 2 第一種貯蔵所

| 事業所名                  | 所在地           | 電話番号             | 主な高圧ガス                       |
|-----------------------|---------------|------------------|------------------------------|
| 四国アセチレン工業 (株)<br>徳島工場 | 石井町藍畑字西覚円1100 | 088-<br>674-1711 | 酸素、亜酸化窒素、<br>ヘリウム、フッ素、フッ化水素他 |

## ※ 記載事項について

- 注1 「第一種製造者」、「第一種貯蔵所」、「特定高圧ガス消費者」の用語の定義は、高圧ガス保安法による。
- 注2 「一般」、「液石」及び「冷凍」は、それぞれ一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則及び冷凍保安規則の区分を表す。
- 注3 「一般ガス事業者」の用語の定義は、ガス事業法による。
- 注4 この一覧表は、県内の高圧ガス関係事業所のうち、処理能力又は貯蔵能力の大きいものを記載した。

## 3 石井町毒物・劇物取扱施設数

| 業種<br>市町村 | 販 売 業 |          |         |    |
|-----------|-------|----------|---------|----|
|           | 一般販売業 | 農業用品目販売業 | 特定品目販売業 | 計  |
| 石井町       | 6     | 10       | 0       | 16 |

## 6 防災資器材等に関する資料





(2) 資器材購入先および能力

| 組合又は商店名        | 購入及び調達先              |  | 購入可能品名及び数量 |     |     |      |        |  | 備考 |
|----------------|----------------------|--|------------|-----|-----|------|--------|--|----|
|                | 電話番号                 |  | ビニール・アサ袋   | 縄   | 杭   | 釘・鉄線 | その他    |  |    |
| J A 名西郡        | (0886) 7 4 - 2 1 2 1 |  | 1, 000     | 100 |     |      | 器具、必要量 |  |    |
| (南)カトー金物総合センター | (0886) 7 4 - 0 8 2 9 |  | 200        | 20  |     | 30   | " "    |  |    |
| 藍畑製材           | (0886) 7 4 - 1 2 6 6 |  |            |     | 100 |      | 角材、必要量 |  |    |

## 2 警察署別装備品現有状況

| 品目     | 所属                          | 本部  | 徳島東 | 徳島西 | 徳島北 | 鳴門 | 小松島 | 阿南 | 那賀 | 牟岐 | 板野 | 石井 | 吉野川 | 阿波 | 美馬 | つるぎ | 三好 | 計   |
|--------|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|-----|----|----|-----|----|-----|
| 車      | ヘリコプター                      | 1   |     |     |     |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    | 1   |
|        | レスキュー車                      | 2   |     |     |     |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    | 2   |
| 両      | トイレカー                       | 1   |     |     |     |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    | 1   |
|        | オフロードバイク                    | 7   |     |     |     |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    | 7   |
| 災害緊急用品 | 誘導標識車                       | 1   |     |     |     |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    | 1   |
|        | 災害用資材搬送車                    | 2   |     |     |     |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    | 2   |
| 救助用品   | エアージェント<br>(フレーム式会社)        | 2   |     |     |     |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    | 1   |
|        | 天幕                          | 3   | 1   |     |     |    |     |    | 1  | 4  | 1  |    |     | 2  |    |     |    | 12  |
| 救助用品   | 発射器                         | 13  | 5   | 3   | 6   | 5  | 6   | 4  | 2  | 4  | 2  | 4  | 3   | 3  | 3  | 2   | 3  | 67  |
|        | 投光器                         | 23  | 3   | 1   | 1   | 7  | 1   | 2  | 1  | 1  | 2  | 1  | 1   | 1  | 2  | 1   | 1  | 49  |
| 救助用品   | ファイバー<br>スコープ               | 1   |     |     |     |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    | 1   |
|        | 救命素巻機                       | 5   |     |     |     |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    | 5   |
| 救助用品   | 人命救助セット<br>(レスキューロケット<br>ト) | 3   |     |     |     |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    | 3   |
|        | 空気呼吸器                       | 13  |     |     |     |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    | 13  |
| 救助用品   | ゴーギヤック<br>(ミニレッカー)          | 6   | 3   | 2   | 2   | 2  | 2   | 1  | 2  | 2  | 2  | 2  | 2   | 2  | 2  | 2   | 1  | 35  |
|        | エアージェット                     | 3   |     |     |     |    |     | 1  | 1  |    |    | 1  |     |    |    |     | 1  | 7   |
| 救助用品   | 鷹口                          | 102 | 10  | 10  | 10  | 10 | 10  | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10  | 10 | 10 | 10  | 10 | 252 |
|        | 救急用人工蘇生機                    | 2   |     |     |     |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    | 2   |
| 救助用品   | 担架                          | 5   | 2   | 1   | 1   | 3  | 1   | 2  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 1  | 1  | 1   | 2  | 25  |

石井町 [資料編]

| 品目      | 所属                          | 本部 | 徳島東 | 徳島西 | 徳島北 | 鳴門 | 小松島 | 阿南 | 那賀 | 牟岐 | 板野 | 石井 | 吉野川 | 阿波 | 美馬 | つるぎ | 三好 | 計  |    |
|---------|-----------------------------|----|-----|-----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|----|
| 破壊・切断用品 | 破壊用具<br>(フォース)              | 27 |     |     |     |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    | 27 |    |
|         | 破壊用具<br>(ワダ谷=弁慶)            |    | 1   | 1   | 1   | 1  | 1   | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 1  | 1  | 1   | 1  | 15 |    |
|         | 削岩機                         | 7  |     |     |     |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    | 7  |    |
|         | チェーンソー                      | 5  | 1   | 1   | 1   | 1  | 1   | 1  | 2  | 2  | 1  | 1  | 1   | 1  | 1  | 1   | 1  | 22 |    |
|         | エンジンカッター                    | 5  | 1   | 1   | 1   | 1  | 1   | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 1  | 1  | 1   | 1  | 20 |    |
|         | エアツール                       | 2  |     |     |     |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    | 2  |    |
|         | レスキューツール                    | 2  |     |     |     |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    | 2  |    |
|         | エアソー                        | 3  |     |     |     |    |     | 1  |    |    |    |    |     |    |    |     | 1  | 5  |    |
|         | 酸素ガス栓型<br>溶解機<br>(シヤープブランス) | 1  |     |     |     |    |     |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    |    | 1  |
|         | 救命ボート<br>(使用可能分)            | 4  | 2   | 2   | 2   | 2  | 2   | 2  | 2  | 1  | 2  | 2  | 1   | 2  | 1  | 1   | 1  | 1  | 28 |
|         | 船外機<br>(使用可能分)              | 10 | 2   | 1   | 2   | 2  | 2   | 2  | 1  | 1  | 2  | 2  | 1   | 1  | 1  | 1   | 1  | 1  | 31 |

## 3 林野火災用空中消火資機材等保有状況

## (1) 県保有分

| 資器材等の名称         | 数量    | 規格等  |
|-----------------|-------|--|
| 散布装置（水のう型）      | 14 基  | 中型ヘリ用 700リットル型   |
| 混 合 機           | 4 基   |  |
| 組 立 水 槽         | 6 基   | 2,500リットル型   |
| 可 搬 式 動 力 ポ ン プ | 4 台   | B-3級   |
| ホ ー ス           | 24 本  | 口径65mm 長さ20m   |
| 吸 管             | 6 本   | 口径75mm 長さ 8m   |
| 消火薬剤（20kg入）     | 100 缶 | エフアールS   |
| 消火薬剤（20kg入）     | 100 缶 | エフアールT   |
| 展着剤（20kg入）      | 50 袋  | CMC  |
| 着色剤（5kg入）       | 4 缶   |  |
| バケツ             | 4 基   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・7570型1基（大型ヘリ用）<br/>（保管場所：徳島県消防防災航空隊）</li> <li>・1590型3基（うち2基は海上自衛隊徳島教育航空群に貸与中）</li> </ul> |

保管場所：板野郡北島町鯛浜字大西165

徳島県立防災センター備蓄倉庫（連絡先：徳島県消防学校（088-683-2200）

：徳島県立防災センター（088-683-2100）

連絡先：徳島県危機管理部消防保安課（088-621-2284）

## (2) 名西消防組合保有分

| 団体名    | 資機材       |        |
|--------|-----------|--------|
|        | ジェットシューター | チェーンソー |
| 名西消防組合 | 10        | 3      |

#### 4 給水容器の備蓄状況

平成28年4月1日 現在

| 市町村名 | 給水タンク・ウォーターバルーン等 |          |          | 携行容器 |     |     | 給水袋・非常用飲料部袋・ポリ袋 |     |     |
|------|------------------|----------|----------|------|-----|-----|-----------------|-----|-----|
|      | ～0.9t            | 1.0～1.4t | 1.5～2.0t | 10L  | 18L | 20L | 4～6L            | 10L | 20L |
| 石井町  | 2                | 2        |          |      |     |     | 790             | 220 |     |

#### 5 主要食糧（米穀）在庫数量

平成27年3月31日 現在

|           | 数量                  |
|-----------|---------------------|
| 卸売販売業者手持分 | 70精米トン<br>2,000玄米トン |

(注) 在庫数量は常時増減がある。

## 6 応急食料及び副食調味料調達先一覧表

| 食品名    | 生産者団体業者                               | 所在地                               | 電話番号                                       | 備考                            |
|--------|---------------------------------------|-----------------------------------|--|-------------------------------|
| 米 穀    | 全国農業協同組合連合会<br>徳島県本部                  | 徳島県北佐古一番町<br>5番12号                | (088)<br>634-2501                          |                               |
| 米 穀    | 徳島県食糧卸協同組合                            | 美馬郡つるぎ町貞光<br>字小山北115-3            | (0883)<br>63-6015                          |                               |
| 漬 物    | 徳島県漬物加工販売協同組合                         | 名西郡石井町高川原天神<br>337-6              | (088)<br>674-2503                          | たくあん<br>梅干し、<br>奈良漬、<br>きざみ漬等 |
| 味 噌    | 徳島県味噌工業協同組合                           | 徳島市中昭和町1丁目<br>95番地の1<br>(葵ハイツ内2F) | (088)<br>652-6472                          |                               |
| 醬 油    | 徳島県醤油醸造協同組合                           | 徳島市かちどき橋6-8                       | (088)<br>652-1871                          |                               |
| 食 塩    | 徳島塩元売株式会社                             | 徳島市東沖洲2-49                        | (088)<br>664-6380                          |                               |
| 魚肉練り製品 | 徳島県蒲鉾水産加工業協同組合                        | 徳島市北沖洲4丁目1-38                     | (088)<br>628-2259                          |                               |
| 水産加工品  | 徳島県漁業協同組合連合会                          | 徳島市東沖洲2丁目13                       | (088)<br>636-0500                          |                               |
| (即席めん) | (大手卸売販売業者名)<br>旭食品(株) 徳島営業所<br>八百秀(株) | 板野郡松茂町住吉<br><br>徳島市金沢町1丁目         | (088)<br>699-3355<br><br>(088)<br>664-0260 |                               |

## 7 災害救助物資備蓄数

平成 29 年 4 月 1 日 現在

| 物資名         | 規格   | 数量     |     | 保管場所  |
|-------------|--|--------|-----|---|
| 毛布（圧縮真空パック） | 140 cm×190 cm  | 3,420  | 枚   | ・日本通運松茂流通センター<br>板野郡松茂町中喜来字稲本 183   |
|             |  | 1,800  | 枚   | ・徳島通運株式会社小松島支店立江倉庫<br>小松島市立江町大田ノ浦 11-12   |
|             |  | 3,960  | 枚   | ・県立防災センター<br>板野郡北島町鯛浜字大西 165  |
|             |  | 850    | 枚   | ・南部総合県民局美阿南庁舎<br>阿南市富岡町あ王谷46<br>・南部総合県民局美波庁舎<br>海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1<br>・海陽町立海南病院<br>海部郡海陽町四方原字広谷 1 6-1 |
|             |  | 250    | 枚   | ・西部総合県民局美馬庁舎<br>美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73  |
|             |  | 250    | 枚   | ・西部総合県民局三好庁舎<br>三好市池田町マチ 241  |
| 計           |  | 10,530 | 枚   |   |
| 日用品セット      | タオル、箸、<br>スプーン、石鹸、<br>コップ、軍手、<br>ポリ袋、包帯、<br>歯ブラシ、<br>ポケットティッシュ | 2,160  | セット | ・日本通運松茂流通センター<br>板野郡松茂町中喜来字稲本 183   |
|             |  | 3,600  | セット | ・徳島通運株式会社小松島支店立江倉庫<br>小松島市立江町大田ノ浦 11-12   |
|             |  | 1,920  | セット | ・県立防災センター<br>板野郡北島町鯛浜字大西 165  |
|             |  | 40     | セット | ・県庁倉庫<br>徳島市万代町 1-1   |
|             |  | 1,485  | セット | ・南部総合県民局阿南庁舎<br>阿南市富岡町あ王谷46<br>・南部総合県民局美波庁舎<br>海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1<br>・海陽町立海南病院<br>海部郡海陽町四方原字広谷 16-1   |
|             |  | 240    | セット | ・西部総合県民局美馬庁舎<br>美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73  |
|             |  | 250    | セット | ・西部総合県民局三好庁舎<br>三好市池田町マチ 241  |
| 計           |  | 9,695  | セット |   |

## 8 木材保有数

平成 29 年 4 月 1 日 現在

| 貯木場名               | 面積 (m <sup>2</sup> ) |         | 貯木能力 (m <sup>3</sup> ) |         | 現在量 (m <sup>3</sup> ) | 備考 |
|--------------------|----------------------|---------|------------------------|---------|-----------------------|----|
| 徳島県木材センター<br>協同組合  | 土場                   | 13,300  | 製品                     | 3,500   | 1,000                 |    |
|                    | 土場                   | 4,752   | 素材                     | 400     | 0                     |    |
| 株式会社ゲンボク           | 土場                   | 31,750  | 素材                     | 11,000  | 1000                  |    |
| 県営貯木場              | 水面                   | 62,600  | 素材                     | 15,500  | 0                     |    |
| 徳島県木材団地<br>協同組合連合会 | 土場                   | 54,196  | 素材                     | 154,000 | 4,000                 |    |
| 徳島中央森林組合<br>(神山本所) | 土場                   | 6,630   | 素材                     | 1,700   | 500                   |    |
| 徳島中央森林組合<br>(上勝支所) | 土場                   | 3,850   | 素材                     | 1,000   | 800                   |    |
| 木頭森林組合<br>(相生及び横石) | 土場                   | 27,000  | 素材                     | 5,500   | 2,500                 |    |
| 美馬郡木材協同組合          | 土場                   | 15,012  | 素材                     | 7,000   | 650                   |    |
| 三好木材センター事業<br>協同組合 | 土場                   | 45,080  | 素材                     | 15,000  | 1,000                 |    |
| 計                  | 土場面積                 | 201,570 | 製品                     | 3,500   | 1,000                 |    |
|                    | 水面面積                 | 62,600  | 素材                     | 211,100 | 10,450                |    |



## 7 報道体制に関する資料



## 1 日本放送協会の災害報道体制

## 災害の種類と体制

- ◎ 災害には，地震，津波，台風，豪雨，大火，船舶，航空機，鉄道，バスなどの事故，爆発事故，工場災害などが考えられる。
- ◎ 災害の規模により以下の体制をとる

| 体制    | 編成                                  | 動員             |
|-------|-------------------------------------|----------------|
| 1 種体制 | 警報・注意報その他緊急を要する告知放送を長時間にわたって臨時放送する。 | 体制別動員計画表に基づき動員 |
| 2 種体制 | 平常番組の一部を災害番組に切り替えて放送する              | 1種体制の動員数を越えて動員 |
| 3 種体制 | 平常番組の大部分を災害番組に切り替えて放送する。            | 動員対象者全員を動員     |

## 気象警報等

| 対応        | 対象となる警報                    |
|-----------|----------------------------|
| G (スーパー)  | 暴風、大雨、暴風雪、大雪、高潮、洪水、波浪      |
| R 1 (上のせ) | 竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報          |
| F M (上のせ) | 土砂災害警戒情報、はんらん警戒情報、はんらん危険情報 |

## 地震情報

| 震度                   | 徳島単  | 全国   |
|----------------------|--|--|
| 1                    | G (スーパー)   |  |
| 2                    | R 1 (上のせ)  |  |
| 3                    |  | G (スーパー)   |
| 4                    | (特設ニュースの場合あり)                                      | R 1 (上のせ)  |
| 5弱・5強                | 徳島単で独自放送を開始<br>★休日や夜間でも中断ノルマルで一報<br>(全中受け、参加の場合あり) | G (ノルマル可)<br>R 1 - F M (上のせ)<br>津波注意報は震度5の全国対応同等 |
| 6弱以上<br>大津波・津波<br>警報 | 全波臨時ニュース   |  |

※総合テレビ・R 1・F Mは、24時間放送

## 2 四国放送非常事態対策要綱

四国放送は、非常事態の発生に対応し、次の通り対策要綱を定める。

### 1 非常事態

ここにいう非常事態とは重大な災害及び社会を震撼させる大規模事件などの発生にともない、通常の放送番組を変更して緊急に報道すべき場合をいう。

#### I 非常事態の区分

非常事態をその重大性により、次の通り区分し対策を定める。

##### 1-1 ランクA 非常事態の最大級のもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度5以上）
- b. 津波（県沿岸に大津波警報）
- c. 台風（第2室戸台風級の直撃）
- d. 大火（エリア内主要都市の人口密集地域での大火災）
- e. 航空機事故（エリア内空域での旅客機墜落事故）
- f. 船舶事故（エリア内海域での旅客船沈没事故）
- g. 列車事故（エリア内線区での旅客列車転覆事故）
- h. その他ランクAの非常事態対策が必要な場合

##### 1-2 ランクB 非常事態ランクAに次ぐもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度4、近県で震度6以上、首都圏で震度6以上）
- b. 津波（県沿岸に津波警報）
- c. 台風（進路からエリア内での被害発生が予想される時）
- d. その他エリア内住民の生命、財産に重大な影響を及ぼす災害、事件、事故等で非常事態対策が必要な場合

#### II 非常事態発生時の番組編成措置

非常事態発生時の番組編成の骨子を次の通りとする。

|     | 非常事態ランクA   | 非常事態ランクB   |
|-----|--|--|
| テレビ | ① 臨時ニュース（カットイン）<br>情報入手と同時に番組中断し、スタジオ、情報カメラ、CG等で続報につながる<br>② 特番<br>レギュラー枠をはずし、全面的に特番編成<br>CM放送は内容検討の上別途処理（ラジオも同じ）。 | ① 字幕速報（スーパー）<br>原則としてCMタイムを避けて字幕による速報スーパー。<br>② 臨時ニュース<br>空き枠、ステブレ等を利用する。<br>③ 特番<br>必要に応じレギュラー枠を差し替え特番編成。<br>CMは特段の指示がない限りレギュラー処理（ラジオも同じ） |
| ラジオ | ① ニュース速報<br>番組を中断し、第1報をカットイン。BGM、告知アナウンス等で続報につながる。<br>② 特番<br>レギュラー枠をはずし、全面的に特番編成。テレビとの役割分担を明確化。                   | ① ニュース速報<br>原則としてCMタイムを避けて本編の音を絞り速報する。<br>② 臨時ニュース<br>可能枠で差し替え編成。<br>③ 特番<br>必要に応じレギュラー枠を差し替え特番編成。   |

### III 総合対策本部と放送対策部の設置

発生した非常事態の重大性により、総合対策本部及び放送対策部を設置する。

#### 3-1 総合対策本部

総合対策本部はランク A に区分された非常事態のうち 1-1 a 項のエリア内で震度 5 以上の地震が発生した場合に自動的に設置、また災害放送の維持継続と社員及び家族の安全確保を支援するため総合的な対策を立案遂行する必要がある場合、役員局長会で協議の上設置する。

#### 3-2 総合対策本部の構成

総合対策本部は常勤役員及び現業局長、ラ・テ編成部長、総務部長（2012年度職制による。以下の記述も同じ）により構成される。

本部長は社長があたり、社長不在の時は、役員局長が代行する。

#### 3-3 放送対策部

放送対策部は本要綱に規定したすべての非常事態の発生時及び報道担当者の進言により必要と思われる場合に設置する。

放送対策部は災害放送または非常事態に対応した緊急放送を円滑に行うための諸施策を企画立案し遂行する。

#### 3-4 放送対策部の構成

放送対策部は、現業役員局長、ラ・テ編成責任者、報道・制作・アナウンス責任者、ラ・テ技術運行責任者により構成される。

放送対策部に部長をおき報道制作局長があたる。（放送対策部の組織図及び役割は別冊の非常災害マニュアル参照）

### IV 非常事態発生の連絡

非常事態の発生が、夜間および早朝の場合、勤務者はただちに報道責任者（部長、不在のときにはデスク）に連絡したあとアナウンサーの確保をはかる。その後の連絡は、有線連絡網と無線呼び出しを併用し迅速に行う。

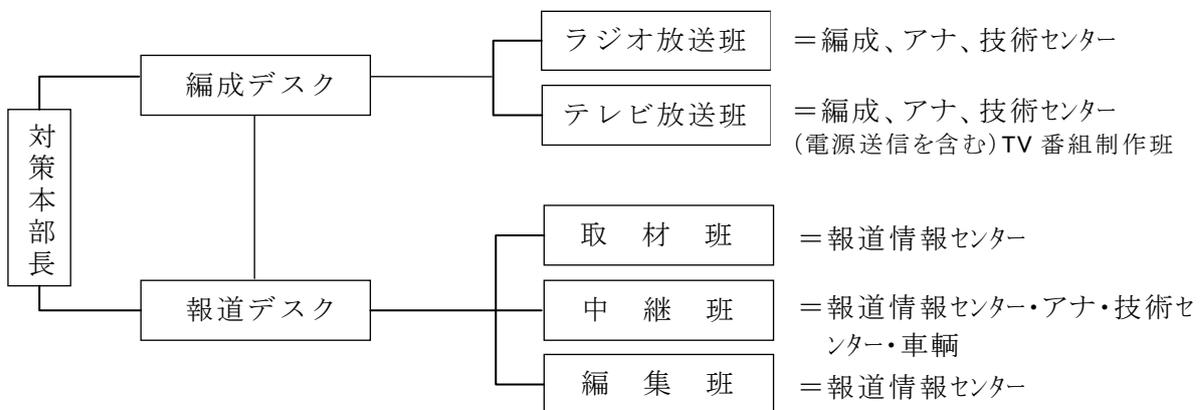
（緊急連絡体制は別冊の非常災害マニュアル参照）

### V 非常事態発生時の放送

災害放送については迅速正確な被災状況の報道による流言飛語の防止、公共機関の救済活動やライフラインに関する情報の大量化による安心の拡大、尋ね人のような個人レベルでの安全確認報道等、2011年3月11日に発生した東日本大震災の東北各局の報道活動を参考にする。

プライバシー侵害にあたるような被害者取材や被害地住民の感情を逆なでするような放送は厳に慎まなければならない。

### VI 非常事態下の対策本部組織図



### 3 エフエム徳島非常事態対策要綱

#### [1] 非常災害の定義

震度5以上の大地震、津波、台風、火災などにより大災害が発生しサービスエリア内住民の生活に重大な影響が生じたり、エフエム徳島の放送機能が損なわれ、またはその恐れがある場合をいう。

この規模の大災害はA級非常災害とする。

震度4以下の地震、A級に次ぐ災害はB級非常災害とする。

#### [2] 非常災害時と初期報道

##### 1. 発生直後

非常災害が確認された場合、まず総務及び放送部員は放送設備と機器を点検し、速やかに緊急災害放送を行う。

<通常の放送設備では放送できない場合>

S T L送信機損壊の場合は本社演奏所から、FM変調器、可搬型調整卓等を眉山送信所に搬送して、眉山送信所を臨時スタジオとし、緊急災害放送を行う。

##### 2. 非常災害のランク

(1) A級・・・非常災害のうち最大級のもので、番組の全面変更を要する場合。

[想定例] 県内に発生した震度5以上の大地震、津波、台風、洪水、大火等。

(2) B級・・・非常災害A級に次ぐもの。

[想定例] 震度4以下の地震、津波、台風、その他地域社会に影響を及ぼす災害の発生。

##### 3. 非常災害発生時の番組編成措置

###### (1) A級

###### a 臨時ニュースの挿入

発生と同時に番組中断。臨時ニュースを挿入する。

###### b 特別番組の編成

レギュラー枠をはずし、全面特別番組に切りかえる。

###### c CM 処理

CMはその内容を検討し、挿入・不挿入を決定、スポンサー了解は可能な限り速やかに行うがやむを得ない場合は事後連絡とする。

###### (2) B級

###### a 臨時ニュースの挿入

A級に準ずる。番組の一時中断も可。

###### b 特別番組の編成

レギュラー枠は一応生かすも、適宜特番を編成する。

(ふさわしくない内容は中止又は変更する)

###### c CM処理

A級に同じ。

##### 4. 各ランクの運用

発生した非常災害の各ランクの運用は、常勤取締役及び各部責任者の判断によるものとする(合議)。

事態の推移によるランクの変更、及び解除の指令も同様とする。

[ 3 ] 非常災害対策本部の設置

1. 非常災害対策本部

非常災害が発生し、ランクのA級及びB級を運用するときは、自動的に非常災害対策本部が設置される。

2. 非常災害対策本部の構成

非常災害対策本部に非常災害本部長をおく。

非常災害対策本部長は常勤取締役の中から1名があたるものとする。但し、常勤取締役が不在の場合は各部責任者の中から1名があたるものとする。

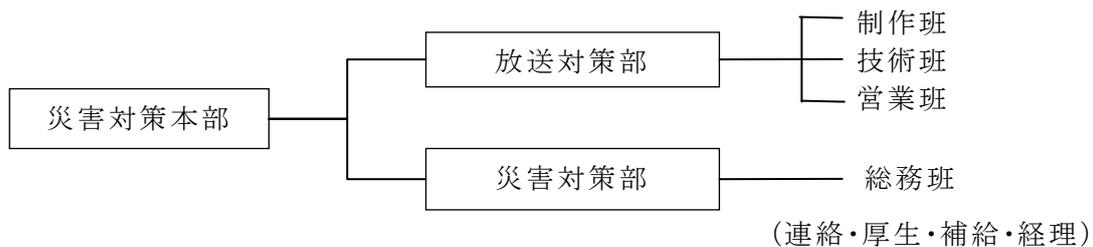
3. 非常災害発生時の連絡

- (1) 非常災害の発生が通常の勤務時間内にあつては、災害の状況に応じて総務部を通じて直ちに非常災害対策本部を設置した旨、全社に通達する。
- (2) 非常災害が夜間及び早朝にあつては、勤務者は速やかに所属長に連絡し指示を受けるものとする。
- (3) 各部においては非常災害時の連絡系統を確立すると同時に交通網、通信手段等が途絶えた状態についても一応の想定をもち周知をはかる。
- (4) 臨時ニュースの挿入など必要と判断した場合は勤務者の裁量によって措置することもあり得る。但し、後刻必ずその旨を所属長に連絡し、各部の責任者に通知しなければならない。

4. 非常災害下の放送内容規制

- (1) 非常災害下の特別放送番組にあつては、公共機関からの連絡発表事項を優先して取り扱う。
- (2) 災害放送にあつては、災害対策、災害状況、救護対策等の速報にあたり流言飛語の類は特に注意する。
- (3) 非常災害下の人心に違和感を与えるおそれのあるコマーシャルについてはこれを削除又は災害見舞等の内容に変更することがある。
- (4) 非常災害時におけるNHK徳島放送局のテレビジョン放送および音声による放送を受信しその内容を非常災害ニュース情報として利用する場合は、事前にNHK徳島放送局の許諾を得るとともに、出所、入手時刻をできるだけ詳しく示して放送する。その他の事項については非常災害時のニュース利用に関する覚書に従う。

5. 非常災害下の対策本部組織図



## 4 緊急警報放送

人命や社会生活に直接重大な影響を及ぼす大地震や津波など、非常災害の予知情報や警報の類は、国民に迅速、正確かつできる限りもれなく伝えられることが望まれる。放送はその手段の一つとして重要な役割を果たし得るが、深夜など家庭の受信機のスイッチが入っていない場合には無力になる難点がある。

そこで放送電波に重畳する緊急警報信号によって、家庭に備える緊急警報受信機から警報音を発生したり、自動的に他の受信機にスイッチを入れたりするよう開発されたのが緊急警報放送である。

放送局では、重大な災害情報の放送に先立って、番組の音声信号を中断して緊急警報信号（開始信号）を放送する。緊急警報受信機の緊急警報信号受信部は常時電源が入っており、信号の検出を行っている。緊急警報信号が受信、検出されると、はじめて受信・増幅部が働くようになり、引き続いて放送される災害情報を聴取できるようになる。緊急警報受信機によっては、緊急警報信号を検出した時に、受信者の注意を喚起するブザー音を発生するものや、他の一般の受信機の電源をいれるものも考えられる。災害情報の放送をひとしきり行うと、放送局では、緊急警報受信機を再び待機状態に戻すため、緊急警報信号（終了信号）を放送する。

なお、緊急警報信号は、**1 k H z** 近傍の2つの周波数のトーン信号をそれぞれ、符号0と1に対応させたデジタル信号であり、聴感上はピロピロという音として聞こえる。

緊急警報信号の技術基準は、57年度に電波技術審議会で答申されており、その後、郵政省を中心に放送事業者と防災関係機関（国土庁、消防庁、気象庁、警察庁）の間で、緊急警報放送の運用方法などについて協議が進められた。その結果、緊急警報信号を送出できる場合の規定、地域符号の使用区分などが、緊急警報信号の信号方式などとともに、郵政省令として定められ、60年6月1日に公布、施行された。

本県では、NHK徳島放送局と四国放送が、緊急警報放送を実施している。

緊急警報放送が対象とする災害情報は、当面、次の3つ、①大規模地震の警戒宣言、②津波警報、③都道府県知事等の、災害対策基本法に基づく要請により行う災害に関する放送、に限られている。

緊急警報信号（開始信号）には、すべての受信機を動作させる第1種信号と、受信するかしないかを受信機により選択できる第2種信号とがある。このほか、この信号には、信号の適用対象地域を示す「地域符号」（地域共通符号、広域符号及び県域符号）、および信号の送出時刻を示す「時刻符号」が含まれている。

地域符号の識別機能を持つ受信機では、地域符号（または都道府県名あるいは広域名）を設定すれば、地域共通符号付きの緊急警報信号のほかはその地域向けの緊急警報信号だけを選択的に受信する。また、時計付きの受信機では、±10分の精度を保っていれば、妨害電波による誤作動を防ぐことができる。

緊急警報信号の種類

| 区 分        | 開 始 信 号 | 地 域 符 号 |
|------------|---------|---------|
| 大規模地震の警戒宣言 | 第1種     | 徳島      |
| 津波警報       | 第2種     | 徳島      |
| 災対法による放送要請 | 第1種     | 徳島      |

## 8 災害救助に関する資料



## 1 災害救助法の適用基準

石井町

| 人口数（人）               | 適用世帯数（世帯） |         |
|----------------------|-----------|---------|
|                      | ① 被害世帯数   | ② 被害世帯数 |
| 平成27年10月1日<br>（国勢調査） |           |         |
| 25,590               | 50        | 25      |

（備考）被害世帯数は、住家の滅失した世帯（全壊、全焼、流失）を標準とし、半壊等は1／2、床上浸水等は1／3とみなして換算する。

①は、災害救助法施行令第1条第1項第1号による市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

②は、災害救助法施行令第1条第1項第2号による徳島県の区域内の被害世帯数が1,000世帯以上である場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

## 2 平成 29 年度災害救助基準

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

| 救助の種類           | 対 象   | 費用の限度額  | 期 間                        | 備 考  |
|-----------------|---|---|----------------------------|--|
| 避難所の設置          | 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。                   | (基本額)<br>避難所設置費<br>1 人 1 日当たり<br>320 円以内<br>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。                                       | 災害発生の日から<br>7 日以内          | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。<br>2 避難に当たっての輸送費は別途計上<br>3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。                           |
| 応急仮設住宅の<br>供与   | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 | ○建設型仮設住宅<br>1 規模<br>応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定<br>2 基本額 1 戸当たり<br>5,516,000 円以内<br>3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 | 災害発生の日から<br>20 日以内着工       | 1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として<br>5,516,000 円以内であればよい。<br>2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる)<br>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。<br>4 供与期間は 2 年以内 |
|                 |   | ○借上型仮設住宅<br>1 規模 建設型仮設住宅に準じる<br>2 基本額地域の实情に応じた額   | 災害発生の日から<br>速やかに借上げ、<br>提供 | 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の实情に応じた額とすること。<br>2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。   |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 1 避難所に収容された者<br>2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者    | 1 人 1 日当たり<br>1,130 円以内   | 災害発生の日から<br>7 日以内          | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。<br>(1 食は 1/3 日)   |

石井町 [資料編]

| 救助の種類                | 対 象   | 費用の限度額  | 期 間           | 備 考   |        |        |        |                   |        |
|----------------------|---|---|---------------|---|--------|--------|--------|-------------------|--------|
| 飲料水の供給               | 現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）  | 当該地域における通常の実費   | 災害発生の日から7日以内  | 輸送費、人件費は別途計上  |        |        |        |                   |        |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者 | 1 夏季（4月～9月）冬季、（10月～3月）の季別は 災害発生の日をもって決定する。<br>2 下記金額の範囲内                      | 災害発生の日から10日以内 | 1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額<br>2 現物給付に限ること                         |        |        |        |                   |        |
|                      |   | 区 分   | 1人世帯          | 2人世帯  | 3人世帯   | 4人世帯   | 5人世帯   | 6人以上<br>1人増すごとに加算 |        |
|                      |   | 全壊<br>流失  | 夏             | 18,400  | 23,700 | 34,900 | 41,800 | 52,900            | 7,800  |
|                      |   |   | 冬             | 30,400  | 39,500 | 54,900 | 64,200 | 80,800            | 11,100 |
| 半壊<br>床上浸水           | 夏   | 6,000   | 8,100         | 12,100  | 14,700 | 18,600 | 2,600  |                   |        |
|                      | 冬   | 9,800   | 12,700        | 18,000  | 21,400 | 27,000 | 3,500  |                   |        |
| 医 療                  | 医療の途を失った者（応急的処置）  | 1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費<br>2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内<br>3 施術者<br>協定料金の額以内 | 災害発生の日から14日以内 | 患者等の移送費は、別途計上   |        |        |        |                   |        |
| 助 産                  | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）        | 1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費<br>2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額                     | 分べんした日から7日以内  | 妊婦等の移送費は、別途計上   |        |        |        |                   |        |
| 被災者の救出               | 1 現に生命、身体が危険な状態にある者<br>2 生死不明な状態にある者  | 当該地域における通常の実費   | 災害発生の日から3日以内  | 1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。<br>2 輸送費、人件費は、別途計上 |        |        |        |                   |        |
| 被災した住宅の応急修理          | 1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者<br>2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊（焼）した者          | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当りの限度額<br>574,000円以内                             | 災害発生の日から1ヵ月以内 |   |        |        |        |                   |        |

石井町 [資料編]

| 救助の種類         | 対 象   | 費用の限度額  | 期 間  | 備 考  |
|---------------|---|---|--|--|
| 学用品の給与        | 住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。 | 1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費<br>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内<br>小学生児童 4,400円<br>中学生生徒 4,700円<br>高等学校等生徒 5,100円 | 災害発生の日から<br>（教科書）<br>1ヵ月以内<br>（文房具及び通学用品）<br>15日以内 | 1 備蓄物資は評価額<br>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。   |
| 埋 葬           | 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給   | 1 体当たり<br>大人（12歳以上）<br>210,200円以内<br>小人（12歳未満）<br>168,100円以内  | 災害発生の日から10日以内                                      | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。  |
| 死体の捜索         | 行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者  | 当該地域における通常の実費   | 災害発生の日から10日以内                                      | 1 輸送費、人件費は、別途計上<br>2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。                                  |
| 死体の処理         | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。  | （洗浄、消毒等）<br>1体当たり 3,400円以内<br><br>一時保存<br>┌ 既存建物借上費<br>│ 通常の実費<br>│ 既存建物以外<br>│ 1体当たり<br>│ 5,300円以内<br>└<br><br>検 案 救護班以外は慣行料金              | 災害発生の日から10日以内                                      | 1 検案は原則として救護班<br>2 輸送費、人件費は、別途計上<br>3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去        | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者                                | 市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均<br>135,100円以内   | 災害発生の日から10日以内                                      |  |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費 | 1 被災者の避難に係る支援<br>2 医療及び助産<br>3 被災者の救出<br>4 飲料水の供給<br>5 死体の捜索<br>6 死体の処理<br>7 救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費   | 救助の実施が認められる期間以内                                    |  |
| 実 費 弁 償       | 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者   | 災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める   | 救助の実施が認められる期間以内                                    | 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額  |

石井町 [資料編]

| 救助の種類           | 対 象   | 費用の限度額  | 期 間                                | 備 考                  |
|-----------------|---|---|------------------------------------|----------------------|
| 救助の事務を行うのに必要な費用 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 時間外勤務手当</li> <li>2 賃金職員等雇上費</li> <li>3 旅費</li> <li>4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）</li> <li>5 使用料及び賃借料</li> <li>6 通信運搬費</li> <li>7 委託費</li> </ol> | <p>救助事務費は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 三千万円以下の部分の金額については百分の十</li> <li>2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九</li> <li>3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八</li> <li>4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七</li> <li>5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六</li> <li>6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五</li> <li>7 五億円を超える部分の金額については百分の四</li> </ol> | 救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内 | 災害救助費の精算の用に要した経費も含む。 |

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

### 3 災害救助法による救助の実施機関

- 1 災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受託事務とされている。
- 2 市町村長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- 3 知事から市町村長への委任については、災害救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村長に通知する。
- 4 なお、市町村長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。

| 救 助 実 施 内 容            | 実施機関  | 備 考 |
|------------------------|-------|-----|
| 1 避難所の設置               | 市町村   |     |
| 2 応急仮設住宅の供与            | 県、市町村 |     |
| 3 炊き出しその他による食品の給与      | 市町村   |     |
| 4 飲料水の供給               | 市町村   |     |
| 5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 市町村   |     |
| 6 医療及び助産               | 県、市町村 |     |
| 7 被災者の救出               | 市町村   |     |
| 8 被災した住宅の応急修理          | 市町村   |     |
| 9 学用品の給与               | 県、市町村 |     |
| 10 埋葬                  | 市町村   |     |
| 11 遺体の搜索               | 市町村   |     |
| 12 遺体の処理               | 市町村   |     |
| 13 障害物の除去              | 市町村   |     |

※「実施機関」欄の記載は、災害時の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性等に応じて県と市町村が連携して実施するものとする。

## 9 医療・防疫に関する資料



## 1 病院及び病床数 (医療機関一覧表)

| 医療機関名              | 所在・氏名                 | 診療科目                          | 収容能力 | 電話番号         | 備考 |
|--------------------|-----------------------|-------------------------------|------|--------------|----|
| 石井<br>虹の橋クリニック     | 石井字石井231-1<br>竹内 真由子  | 外・循・内<br>・消・整・<br>リ           | 19   | 088-674-2311 |    |
| 手束病院               | 石井字石井434-1<br>佐藤 浩充   | 外・内・循<br>・他                   | 93   | 088-674-0024 |    |
| 阿部内科・胃腸科           | 高川原字南島371<br>阿部 秀幸    | 内・胃・放<br>・理                   | 0    | 088-674-1201 |    |
| 伊勢内科小児科            | 石井字石井726-7<br>伊勢 正夫   | 内・小・胃<br>・循・呼・<br>神           | 19   | 088-675-0535 |    |
| 上田医院               | 高原字東高原181-2<br>上田聡一郎  | 内・小・消<br>循・呼                  | 0    | 088-675-1130 |    |
| 川村医院               | 浦庄字上浦154-4<br>土井 章良   | 内・神・精<br>心                    | 0    | 088-674-0120 |    |
| 須見医院               | 藍畑字高畑1311<br>須見 昌輝    | 内・小・外<br>・循・放・<br>理           | 0    | 088-674-0178 |    |
| 田中医院               | 浦庄字下浦689-1<br>田中 治    | 内・小・循<br>・呼・消・<br>放・神・リ       | 0    | 088-674-6181 |    |
| 多田内科クリニック          | 藍畑字東覚円510<br>多田 直史    | 内・小・循                         | 0    | 088-674-0250 |    |
| 遠藤眼科医院             | 石井字石井486-1<br>田近 智之   | 眼                             | 0    | 088-674-1110 |    |
| 遠藤産婦人科             | 石井字石井513-1<br>遠藤 誉富   | 産・内                           | 19   | 088-674-6818 |    |
| なかたに産婦人科           | 石井字石井554-7<br>中谷 宏行   | 産・内                           | 10   | 088-674-1295 |    |
| 川原内科・外科            | 高川原字天神712-1<br>川原 弘行  | 内・外・整<br>・胃・呼・<br>肛・リ・循<br>・小 | 0    | 088-675-0015 |    |
| 宇高耳鼻咽喉科医院          | 石井字石井635-29<br>宇高 二良  | 耳                             | 0    | 088-675-0750 |    |
| 恵美クリニック            | 石井字白鳥221-6<br>恵美 滋文   | 内、循                           | 0    | 088-675-0855 |    |
| 記本耳鼻咽喉科<br>クリニック   | 高川原字高川原500-1<br>記本 晃治 | 耳                             | 0    | 088-674-8778 |    |
| 医療法人有誠会<br>天神クリニック | 高川原字天神725-4<br>内藤 史子  | 内・皮・リ                         | 0    | 088-675-2311 |    |

石井町 [資料編]

| 医療機関名     | 所在・氏名                 | 診療科目                | 収容能力 | 電話番号         | 備考 |
|-----------|-----------------------|---------------------|------|--------------|----|
| 麻野皮膚科     | 石井字石井 540-3<br>麻野誠一郎  | 皮                   | 0    | 088-674-7871 |    |
| 健生石井クリニック | 高川原字高川原2155<br>樋端 規邦  | 内・消・リ               | 0    | 088-675-1033 |    |
| 石岡整形外科    | 高川原字桜間215<br>石岡 博文    | 整・内・外<br>・リ         | 19   | 088-674-8800 |    |
| 尾崎医院      | 高川原字加茂野318-8<br>尾崎 敏夫 | 内・呼・胃<br>・小・放・<br>リ | 0    | 088-674-8855 |    |
| 遠藤整形外科    | 石井字石井1263-1<br>遠藤 健次  | 整・内・リ               | 19   | 088-674-0066 |    |

(注) 内…内科  
外…外科  
小…小児科  
胃…胃腸科  
肛…肛門科

神…神経科  
皮…皮膚科  
眼…眼科  
消…消化器系  
精…精神科

循…循環器系  
呼…呼吸器系  
産…産婦人科  
放…放射線科  
心…心療内科

耳…耳鼻咽喉科  
理…理学診療科  
整…整形外科  
リ…リハビリテーション科  
脳…脳外科

## 2 特定施設に係る医療機関一覧表

## 1 透析施設

|    | 施設名                   | 所在地                 | 電話番号         |
|----|-----------------------|---------------------|--------------|
| 1  | 住友内科病院                | 徳島市安宅2丁目3-5         | 088-622-1122 |
| 2  | 沖の洲病院                 | 徳島市城東町1丁目8-8        | 088-622-7111 |
| 3  | 田岡病院                  | 徳島市万代町4丁目2-2        | 088-622-7788 |
| 4  | 赤沢医院                  | 徳島市川内町沖島68-1        | 088-665-3091 |
| 5  | 徳島市民病院                | 徳島市北常三島町2丁目34       | 088-622-5121 |
| 6  | 徳島健生病院                | 徳島市下助任町4丁目9-1       | 088-622-7771 |
| 7  | 川島病院                  | 徳島市北佐古一番町1-39       | 088-631-0110 |
| 8  | 川島透析クリニック             | 徳島市北佐古一番町6-1        | 088-634.0200 |
| 9  | 徳島県立中央病院              | 徳島市蔵本町1丁目10-3       | 088-631-7151 |
| 10 | 小倉診療所                 | 徳島市蔵本町2-27          | 088-632-1151 |
| 11 | 徳島大学病院                | 徳島市蔵本町3丁目18-15      | 088-633-7184 |
| 12 | たまき青空病院               | 徳島市国府町早淵字北カシヤ56-1   | 088-642-5050 |
| 13 | 亀井病院                  | 徳島市八万町寺山231         | 088-668-1177 |
| 14 | 協立病院                  | 徳島市八万町橋本92-1        | 088-668-1070 |
| 15 | たまき青空クリニック応神          | 徳島市応神町西貞方字仁徳31-1    | 088-683-3715 |
| 16 | 鳴門川島クリニック             | 鳴門市大津町段関字西68-5      | 088-683-0810 |
| 17 | 徳島県鳴門病院               | 鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1     | 088-683-0011 |
| 18 | 岩朝病院                  | 鳴門市撫養町立岩字元地280      | 088-685-8855 |
| 19 | 小川病院                  | 鳴門市撫養町斎田字北浜99       | 088-686-2322 |
| 20 | 岡崎内科循環器科              | 鳴門市鳴門町高島字中島1-1      | 088-687-2720 |
| 21 | 徳島赤十字病院               | 小松島市小松島町字井利ノロ103    | 0885-32-2555 |
| 22 | ライフクリニック              | 小松島市赤石町14-27        | 0885-37-1811 |
| 23 | 小松島金磯病院               | 小松島市金磯町10-19        | 0885-33-1211 |
| 24 | 阿南共栄病院                | 阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ36     | 0884-44-3131 |
| 25 | 阿南川島クリニック             | 阿南市羽ノ浦町岩脇神代地80-1    | 0884-44-6556 |
| 26 | 玉真病院                  | 阿南市宝田町荒井20          | 0884-23-0551 |
| 27 | お山のクリニック              | 那賀郡那賀町大久保字大西3-2     | 0884-62-1030 |
| 28 | 牟岐診療所                 | 海部郡牟岐町大字中村字山田25-1   | 0884-72-2856 |
| 29 | 独立行政法人国立病院機構東徳島医療センター | 板野郡板野町大寺字大向北1-1     | 088-672-1171 |
| 30 | 小松島泌尿器科               | 板野郡藍住町東中富字傍示15-1    | 088-692-1277 |
| 31 | 矢野病院                  | 板野郡藍住町矢上字西160-102   | 088-692-4411 |
| 32 | 中山医院                  | 阿波市吉野町柿原ノ夕原42       | 088-696-4662 |
| 33 | 阿波病院                  | 阿波市市場町市場字岸ノ下190-1   | 0883-36-5151 |
| 34 | 吉野川医療センター             | 吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120  | 0883-26-2222 |
| 35 | 鴨島川島クリニック             | 吉野川市鴨島町飯尾字福井396-3   | 0883-24-8551 |
| 36 | つるぎ町立半田病院             | 美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1   | 0883-64-3145 |
| 37 | 脇町川島クリニック             | 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南39-2 | 0883-55-0110 |
| 38 | 三加茂田中病院               | 三好郡東みよし町加茂1883-4    | 0883-82-3700 |
| 39 | 三木医院                  | 三好市三野町芝生1027        | 0883-77-3900 |
| 40 | 徳島県立三好病院              | 三好市池田町シマ815-2       | 0883-72-1131 |

## 2 ペースメーカー施設 (体外ペースメーカーキングを実施する施設)

|   | 医療機関名    | 所在地              | 電話番号            |
|---|----------|------------------|-----------------|
| 1 | 徳島大学病院   | 徳島市蔵本町2丁目50-1    | 088-631-3111(代) |
| 2 | 徳島県立中央病院 | 徳島市蔵本町1丁目10-3    | 088-631-7151    |
| 3 | 徳島赤十字病院  | 小松島市小松島町字井利ノ口103 | 0885-32-2555    |

## 3 救急病院等一覧表

## 1 災害拠点病院

## (1) 基幹災害拠点病院

| 圏域  | 医療機関名    | 所在地           | 電話番号         |
|-----|----------|---------------|--------------|
| 東部Ⅰ | 徳島県立中央病院 | 徳島市蔵本町1丁目10-3 | 088-631-7151 |

## (2) 地域災害拠点病院 (10 箇所)

| 圏域  | 医療機関名         | 所在地                | 電話番号            |
|-----|---------------|--------------------|-----------------|
| 東部Ⅰ | 徳島大学病院        | 徳島市蔵本町2丁目50-1      | 088-631-3111(代) |
|     | 徳島市民病院        | 徳島市北常三島町2丁目34      | 088-622-5121    |
|     | 徳島県鳴門病院       | 鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1    | 088-683-0011    |
| 東部Ⅱ | 吉野川医療センター     | 吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120 | 0883-26-2222    |
| 南部Ⅰ | 徳島赤十字病院       | 小松島市小松島町字井利ノ口103   | 0885-32-2555    |
|     | 阿南中央病院        | 阿南市宝田町川原2          | 0884-22-1313    |
| 南部Ⅱ | 徳島県立海部病院      | 海部郡牟岐町中村字杉谷266     | 0884-72-1166    |
|     | 海陽町国民健康保険海南病院 | 海部郡海陽町四方原字広谷16-1   | 0884-73-1355    |
| 西部Ⅰ | つるぎ町立半田病院     | 美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1  | 0883-64-3145    |
| 西部Ⅱ | 徳島県立三好病院      | 三好市池田町シマ815-2      | 0883-72-1131    |

※ 圏域：保健医療圏

## 2 DMAT 指定医療機関

| 圏域  | 医療機関名           | 所在地                   | 電話番号            |
|-----|-----------------|-----------------------|-----------------|
| 東部Ⅰ | 徳島県立中央病院        | 徳島市蔵本町1丁目10-3         | 088-631-7151    |
|     | 徳島大学病院          | 徳島市蔵本町2丁目50-1         | 088-631-3111(代) |
|     | 徳島市民病院          | 徳島市北常三島町2丁目34         | 088-622-5121    |
|     | 田岡病院            | 徳島市万代町4丁目2-2          | 088-622-7788    |
|     | 徳島県鳴門病院         | 鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1       | 088-683-0011    |
| 東部Ⅱ | 吉野川医療センター       | 吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120    | 0883-26-2222    |
| 南部Ⅰ | 徳島赤十字病院         | 小松島市小松島町字井利ノ口103      | 0885-32-2555    |
|     | 阿南共栄病院          | 阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ36       | 0884-44-3131    |
|     | 阿南中央病院          | 阿南市宝田町川原2             | 0884-22-1313    |
| 南部Ⅱ | 徳島県立海部病院        | 海部郡牟岐町中村字杉谷266        | 0884-72-1166    |
|     | 海陽町国民健康保険海南病院   | 海部郡海陽町四方原字広谷16-1      | 0884-73-1355    |
| 西部Ⅰ | ハウエツ病院          | 美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3 | 0883-52-1095    |
|     | つるぎ町立半田病院       | 美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1     | 0883-64-3145    |
| 西部Ⅱ | 徳島県立三好病院        | 三好市池田町シマ815-2         | 0883-72-1131    |
|     | 三好市国民健康保険市立三野病院 | 三好市三野町芝生1270-30       | 0883-77-2323    |

※ 圏域：保健医療圏

## 3 救急告示医療機関

## (1) 初期対応を中心とする医療機関

| 圏域  | 医療機関名      | 所在地               | 電話番号         |
|-----|------------|-------------------|--------------|
| 東部Ⅰ | 松永病院       | 徳島市南庄町4丁目63-1     | 088-632-3328 |
|     | 協立病院       | 徳島市八万町橋本92-1      | 088-668-1070 |
|     | 博愛記念病院     | 徳島市勝占町惣田9         | 088-669-2166 |
|     | 中洲八木病院     | 徳島市中洲町1丁目31       | 088-625-3535 |
|     | 橘整形外科      | 徳島市寺島本町西2丁目37-1   | 088-623-2462 |
|     | 川島病院       | 徳島市北佐古1番町1番39     | 088-631-7711 |
|     | 徳島健生病院     | 徳島市下助任町4丁目9-1     | 088-622-7771 |
|     | 天満病院       | 徳島市蔵本町1丁目5-1      | 088-632-1014 |
| 東部Ⅱ | 小川病院       | 鳴門市撫養町南浜字東浜716    | 088-686-2322 |
|     | 浦田病院       | 板野郡松茂町広島字南ハリ13    | 088-699-2921 |
| 東部Ⅲ | 美摩病院       | 吉野川市鴨島町上下島497     | 0883-24-2957 |
|     | 阿部整形外科     | 吉野川市鴨島町上下島105     | 0883-24-4880 |
|     | 阿波病院       | 阿波市市場町市場字岸ノ下190-1 | 0883-36-5151 |
| 南部Ⅰ | 国民健康保険勝浦病院 | 勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13-2 | 0885-42-2555 |
| 西部Ⅰ | 成田病院       | 美馬市脇町字拝原2576      | 0883-52-1258 |
| 西部Ⅱ | 三野田中病院     | 三好市三野町芝生字萱野1242-6 | 0883-77-2300 |
|     | 三加茂田中病院    | 三好郡東みよし町加茂1883-4  | 0883-82-3700 |

## (2) 中・重症救急対応医療機関

| 圏域  | 医療機関名                     | 所在地                   | 電話番号         |
|-----|---------------------------|-----------------------|--------------|
| 東部Ⅰ | 徳島市民病院                    | 徳島市北常三島町2丁目34         | 088-622-5121 |
|     | 田岡病院                      | 徳島市万代町4丁目2-2          | 088-622-7788 |
|     | 水の都記念病院                   | 徳島市北島田町1丁目45-2        | 088-632-9299 |
|     | 手束病院                      | 名西郡石井町石井字石井434-1      | 088-674-0024 |
| 東部Ⅱ | 徳島県鳴門病院                   | 鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1       | 088-683-0011 |
|     | 兼松病院                      | 鳴門市撫養町斎田字大堤54         | 088-685-4537 |
|     | きたじま田岡病院                  | 板野郡北島町鯛浜字川久保30-1      | 088-698-1234 |
|     | 稲次整形外科病院                  | 板野郡藍住町笠木字西野50-1       | 088-692-5757 |
|     | 独立行政法人国立病院機構<br>東徳島医療センター | 板野郡板野町大寺字大向北1-1       | 088-672-1171 |
| 東部Ⅲ | 吉野川医療センター                 | 吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120    | 0883-26-2222 |
| 南部Ⅰ | 阿南共栄病院                    | 阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ36       | 0884-44-3131 |
|     | 阿南中央病院                    | 阿南市宝田町川原2             | 0884-22-1313 |
|     | 原田病院                      | 阿南市富岡町あ石14-1          | 0884-22-0990 |
| 南部Ⅱ | 徳島県立海部病院                  | 海部郡牟岐町中村字杉谷266        | 0884-72-1166 |
|     | 美波町国民健康保険美波病院             | 海部郡美波町田井105-1         | 0884-78-1373 |
|     | 海陽町国民健康保険海南病院             | 海部郡海陽町四方原字広谷16-1      | 0884-73-1355 |
| 西部Ⅰ | ハウエツ病院                    | 美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3 | 0883-52-1095 |
|     | つるぎ町立半田病院                 | 美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1     | 0883-64-3145 |

|     |                 |                  |              |
|-----|-----------------|------------------|--------------|
| 西部Ⅱ | 三好市国民健康保険市立三野病院 | 三好市三野町芝生 1270-30 | 0883-77-2323 |
|-----|-----------------|------------------|--------------|

## (3) 救命救急センター等

| 圏域 | 医療機関名    | 所在地               | 電話番号            |
|----|----------|-------------------|-----------------|
| 全県 | 徳島県立中央病院 | 徳島市蔵本町1丁目10-3     | 088-631-7151    |
|    | 徳島大学病院   | 徳島市蔵本町2丁目50-1     | 088-631-3111(代) |
|    | 徳島赤十字病院  | 小松島市小松島町字井利ノ口 103 | 0885-32-2555    |
|    | 徳島県立三好病院 | 三好市池田町シマ 815-2    | 0883-72-1131    |

## 4 石井町救急自動車・（患者輸送車）保有状況

| 種別    | 台数 | 定置場所        | 所有者    | 備考           |
|-------|----|-------------|--------|--------------|
| 救急自動車 | 2  | 名西消防組合石井消防署 | 名西消防組合 | 088-674-6788 |



## 6 県備蓄医薬品等の備蓄場所一覧

## 1 医薬品

|    | 備蓄場所              | 所在地                | 電話番号            |
|----|-------------------|--------------------|-----------------|
| 1  | (株)アステイス徳島営業部     | 徳島市川内町平石夷野224-30   | 088-666-0600    |
| 2  | 四国アルフレッサ(株)徳島営業部  | 徳島市川内町平石夷野224-29   | 088-665-3111    |
| 3  | (株)よんやく徳島営業部      | 板野郡北島町鯛浜字中須4-2     | 088-697-0222    |
| 4  | (株)幸耀徳島営業部        | 徳島市川内町加賀須野463-23   | 088-665-3131    |
| 5  | 四国アルフレッサ(株)徳島西部支店 | 美馬郡つるぎ町貞光字小山北89-6  | 0883-63-6111    |
| 6  | (株)よんやく徳島西部支店     | 美馬市美馬町字養泉14-1      | 0883-55-2166    |
| 7  | 県立海部病院            | 海部郡牟岐町中村字杉谷266     | 0884-72-1166    |
| 8  | 海陽町立海南病院          | 海部郡海陽町四方原字広谷16-1   | 0884-73-1355    |
| 9  | 美波町国民健康保険美波病院     | 海部郡美波町田井105-1      | 0884-73-1373    |
| 10 | 県立中央病院            | 徳島市蔵本1丁目10-3       | 088-631-7151    |
| 11 | 徳島県鳴門病院           | 鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1    | 088-683-0011    |
| 12 | 徳島県立三好病院          | 三好市池田町シマ815-2      | 0883-72-1131    |
| 13 | 徳島大学病院            | 徳島市蔵本町2丁目50-1      | 088-631-3111(代) |
| 14 | 徳島市民病院            | 徳島市北常三島町2丁目34      | 088-622-5121    |
| 15 | つるぎ町立半田病院         | 美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1  | 0883-64-3145    |
| 16 | 吉野川医療センター         | 吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120 | 0883-26-2222    |
| 17 | 阿南共栄病院            | 阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ36    | 0884-44-3131    |

## 2 防疫用薬剤、衛生材料

|    | 備蓄場所            | 所在地               | 電話番号         |
|----|-----------------|-------------------|--------------|
| 1  | 東部保健福祉局徳島保健所    | 徳島市新蔵町3丁目80       | 088-652-5151 |
| 2  | 鳴門総合サービスセンター    | 鳴門市撫養町立岩七枚128     | 088-685-3141 |
| 3  | 小松島県民サービスセンター   | 小松島市堀川町1-27       | 0885-32-2135 |
| 4  | 南部総合県民局阿南庁舎     | 阿南市富岡町あ王谷46       | 0884-24-4152 |
| 5  | 南部総合県民局(阿南保健所)  | 阿南市領家町野神319       | 0884-22-0072 |
| 6  | 南部総合県民局(美波保健所)  | 海部郡美波町奥河内字弁財天17-1 | 0884-74-7343 |
| 7  | 東部保健福祉局(吉野川保健所) | 吉野川市鴨島町鴨島106-2    | 0883-24-1114 |
| 8  | 西部総合県民局(美馬保健所)  | 美馬市穴吹町穴吹字明連23     | 0883-52-1017 |
| 9  | 西部総合県民局(三好保健所)  | 三好市池田町マチ2542-4    | 0883-72-1122 |
| 10 | 薬学会館            | 徳島市中洲町1丁目58       | 088-655-1100 |

## 7 防疫用機材保有数

平成24年4月1日現在

| 市町村名 | 動力噴霧機 |     |           |     | 電動<br>噴霧機 | 電動<br>煙霧機 | 車載<br>煙霧機 | 背負式<br>噴霧機 | 肩掛式<br>噴霧機 | 手動<br>噴霧機 |
|------|-------|-----|-----------|-----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|
|      | 粉対応   | 液対応 | 粉・液<br>対応 | その他 |           |           |           |            |            |           |
| 石井町  | 0     | 2   | 0         | 0   | 0         | 0         | 0         | 0          | 0          | 2         |

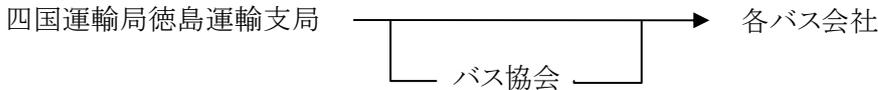


## 10 交通に関する資料

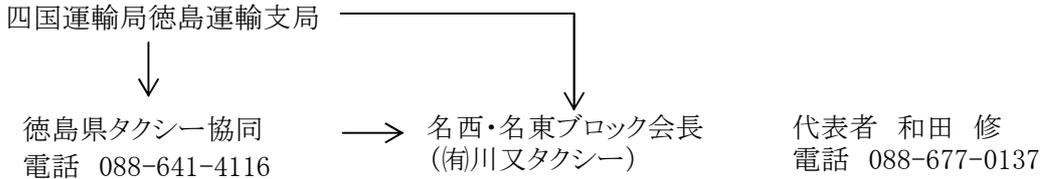


## 1 輸送確保に関する責任者及び連絡方法

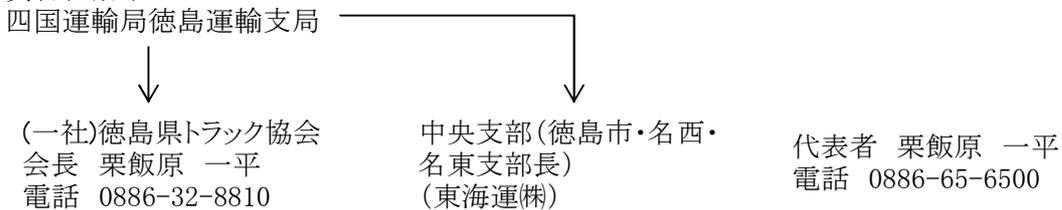
◎バス班



◎乗用車班  
(緊急の場合)



◎貨物自動車



## 2 主要道路交通途絶予想箇所一覧表

(平成 27 年 1 月 1 日現在)

| 土木事務所名           | 路線名     | 予想される事態 | 同左区域        | 延長km | 迂回路           | 備考 |
|------------------|---------|---------|-------------|------|---------------|----|
| 東部県土整備局<br>(吉野川) | 主 徳島吉野線 | 冠水      | 名西郡石井町高瀬橋   | 1.0  | 石井引田線<br>六条大橋 |    |
| 東部県土整備局<br>(吉野川) | 主 石井引田線 | 冠水      | 名西郡石井町南島橋北詰 | 0.5  | なし            |    |

## 3 荷重制限橋梁の状況 (橋長 15 m以上)

(平成 27 年 1 月 1 日現在)

| 橋梁名 | 路線名         | 箇所               | 橋長<br>m | 有効幅員<br>m | 荷重制限<br>t |
|-----|-------------|------------------|---------|-----------|-----------|
| 高瀬橋 | 主要地方道 徳島吉野線 | 石井町西覚円～<br>上板町高瀬 | 522     | 4.0       | 9         |
| 西地橋 | 一般県道 平島国府線  | 石井町高川原           | 33      | 6.6       | 18        |

## 4 町有自動車数

| 普通車 |    | 小型車 |    | 特種 | 軽四 | 乗合 | 特殊 | 広報 | 合計 |
|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 乗用  | 貨物 | 乗用  | 貨物 |    |    |    |    |    |    |
| 1   | 2  | 2   | 6  |    | 14 |    | 7  |    | 32 |

## 5 徳島県雪害防止対策要綱

### 第1 目的

徳島県の地域における雪害防止対策に関しては、徳島県地域防災計画に定めるもののほか、この要綱において豪雪時にとるべき具体的措置を定め、災害を未然に防止し、及び発生した災害の拡大を防御するものとする。

### 第2 気象情報の連絡

県・市町村並びに各関係行政機関は、相互に連絡を密にして、気象台から発表される長期及び短期の気象情報及び現地観測地点の観測結果等に注意し、常時気象変化のすう勢と現地の正確な状況を認識するように努めるものとする。

### 第3 道路除雪対策

#### 1 県が行う除雪

##### (1) 除雪する路線名及び区間

県が除雪する路線名及び区間は、次表のとおりとする。(石井町関連抜粋)

(平成27年1月1日現在)

| 土木事務所名           | 路線名      | 除雪区間              |        | 備考 |
|------------------|----------|-------------------|--------|----|
|                  |          | 区間                | 延長 k m |    |
| 東部県土整備局<br>吉野川庁舎 | 主 徳島吉野線  | 石井町藍畑～阿波市吉野町柿原    | 15.5   |    |
|                  | 主 石井神山線  | 石井町石井～神山町界        | 1.9    |    |
|                  | 主 徳島鴨島線  | 石井町高川原～吉野川市鴨島町知恵島 | 14.6   |    |
|                  | 主 石井引田線  | 石井町石井～上板町泉谷       | 14.4   |    |
|                  | 一 石井(T)線 | 石井町石井～石井          | 0.2    |    |
|                  | 一 第十白鳥線  | 石井町藍畑～石井          | 3.4    |    |
|                  | 一 高原石井線  | 石井町高原～石井          | 2.4    |    |
|                  | 一 平島国府線  | 石井町高原～徳島市界        | 5.4    |    |

##### (2) 除雪機械投入計画

ブルドーザ・グレーターその他除雪に使用する建設機械の投入計画は、次のとおりとする。

(石井町関連抜粋)

(平成27年1月1日現在)

| 土木事務所名  | 機械種別  | 台数 | 運転日数 | 備考  |
|---------|-------|----|------|-----|
| 東部県土整備局 | ショベル  | 7  | 7    | 借上  |
| 吉野川庁舎   | グレーター | 2  | 2    | 〃   |
|         | 作業車   | 1  | 1    | 県直営 |
|         | 計     | 10 | 10   |     |

## 11 自衛隊に関する資料



## 1 災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧表

| 名称                | 所在地                 | 管理者                | 連絡先          | 着陸可能な<br>ヘリコプター<br>の大きさ | 避難場所<br>との重複 |
|-------------------|---------------------|--------------------|--------------|-------------------------|--------------|
| 石井中学校             | 石井町高川原字<br>高川原121-4 | 石井町教育委員会           | 088-674-7505 | 小                       | 重複           |
| 石井河川防災<br>ステーション  | 石井町藍畑西覚円<br>1282-1  | 国土交通省<br>徳島河川国道事務所 | 088-654-2211 | 大                       | 重複           |
| 前山公園<br>グラウンド     | 石井町石井字城ノ内<br>923    | 石井町建設課             | 088-674-1117 | 小                       | 重複           |
| 石井町地域防災<br>交流センター | 石井町石井字石井<br>365-1   | 石井町<br>防災対策課       | 088-674-1171 | 小                       |              |



12 石井町災害対策本部等  
に関する資料



# 1 石井町災害対策本部条例

(昭和 37 年 10 月 16 日条例第 23 号)

(目 的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 6 項の規定に基づき、石井町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指命する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指命する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑 則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 石井町災害対策本部運営規程

(この規程の趣旨)

第1条 この規定は石井町災害対策本部条例（昭和37年石井町条例第23号）第4条の規定に基づき石井町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長及び本部員)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副町長をもって充てる。

2 災害対策部長付（以下「本部長付」という。）は教育長、参事、総務課長、消防長、防災対策課長をもって充てる。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は各課長

(本部会議)

第3条 災害応急対策の基本方針を決定するため本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部町付、本部員をもって構成する。

3 本部会議は、本部長が主宰する。

(班)

第4条 本部に次の表の左欄に掲げる班を置き、当該班の班長は当該中欄に掲げる本部員をもって充て、その分掌事務は右欄に掲げるとおりとする。

| 区 分   |                          | 業 務 分 掌               |
|-------|--------------------------|-----------------------|
| 班     | 班 長                      | 班 員                   |
| 総務班   | 総務課長<br>防災対策課長<br>総合政策課長 | 総務課<br>防災対策課<br>総合政策課 |
| 経理班   | 財政課長<br>会計管理者            | 財政課<br>出納課            |
| 情報広報班 | 住民課長<br>議会事務局長           | 住民課<br>議会事務局          |

| 班   | 区 分   |  | 業 務 分 掌   |
|-----|---|--|---|
|     | 班 長   | 班 員                                      |   |
| 救助班 | 福祉生活課長<br>長寿社会課長<br>税務課長<br>農業委員会局長<br>給食センター所長 | 福祉生活課<br>長寿社会課<br>税務課<br>農業委員会<br>給食センター | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難所の開設、収容及び管理</li> <li>2. 避難誘導の指示</li> <li>3. 災害弱者（高齢、障害者等）に関すること</li> <li>4. 被害者、避難者への食糧確保及び配給</li> <li>5. 災害用衣料、寝具及び生活必需物資の確保、配給</li> <li>6. 物資運搬車輛等の調達、確保</li> <li>7. 被災家屋の判定基準、家屋被害の調査</li> <li>8. り災証明（火災は除く）等の災害に関する証明の発行</li> </ol>  |
| 衛生班 | 健康増進課長<br>環境保全課長                                | 健康増進課<br>環境保全課                           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 救護班の編成、救護所の設置その他医療助産の調整</li> <li>2. 被災地の防疫</li> <li>3. 遺体捜査、収容、安置、処理、埋葬等に関すること</li> <li>4. 一般廃棄物の収集、処理、処分</li> <li>5. 災害廃棄物の撤去、処理、処分</li> <li>6. 死亡獣畜の収集、処理</li> <li>7. 水路等の環境整備</li> <li>8. 災害救助に関し他の所管に属さないこと</li> <li>9. 災害救助法に基づく助産</li> </ol>  |
| 産業班 | 産業経済課長  | 産業経済課                                    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農林水産業施設の防災及び復旧</li> <li>2. 農産物、家畜等の災害対策</li> <li>3. 中小企業への災害復旧資金の融資</li> <li>4. 農林水産業の災害復旧資金の融資</li> <li>5. 産業、経済に係る被害状況の調査</li> </ol>  |
| 土木班 | 建設課長<br>水道課長                                    | 建設課<br>水道課                               | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 河川、道路、橋梁、宅地等の防災及び復旧</li> <li>2. 水防計画の実施についての連絡、調整</li> <li>3. 災害救助法に基づく障害物の除去</li> <li>4. 配水施設等の防災及び復旧</li> <li>5. ライフラインの防災及び復旧</li> <li>6. 緊急輸送路の確保</li> <li>7. 住宅の応急修理</li> <li>8. 町有建物の復旧</li> <li>9. 災害応急工事の契約</li> <li>10. 災害ボランティア（住宅関係）</li> <li>11. 飲料水の供給</li> <li>12. 給水区域への給水の確保</li> </ol> |
| 教育班 | 教育次長<br>幼稚園長                                    | 教育委員会<br>各幼稚園                            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童、生徒の保護及び応急教育</li> <li>2. 教育施設の防災及び復旧</li> <li>3. 災害救助法に基づく学用品の支給</li> <li>4. 園児の保護及び応急教育</li> </ol>   |
| 施設班 | 子育て支援課長<br>保育支援室長                               | 子育て支援課<br>保育支援室                          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入所児の保護及び応急保育</li> <li>2. 施設の防災及び復旧</li> </ol>   |

| 班         | 区 分             |                 | 業 務 分 掌                               |
|-----------|-----------------|-----------------|---------------------------------------|
|           | 班 長             | 班 員             |                                       |
| 災害ボランティア班 | 社会福祉協議会<br>事務局長 | 社会福祉協議会         | 1. 災害ボランティアの募集、調整、指揮                  |
| 災害対策班     | 名西消防組合<br>消防長   | 名西消防組合<br>石井消防署 | 1. 被災者の救助、救出<br>2. 火災、水害対応<br>3. 救急対応 |

(配置体制)

第5条 本部長は災害の種類、規模及び程度によって次の種類の配置を定めるものとする。

- (1) 普通配置 本部長が指定する班により災害応急対策を実施する体制
- (2) 特別配置 本部の全組織を動員して災害応急対策を実施する体制

(補 則)

第6条 この規定に定めるもののほか本部の運営に関し必要な事項は別に本部長が定める。

# 13 石井町防災会議及び防災 関係機関に関する資料



# 1 石井町防災会議条例

(昭和 37 年 10 月 16 日条例第 22 号)

(目 的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、石井町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 石井町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 徳島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 徳島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 名西消防組合の職員のうちから町長が任命する者及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は 20 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議 事 等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附 則 （平成 12 年 3 月 23 日条例第 21 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 17 年 3 月 22 日条例第 6 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 石井町防災会議運営規程

(目 的)

第1条 この規定は石井町防災会議条例（昭和37年石井町条例第22号）第5条の規定に基づき石井町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第2条 防災会議は会長が召集し、その議長となる。

2 防災会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第3条 防災会議は毎年度の当初に開く。ただし災害の発生その他の事由により防災会議の必要が生じたときは、その都度開くものとする。

2 委員は、防災会議の必要があると認めたときは、会長に防災会議の召集を求めることができる。

第4条 会長は前条の規定にかかわらず次の場合は適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し防災会議を開くいとまがないとき

(2) 決定を要する事項が一部の特定の機関にのみ関係のある事項で早急に措置を要するとき

(3) 軽易な事項で早急に措置を要するとき

2 会長は、前項の規定による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(補 則)

第5条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長がその都度防災会議にはかって定める。

## 3 石井町防災会議委員名簿

会 長 石井町長

(平成 30 年 2 月現

在)

| 機関名   | 住所                 | 備考                          |
|---|--------------------|-----------------------------|
| 国土交通省 四国地方整備局<br>徳島河川国道事務所<br>吉野川鴨島出張所<br>吉野川鴨島出張所長 | 吉野川市鴨島町喜来字乗島529-5  |                             |
| 徳島県東部県土整備局<br>吉野川庁舎 副局長                             | 吉野川市川島町宮島736-1     |                             |
| 徳島県東部保健福祉局<br>徳島保健所庁舎 副局長                           | 徳島市新蔵町3丁目80        |                             |
| 徳島県東部農林水産局<br>徳島庁舎 副局長                              | 徳島市新蔵町1丁目67        |                             |
| 四国電力(株)徳島支店<br>総務部長                                 | 徳島市寺島本町東2-29       |                             |
| 西日本電信電話(株)徳島支店<br>徳島支店長                             | 徳島市西大工町2丁目5-1      |                             |
| 石井警察署<br>石井警察署長                                     | 名西郡石井町石井字石井1339-1  | 平成30年4月1日より徳島<br>名西警察署に名称変更 |
| 名西消防組合<br>名西消防組合消防長                                 | 名西郡石井町高川原字高川原66-8  |                             |
| 石井町消防団<br>石井町消防団長                                   | 名西郡石井町高川原字高川原121-1 |                             |
| 石井町教育委員会<br>石井町教育委員会教育長                             | 名西郡石井町高川原字高川原121-1 |                             |
| 石井町役場<br>石井町副町長                                     | 名西郡石井町高川原字高川原121-1 |                             |
| 石井町役場 総務課<br>石井町総務課長                                | 名西郡石井町高川原字高川原121-1 |                             |
| 石井町役場 建設課<br>建設課長                                   | 名西郡石井町高川原字高川原121-1 |                             |
| 石井町役場 福祉生活課<br>福祉生活課長                               | 名西郡石井町高川原字高川原121-1 |                             |
| 石井町役場 長寿社会課<br>長寿社会課長                               | 名西郡石井町高川原字高川原121-1 |                             |
| 石井町役場<br>防災対策課<br>防災対策課長                            | 名西郡石井町高川原字高川原121-1 |                             |

## 4 防災関係機関連絡一覧表

平成 29 年 4 月

| 関係機関名 |                                 | 電話番号   | F A X 番号   | 県ネットワーク<br>無線電話  |
|-------|---------------------------------|--|--|--|
| 自衛隊   | 陸上自衛隊第14旅団<br>司令部               | 平日<br>0877-62-2311<br>内線 2235, 2236, 2237<br>夜間・休日<br>0877-62-2311<br>内線 2208                              | 0877-62-2311<br>内線 2238  | (衛星系のみ)<br>90-037-200-466-<br>504                                  |
|       | 陸上自衛隊第14旅団<br>第14飛行隊<br>(松茂)    | 平日<br>088-699-5118<br>内線 3903<br>夜間・休日<br>088-699-5118<br>内線 3990<br>(分屯地当直指令)                             | 088-699-5118<br>内線3905   |  |
|       | 陸上自衛隊第14旅団<br>第14施設隊<br>(徳島駐屯地) | 平日<br>0884-42-0991<br>内線 230, 231, 202<br>夜間・休日<br>0884-42-0991<br>内線 248<br>(部隊当直室)<br>内線 302<br>(駐屯地当直室) | 平日<br>0884-42-0991<br>内線 219<br>(電話にて内線番号<br>の報告後、送信)<br>夜間・休日<br>0884-42-0991 | 電話<br>施設隊事務室<br>425<br>当直室<br>425**1<br>会議室<br>425**2<br>FAX 8-425 |
|       | 海上自衛隊徳島教育航空群                    | 平日<br>088-699-5111<br>内線 3213<br>夜間・休日<br>088-699-5111<br>内線 3222, 3223                                    | 088-699-6116   | 電話<br>群当直室<br>355<br>作戦室<br>355**1<br>FAX 8-355                    |
|       | 自衛隊徳島地方協力本部                     | 平日<br>088-623-2220<br>～2222・2215<br>夜間・休日<br>088-623-2220<br>～2222・2215                                    | 088-623-2319   |  |
|       | 海上自衛隊<br>第24航空隊                 | 平日<br>0885-37-2111<br>内線 213～217<br>夜間・休日<br>0885-37-2111<br>内線 223～225                                    | 0885-37-1180   | 電話<br>運用作業室<br>397<br>当直室<br>397**1<br>FAX 8-397                   |

石井町 [資料編]

| 関係機関名 |                  | 電話番号  | F A X 番号                                    | 県ネットワーク<br>無線電話   |
|-------|------------------|---|---|---|
| 警察    | 徳島県警察本部          | 警備課<br>平日<br>088-622-3101<br>内線5740<br>(災害対策官)<br>夜間・休日<br>088-622-3101<br>内線2070, 2071<br>(総合当直)     | 088-621-2956                                | 電話<br>警備課<br>088-621-9560<br>総合当直室<br>088-621-9561<br>FAX<br>なし   |
|       |                  | 捜査第一課<br>平日<br>088-622-3101<br>内線 4150<br>(上席検視官)<br>夜間・休日<br>088-622-3101<br>内線 2070, 2071<br>(総合当直) | 088-622-7114                                |   |
|       | 徳島名西警察署          | 088-632-0110  | 088-632-0248                                |   |
| 消防    | 名西消防組合石井消防署      | 088-674-6788  | 平日<br>088-674-6706<br>夜間・休日<br>088-675-0341 | 電話<br>通信指令室<br>327<br>消防長室<br>327**2<br>FAX 8-327   |
| 県     | 危機管理部<br>危機管理政策課 | 平日<br>国民保護等<br>088-621-2708<br>夜間・休日<br>088-621-2057<br>(衛視室)   | 088-621-2987<br>088-624-1063<br>(衛視室)       | 電話<br>(危機管理部)<br>088-621-9503<br>088-621-2708<br>(衛視室)<br>088-621-2057<br>FAX<br>088-621-2987<br>088-621-9366<br>(市町村等から)<br>8099**2987<br>8099**9366 |

## 石井町 [資料編]

| 関係機関名 |                    | 電話番号   | F A X 番号                                    | 県ネットワーク<br>無線電話   |
|-------|--------------------|--|---|---|
| 県     | とくしまゼロ作戦課          | 平日<br>(防災担当)<br>088-621-2716<br>088-621-2281<br><br>夜間・休日<br>088-621-2057<br>(衛視室) | 088-621-2987<br>088-624-1063<br>(衛視室)       | 電話<br>(危機管理部)<br>088-621-9500<br>088-621-2281<br>(衛視室)<br>088-621-2057<br>FAX<br>088-621-2987<br>088-621-9366<br>(市町村等から)<br>8099**2987<br>8099**9366 |
| 東部    | 東部県土整備局<br>吉野川庁舎   | 0883-26-3711   | 0883-26-3992                                |   |
|       | 東部保健福祉局<br>(徳島保健所) | 088-652-5151   | 088-652-9334                                |   |
|       | 東部農林水産局徳島庁舎        | 088-626-8500   | 088-626-8733                                |   |
| 気 象 台 | 徳島地方気象台            | 平日<br>088-626-0676<br>夜間・休日<br>088-622-3857  | 平日<br>088-626-0680<br>夜間・休日<br>088-652-9407 | 電話<br>観測予報管理監室<br>221**1<br>防災管理監室<br>221**2<br>FAX 8-221   |
| 放送機関  | N H K              | 088-626-5975   | 088-626-5974                                | 電話<br>報道部<br>372.372**1<br>技術部<br>372**2<br>FAX 8-372   |
|       | 四国放送               | 088-626-2801   | 088-625-5441                                | 電話<br>373<br>373**1<br>FAX 8-373  |
|       | F M 徳島             | 088-656-2111   | 088-624-3515                                | 電話<br>事務室<br>375<br>技術運行課<br>375**1<br>FAX 8-375  |
|       | F M びざん            | 088-656-5000   | 088-656-0791                                |   |

## 石井町 [資料編]

| 関係機関名 |                                   | 電話番号  | F A X 番号     | 県ネットワーク<br>無線電話   |
|-------|-----------------------------------|---|--------------|---|
| 通信機関  | 西日本電信電話(株)<br>徳島支店                | 088-602-1141  | 088-655-7914 |   |
|       | 株式会社<br>NTT フィールドテクノ<br>四国支店徳島営業所 | 088-637-0810  | 088-633-4992 |   |
| 国交省   | 四国地方整備局<br>徳島河川国道事務所              | 代表<br>088-654-2211<br>内線405・281<br>直通<br>088-654-9610 | 088-654-9616 |   |
| 農林省   | 中国四国農政局<br>徳島支局                   | 平日<br>088-622-6131<br>夜間・休日<br>災害時優先<br>088-622-6132  | 088-626-2091 |   |
| 運輸省   | 四国運輸局<br>徳島運輸支局本庁舎                | 088-622-7622  | 088-654-0790 |   |
| J R   | JR四国徳島保線区                         | 088-652-6864  |              |   |
| 電力    | 四国電力(株)徳島支店                       | 代表<br>088-622-7121<br>直通<br>088-656-4591              | 088-656-4511 |   |
| 石井町   | 防災対策課                             | 平日<br>088-674-1171<br>夜間・休日<br>088-674-1111           | 088-675-1500 | 電話<br>防災対策課 323<br>休日受付 323**1<br>会議室 323**2<br>FAX 8-323 |
| 町内    | 県立名西高校                            | 088-674-2151  | 088-674-8315 |   |
|       | 石井中学校                             | 088-674-1344  | 088-674-7625 |   |
|       | 高浦中学校                             | 088-674-1219  | 088-674-1282 |   |
|       | 石井小学校                             | 088-674-0019  | 088-674-6692 |   |
|       | 浦庄小学校                             | 088-674-0142  | 088-674-2988 |   |
|       | 高原小学校                             | 088-674-1204  | 088-674-6695 |   |
|       | 藍畑小学校                             | 088-674-1604  | 088-674-6698 |   |
|       | 高川原小学校                            | 088-674-0105  | 088-674-6697 |   |
|       | 社会福祉協議会                           | 088-674-0139  | 088-675-2655 |   |

## 5 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年度法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町村のみでは十分な対策を講じることが出来ない場合に、徳島県（以下「県」という。）及び県内市町村が応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 応急対策等に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びその他資機材の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (8) 遺体の火葬のための施設の提供

(応援要請の手続等)

第3条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、原則として次の事項を明らかにして、他の市町村に電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容（人員の派遣については職種・人数、物資・資機材等の搬入については物資等の品目・数量）
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 受援市町村において、前項の規定による個別の要請をするいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明確にして、県に対して応援を要請することができるものとする。この場合、県は速やかに他の市町村と調整を行うものとする。

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、応援の内容を要請した受援市町村及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに連絡する。

2 応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）は応援状況等について、適宜県に対して情報を提供するものとする。

(自主応援の実施)

第5条 県及び市町村は、通信の断絶等により被災市町村と連絡が不可能であり、かつ災害の実態に照らし特に緊急を要し被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

2 前項の規定により市町村が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2 受援市町村において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び各市町村の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(連絡協議会の設置)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、徳島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村を応援し、又は必要な調整を行うものとする。

2 県は、災害の規模が激甚などの理由により、被災市町村が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合、県職員を派遣し、市町村災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

3 県は、災害の規模、場所又は受援市町村からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速やかに法第74条の2第1項の規定に基づき国に応援を求めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、県又は市町村で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、県及び各市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書25通を作成し、各自1通を保有する。

平成25年4月5日

石井町 [資料編]

|       |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|
| 徳島県   |        | 三好市    |        |
| 徳島県知事 | 飯泉 嘉門  | 三好市長   | 俵 徹太郎  |
| 徳島市   |        | 勝浦町    |        |
| 徳島市長  | 原 秀樹   | 勝浦町長   | 中田 丑五郎 |
| 鳴門市   |        | 上勝町    |        |
| 鳴門市長  | 泉 理彦   | 上勝町長   | 笠松 和市  |
| 小松島市  |        | 佐那河内村  |        |
| 小松島市長 | 濱田 保徳  | 佐那河内村長 | 原 仁志   |
| 阿南市   |        | 石井町    |        |
| 阿南市長  | 岩浅 嘉仁  | 石井町長   | 河野 俊明  |
| 吉野川市  |        | 神山町    |        |
| 吉野川市長 | 川真田 哲哉 | 神山町長   | 後藤 正和  |
| 阿波市   |        | 板野町    |        |
| 阿波市長  | 野崎 國勝  | 板野町長   | 玉井 孝治  |
| 那賀町   |        | 上板町    |        |
| 那賀町長  | 坂口 博文  | 上板町長   | 納田 伸春  |
| 牟岐町   |        | つるぎ町   |        |
| 牟岐町長  | 福井 雅彦  | つるぎ町長  | 兼西 茂   |
| 美波町   |        | 東みよし町  |        |
| 美波町長  | 影治 信良  | 東みよし町長 | 川原 義朗  |
| 海陽町   |        |        |        |
| 海陽町長  | 五軒家 憲次 |        |        |
| 松茂町   |        |        |        |
| 松茂町長  | 広瀬 憲発  |        |        |
| 北島町   |        |        |        |
| 北島町長  | 古川 保博  |        |        |
| 藍住町   |        |        |        |
| 藍住町長  | 石川 智能  |        |        |

## 6 災害・事故等時の医療救護に関する協定書

石井町（以下「甲」という。）と社団法人西郡医師会（以下「乙」という。）とは、災害・事故等（以下「災害等」という。）時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、石井町地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定める。

（計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

3 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

（医療救護活動）

第3条 甲は、石井町地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定によるほか、大規模災害時等において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあっては、自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（業務）

第5条 医療救護班の業務は次のとおりとする

- (1) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- (2) 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産
- (6) 死亡の確認及び遺体の検案への協力
- (7) その他医療救護に関すること

(指揮命令)

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

(医療費等)

第8条 医療救護所等、第4条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療・助産費は無料とする。

2 後方支援施設における医療・助産費は、原則として患者（被災者）負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費
- (3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(調整)

第10条 乙は、石井町地域防災計画に基づき甲が行う医療助産対策が円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、会員が自主的に各地域における防災訓練等に参加するよう、指導するものとする。

(求償権)

第11条 第8条及び第9条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債務者）に対する求償権を放棄するものではない。

(細則)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第13条 前各条に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成17年12月15日から平成22年12月14日までとする。  
ただし、期間満了の1ヶ月前までに、いずれも相手方に対し当協定の破棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう5年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。この協定の締結を称するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

(旧協定書)

第15条 平成8年12月25日付けで締結した災害・事故等時の医療救護に関する協定書について

は、この協定の締結をもって廃止するものとする。

平成17年12月15日

甲 名西郡石井町  
石井町長 坂 東 忠 之

乙 社団法人 名西郡医師会  
会 長 田 中 治

## 7 災害時相互応援に関する協定

岡山県和気町及び徳島県石井町（以下「協定町」という。）は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に基づき、協定町に災害が発生した場合、相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救護、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請しようとする町（以下「被災町」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電信、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人数
- (4) 応援集結場所及びその経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援しようとする町（以下「応援町」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

（大規模災害時の自主的応援活動）

第5条 地震等の大規模な災害時において、通信途絶等により被災町から第3条の規定による要請がないときは、応援町は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援町は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動をすることが望ましいと判断するときは、要請を待たずに、自主的に必要な応援体制等を編成し、応援活動を実施するものとする。

（住民ボランティアへの支援等）

第6条 応援町は、被災町でのボランティア活動を希望する住民に対し、情報を提供する等その活動を支援するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、別に定めるところにより被災町又は応援町が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 協定町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(情報交換)

第9条 協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回、前条に定める連絡担当部局その他必要な情報を相互に交換し、災害時に備えるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定町は署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年12月17日

岡山県和気郡和気町尺所555

和気町

徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1

石井町

## 8 災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第10条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(経費の負担)

第2条 協定第7条に掲げる応援に要する経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる経費については、被災町が負担するものとする。

- (1) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる経費のうち、購入費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の経費
- (2) 協定第2条第3号に掲げる経費のうち、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の経費
- (3) 協定第2条第4号に掲げる応援（以下「応援業務」という。）に要する経費のうち、応援町の職員に関する規定による算出した旅費及び諸手当の範囲内の額

2 次の各号に掲げる経費については、応援町がその経費を負担する。

- (1) 応援町の応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費
- (2) 協定第2条第4号に掲げる経費のうち、前項第3号に掲げる以外の給与

3 応援職員が応援業務上第3者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災町が、被災町への往復の途中において生じたものについては、応援町が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、被災町と応援町との間で協議して定める。

5 協定第2条第5号に要する経費については、被災町と応援町との間で協議して定める。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援町の首長名による請求書（関係書類添付）により、第5条に規定する連絡責任者を經由して被災町の首長に対して行うものとする。

(自主的応援活動に要する経費の負担及び請求)

第4条 協定第5条2項に定める自主的応援活動を実施した場合においては、応援の要請があったものとみなし、経費の負担及び請求については、前2条の規定を準用する。ただし、応援町が負担しようとする場合はその限りでない。

(連絡責任者)

第5条 相互応援のための連絡責任者を次のとおり定める。

- (1) 岡山県和気町総務部総務課長
- (2) 徳島県石井町防災対策課長

2 連絡責任者及び代理者の職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に交換するものとする。

(応援職員の業務)

第6条 応援職員は、応援町名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

(宿舍のあっせん等)

第7条 被災町は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

第8条 この実施細目により難しい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定町が協議して

定めるものとする。

この実施細目を証するため、本書2通を作成し、協定町は記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年12月17日

岡山県和気郡和気町尺所555

和気町

徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1

石井町



## 14 その他の資料



# 1 町内大規模災害発生時における支援活動に関する 協定締結業者

| 地区  | 通番 | 住所             | 会社名        | 代表者名   | 電話番号         |
|-----|----|----------------|------------|--------|--------------|
| 石井  | 1  | 石井字石井 2810     | 山根建設(株)    | 山根 晴   | 088-674-5211 |
|     | 2  | 石井字石井 355-1    | 三工建設(株)    | 桑村 重男  | 088-674-6555 |
|     | 3  | 石井字城ノ内 776-4   | (株)栄和建設    | 中林 祥高  | 088-674-6986 |
|     | 4  | 石井字城ノ内 160-1   | 笠井建設(株)    | 加納 英次  | 088-674-2220 |
|     | 5  | 石井字城ノ内 583     | (有)山口企画建設  | 山口 工   | 088-674-2051 |
|     | 6  | 石井字重松 549      | 三木建設       | 三木 文雄  | 088-674-2428 |
|     | 7  | 石井字尼寺 134-1    | 上藤宗(株)     | 藤原 宗三  | 088-633-0215 |
|     | 8  | 石井字尼寺 134-1    | (有)若松組     | 西川 砂恵子 | 088-633-8195 |
| 浦庄  | 9  | 浦庄字上浦 473-1    | (株)アモウ     | 天羽 正   | 088-674-3828 |
|     | 10 | 浦庄字下浦 784      | (有)荒木組     | 荒木 一昭  | 088-674-2474 |
|     | 11 | 浦庄字諏訪 950-9    | (株)阿部建設    | 阿部 晋也  | 088-654-3276 |
| 高原  | 12 | 高原字関番外 234     | (有)犬伏建設    | 犬伏 淳一  | 088-674-0538 |
|     | 13 | 高原字中島 511-1    | 上村工業       | 上村 健治  | 088-675-1580 |
|     | 14 | 高原字関 452-1     | 片岡組        | 片岡 昭勝  | 088-674-7007 |
|     | 15 | 高原字桑島 203      | 関西住建(株)    | 高力 次良  | 088-675-0335 |
|     | 16 | 高原字池北 257-1    | (有)幸土建     | 仁木 幸生  | 088-674-5033 |
|     | 17 | 高原字中島 452      | ダイヒョウ(株)   | 木内 年則  | 088-674-1470 |
| 藍畑  | 18 | 藍畑字西覚円 941     | 津崎興産(有)    | 尾関 真司  | 088-674-7770 |
|     | 19 | 藍畑字東覚円 245     | (株)廣常工務店   | 廣常 雅彦  | 088-674-1436 |
|     | 20 | 藍畑字東覚円 79-12   | 酒井建設(有)    | 酒井 学   | 088-674-2176 |
|     | 21 | 藍畑字高畑 730-1    | 川上建設(有)    | 川上 清美  | 088-674-0817 |
|     | 22 | 藍畑字第十 507      | 尾上建設(有)    | 尾上 登志男 | 088-674-1434 |
| 高川原 | 23 | 高川原字南島 508     | (有)乾建設     | 乾 好勝   | 088-674-5553 |
|     | 24 | 高川原字高川原 559-2  | 太田建設       | 太田 隆之  | 088-674-0053 |
|     | 25 | 高川原字天神 192     | 久米建設(有)    | 久米 克典  | 088-674-0488 |
|     | 26 | 高川原字南島 305-6   | 剣菱建設(株)    | 元木 孝好  | 088-674-1330 |
|     | 27 | 高川原字高川原 1696-1 | 四国リサイクル(株) | 川真田 汪  | 088-675-1222 |
|     | 28 | 高川原字加茂野 477    | (株)土肥産業    | 土肥 俊夫  | 088-674-1613 |
|     | 29 | 高川原字南島 144-1   | (株)中野組     | 中野 義則  | 088-674-1221 |
|     | 30 | 高川原字高川原 624-1  | (株)廣田組     | 廣田 ちづる | 088-675-1121 |
|     | 31 | 高川原字桜間 223-3   | (株)星崎重機    | 星崎 弘子  | 088-674-6193 |
|     | 32 | 高川原字高川原 1696-1 | 阿波道路(株)    | 福生 武彦  | 088-674-2217 |

## 2 石井町内の指定工事事業者

(石井町指定給水装置工事事業者)

| 番号 | 会社名            | 代表者 | 住所             | 電話           |
|----|----------------|-----|----------------|--------------|
| 1  | (株)アモウ         |     | 浦庄字上浦 473-1    | 088-674-3828 |
| 2  | 阿波道路(株)石井支店    |     | 高川原字高川原 1696-1 | 088-674-2217 |
| 3  | (有)岩佐土木        |     | 浦庄字国実 642      | 088-674-3129 |
| 4  | 上村工業           |     | 高原字中島 511-1    | 088-675-1580 |
| 5  | 扇工業            |     | 高川原字高川原 1518   | 088-674-7383 |
| 6  | 岡田電気商会         |     | 高原字西高原 238-3   | 088-674-1486 |
| 7  | 楓設備            |     | 藍畑字高畑 363      | 088-674-5534 |
| 8  | (有)カトー金物総合センター |     | 藍畑字高畑 497-2    | 088-674-0829 |
| 9  | 川端電気           |     | 高原字平島 338-5    | 088-674-6416 |
| 10 | 岸田工業(株)        |     | 石井字石井 407-6    | 088-674-0046 |
| 11 | 久米ポンプ店         |     | 高川原字高川原 80-1   | 088-674-1627 |
| 12 | 剣菱建設(株)        |     | 高川原字南島 305-6   | 088-674-1330 |
| 13 | 高力米穀店水道部       |     | 藍畑字高畑 1382-2   | 088-674-5555 |
| 14 | 古高設備           |     | 高原字平島 167-2    | 088-674-5194 |
| 15 | 近藤水道工業所        |     | 石井字白鳥 365-5    | 088-674-6803 |
| 16 | 斎坂商店           |     | 藍畑字竜王 51-78    | 088-674-0078 |
| 17 | 清水電機           |     | 石井字石井 409-1    | 088-674-0175 |
| 18 | 住まいるアシスト       |     | 藍畑字高畑 1111-2   | 088-674-8862 |
| 19 | ダイヒョウ(株)       |     | 高原字中島 452      | 088-674-1470 |
| 20 | 高橋電機店          |     | 高原字平島 341-2    | 088-674-2544 |
| 21 | (有)多田設備        |     | 石井字石井 1581-23  | 088-674-6846 |
| 22 | 田中建材金物店        |     | 高原字桑島 203-5    | 088-674-1071 |
| 23 | (有)中筋水道工業      |     | 浦庄字下浦 929-76   | 088-674-2660 |
| 24 | ひぐち電機(有)       |     | 石井字石井 1213-1   | 088-674-0510 |
| 25 | 平野電気商会         |     | 高原字西高原 218-1   | 088-674-1608 |
| 26 | 松原工務店          |     | 高原字西高原 351-7   | 088-674-0344 |
| 27 | (有)妙夏設備 石井支店   |     | 藍畑字第十 421-3    | 088-642-9955 |
| 28 | 盛電気商会          |     | 浦庄字諏訪 988-1    | 088-674-0181 |
| 29 | 森配管            |     | 高原字東高原 219-9   | 088-674-7713 |
| 30 | ヤスヨシ工業         |     | 石井字石井 197-11   | 088-674-3240 |

石井町 [資料編]

|    |           |  |             |              |
|----|-----------|--|-------------|--------------|
| 31 | (有)山口企画建設 |  | 石井字城ノ内 583  | 088-674-2051 |
| 32 | 米田企工      |  | 石井字石井 60-18 | 088-674-1479 |

上記のほか石井町指定給水装置工事事業者の登録をしている石井町外の事業者があります。詳しくは水道課事務所までお問い合わせください。  
メータボックス内での故障、道路等での漏水及び水道工事不良箇所等を見つけられた場合には、水道課事務所までご連絡ください。

## 3 一部事務組合（消防）一覽表

平成 29 年 4 月

| 機関名   | 課室等          | 県ネットワーク無線電話   | 電話番号   |
|---|--------------|---|--|
| 徳島市消防局<br>〒770-0855<br>徳島市新蔵町 1-88          | 警防課<br>通信指令課 | 地域衛星電話<br>(警防課)<br>*90-386-2200<br>(通信指令課)<br>*90-386-2800<br><br>地域衛星 FAX<br>*90-386-2290<br><br>県ネットワーク電話<br>通信指令課 381<br>会議室 381**2<br><br>FAX 8-381 | <電話番号(平日)><br>088-656-1192(警防課)<br><電話番号(夜間・休日)><br>088-656-1190(通信指令課)<br><ファクシミリ><br>088-656-1202<br><徳島市災害対策本部><br>088-621-5010 |
| 鳴門市消防本部<br>〒772-0003<br>鳴門市撫養町南浜字<br>東浜 170 | 予防課<br>消防署   | 電話<br>通信指令室 351<br>会議室 351**1<br><br>FAX 8-351  | <電話番号(平日)><br>088-684-1335<br><電話番号(夜間・休日)><br>088-685-2009<br><ファクシミリ><br>088-685-4313  |
| 小松島市消防本部<br>〒773-8501<br>小松島市横須町 1-1        | 消防課<br>消防署   | 電話<br>通信指令室 393**3<br>消防事務室 393**2<br><br>FAX 8-393   | <電話番号><br>0885-32-0119<br><ファクシミリ><br>0885-32-3595   |
| 阿南市消防本部<br>〒774-0001<br>阿南市辰巳町 1-33         | 消防本部<br>消防署  | 電話<br>通信指令室 424<br>事務室 424**2<br><br>FAX 8-424  | <電話番号><br>0884-22-1120(情報管制課)<br><ファクシミリ><br>0884-22-1190(情報管制課)   |
| 美馬市消防本部<br>〒779-3601<br>美馬市脇町字拝原<br>1742-1  | 消防本部(署)      | 電話<br>通信指令室 257<br>本部事務室 257**2<br><br>FAX 8-257  | <電話番号(平日)><br>0883-52-3061<br><電話番号(夜間・休日)><br>0883-52-3025<br><ファクシミリ(平日)><br>0883-53-9550<br><ファクシミリ(夜間・休日)><br>0883-53-9458     |

石井町 [資料編]

| 機関名   | 課室等                       | 県ネットワーク無線電話  | 電話番号   |
|---|---------------------------|--|--|
| 那賀町消防本部<br>〒771-5206<br>那賀郡那賀町百合字<br>石橋 250               | 消防本部<br>消防課<br>那賀町消防署     | 電話<br>通信指令室 454<br>消防本部 454**1<br><br>FAX 8-454                | <電話番号(平日)><br>0884-62-1191<br><電話番号(夜間・休日)><br>0884-62-1119<br><ファクシミリ(平日)><br>0884-62-1235<br><ファクシミリ(夜間・休日)><br>0884-62-1922 |
| 海部消防組合<br>〒775-0004<br>海部郡牟岐町大字川<br>長字新光寺 98-1            | 消防本部<br>総務課<br>警防課<br>予防課 | 電話<br>通信指令室 484**1<br>本部事務室 484<br><br>FAX 8-484               | <電話番号(平日)><br>0884-72-0600<br><電話番号(夜間・休日)><br>0884-72-0999<br><ファクシミリ(平日)><br>0884-72-2999<br><ファクシミリ(夜間・休日)><br>0884-72-0367 |
| 海部消防組合<br>海南消防署<br><br>〒775-0203<br>海部郡海陽町大里字<br>松ノ本 67-1 | 海南消防署                     |  | <電話番号><br>0884-73-0999<br><ファクシミリ><br>0884-73-2999   |
| 板野東部消防組合<br>〒771-0201<br>板野郡北島町北村字<br>大開 11-1             | 消防本部警防課<br>第1消防署<br>第2消防署 | 電話<br>通信指令室 354<br>第1消防署 354**1<br>警防課 354**2<br><br>FAX 8-354 | <電話番号><br>088-698-9119(通信指令室)<br><ファクシミリ><br>088-697-3014(通信指令室)   |
| 板野西部消防組合<br>〒779-0114<br>板野郡板野町羅漢字<br>前田 35               | 消防本部                      | 電話<br>通信指令室 338**2<br>警防課 338<br><br>FAX 8-354                 | <電話番号><br>088-672-0198<br><ファクシミリ(平日)><br>088-672-2977<br><ファクシミリ(夜間・休日)><br>088-672-3911                                      |
| 名西消防組合<br>〒779-3223<br>名西郡石井町高川原<br>字高川原 66-8             | 消防本部<br>石井消防署<br>神山消防署    | 電話<br>通信指令室 327<br>消防長室 327**2<br><br>FAX 8-327                | <電話番号><br>088-674-6788<br><ファクシミリ(平日)><br>088-674-6706<br><ファクシミリ(夜間・休日)><br>088-675-0341                                      |

石井町 [資料編]

| 機関名  | 課室等           | 県ネットワーク無線電話                                      | 電話番号   |
|--|---------------|--|--|
| 徳島中央広域連合消防本部<br>〒776-0013<br>吉野川市鴨島町上下島 21-1             | 消防課<br>通信指令室  | 電話<br>通信指令室 326<br>指揮本部室 326**1<br><br>FAX 8-326 | <電話番号(平日)><br>0883-26-1191<br><電話番号(夜間・休日)><br>0883-26-1195<br><ファクシミリ(平日)><br>0883-24-9918<br><ファクシミリ(夜間・休日)><br>0883-24-9917             |
| 美馬西部消防組合<br>〒771-2106<br>美馬市美馬町字天神 119-1                 | 消防本部<br>消防署   | 電話<br>通信指令室 258<br>総務課 258**2<br><br>FAX 8-258   | <電話番号><br>0883-63-2214<br><ファクシミリ><br>0883-63-5601   |
| 美馬西部消防組合<br>一字出張所<br>〒779-4302<br>美馬郡つるぎ町一字<br>字赤松 541-2 | 一字出張所         |  | <電話番号><br>0883-67-2938<br><ファクシミリ><br>0883-67-2939   |
| みよし広域連合消防本部<br>〒771-2502<br>三好郡東みよし町足代 345-1             | 消防本部          | 電話<br>通信指令室 255<br><br>FAX 8-255                 | <電話番号(平日)><br>0883-76-5119<br><電話番号(夜間・休日)><br>0883-76-5118<br><ファクシミリ(平日)><br>0883-76-5121<br><ファクシミリ(夜間・休日)><br>0883-76-5120             |
| 徳島県消防長会<br>〒770-0855<br>徳島県徳島市新蔵町 1-88<br>徳島市消防局内        | 徳島市消防局<br>総務課 | 電話<br>90-386-2110<br><br>FAX<br>90-386-2190      | <電話番号(平日)><br>088-656-1191(総務課)<br><電話番号(夜間・休日)><br>088-656-1190(通信指令課)<br><ファクシミリ(平日)><br>088-656-1201<br><ファクシミリ(夜間・休日)><br>088-656-1202 |
| (公財)徳島県消防協会<br>〒770-0847<br>徳島市幸町 3 丁目 79                |               |  | <電話番号><br>088-625-8342<br><ファクシミリ><br>088-678-8346   |

## 4 避難場所一覧表

## 広域避難場所

公園、緑地、広場その他公共空地

| 番号 | 避難場所  | 所在地             |
|----|-------|-----------------|
| 1  | 前山公園  | 石井字城ノ内 923      |
| 2  | 石井中学校 | 高川原字高川原 125-1   |
| 3  | 高浦中学校 | 浦庄字国実 100       |
| 4  | 飯尾川公園 | 高川原字高川原 2115-3  |
| 5  | 三郎広場  | 藍畑字西覚円 1282-1 先 |

## 指定避難所

住宅の倒壊や焼失で生活の場を失った場合一定の期間、生活の場として指定している施設

| 地区名 |    | 施設名               | 所在地          | 電話番号     | 構造等 |
|-----|----|-------------------|--------------|----------|-----|
| 石井  | 1  | 尼寺教育センター          | 石井字尼寺 53-1   | 641-4332 | 鉄筋平 |
|     | 2  | 石井町保健センター         | 石井字石井 380-11 | 674-0001 | 鉄筋二 |
|     | 3  | 石井町中央公民館          | 石井字石井 480-1  | 674-2002 | 鉄筋二 |
|     | 4  | 石井町公民館石井分館        | 石井字石井 431-1  | 674-0109 | 鉄骨二 |
|     | 5  | 石井小学校             | 石井字石井 1184-1 | 674-0019 | 鉄筋三 |
|     | 6  | 徳島県農林水産総合技術支援センター | 石井字石井 1660   | 674-1660 | 鉄筋三 |
|     | 7  | 前山公園屋内運動場（体育館）    | 石井字城ノ内 923   | 675-1300 | 鉄骨平 |
|     | 8  | 石井町地域防災交流センター     | 石井字石井 365-1  | 675-3345 | 木造平 |
| 浦庄  | 9  | 浦庄小学校             | 浦庄字下浦 475-1  | 674-0142 | 鉄筋三 |
|     | 10 | 石井町公民館浦庄分館        | 浦庄字下浦 602-1  | 674-0049 | 鉄骨二 |
|     | 11 | 高浦中学校             | 浦庄字国実 100    | 674-1219 | 鉄筋三 |
| 高原  | 12 | 高原小学校             | 高原字東高原 250-1 | 674-1204 | 鉄筋三 |
|     | 13 | 石井町公民館高原分館        | 高原字東高原 223-1 | 674-1207 | 鉄骨二 |
| 藍畑  | 14 | 藍畑小学校             | 藍畑字東覚円 670   | 674-1604 | 鉄筋三 |
|     | 15 | 石井町公民館藍畑分館        | 藍畑字東覚円 671-1 | 674-0052 | 鉄骨二 |

## 石井町 [資料編]

| 地区名 |    | 施設名         | 所在地           | 電話番号     | 構造等              |
|-----|----|-------------|---------------|----------|------------------|
| 高川原 | 16 | 高川原小学校      | 高川原字高川原 1167  | 674-0105 | 鉄筋三              |
|     | 17 | 石井中学校       | 高川原字高川原 125-1 | 674-1344 | 鉄筋四              |
|     | 18 | 石井町公民館高川原分館 | 高川原字高川原 1276  | 674-0044 | 鉄筋二              |
|     | 19 | 名西高等学校      | 石井字石井 21-11   | 674-2151 | 鉄筋四              |
|     | 20 | 高川原福祉会館・公会堂 | 高川原字高川原 666-1 | 674-0403 | 鉄筋二<br>(公会堂は鉄骨二) |

## 一時避難所

一時避難所とは、大規模火災や大地震など災害が発生した場合に、広域避難所や指定避難所に集団で避難するために、一時的に集まる場所です

| 番号 | 施設名              | 所在地         |
|----|------------------|-------------|
| 1  | 関 農業構造改善センター     | 高原字関 357-1  |
| 2  | 下浦東 農業構造改善センター   | 浦庄字下浦 915   |
| 3  | 高畑東 農業構造改善センター   | 藍畑字高畑 436-5 |
| 4  | 重松 農業構造改善センター    | 石井字重松 235-4 |
| 5  | 大万 農業構造改善センター    | 浦庄字大万137-1  |
| 6  | 南島 農業構造改善センター    | 高川原字南島627   |
| 7  | 加茂野 農業構造改善センター   | 高川原字加茂野145  |
| 8  | 石井町竜王集会所         | 藍畑字竜王52-100 |
| 9  | 石井町上南集会所         | 浦庄字上浦632-7  |
| 10 | 石井町高畑西集会所        | 藍畑字高畑1155-1 |
| 11 | 石井町消防団石井分団第2部詰所  | 石井字石井958-12 |
| 12 | 石井町消防団石井分団第6部詰所  | 石井字石井2480-3 |
| 13 | 石井町消防団石井分団第7部詰所  | 石井字白鳥553    |
| 14 | 石井町消防団浦庄分団第1部詰所  | 浦庄字大万122-8  |
| 15 | 石井町消防団藍畑分団第7部詰所  | 藍畑字東覚円483-2 |
| 16 | 石井町消防団高川原分団第3部詰所 | 高川原字南島477地先 |
| 17 | 石井町消防団藍畑分団第5部詰所  | 藍畑字高畑1852-1 |
| 18 | 石井町消防団藍畑分団第6部詰所  | 藍畑字西覚円996-1 |
| 19 | 石井町消防団浦庄分団第2部詰所  | 浦庄字上浦649-1  |
| 20 | 石井町消防団浦庄分団第3部詰所  | 浦庄字諏訪943-8  |
| 21 | 石井町消防団藍畑分団第4部詰所  | 藍畑字第十123-1  |

## 福祉避難所

避難行動要支援者が介助等の必要な支援を受けるための避難施設

| 番号 | 避難所       | 所在地         | 電話(088)  |
|----|-----------|-------------|----------|
| 1  | 有誠園       | 石井字城ノ内 563  | 674-7200 |
| 2  | 青藍荘       | 高原字中須 8-1   | 674-1230 |
| 3  | れもん       | 石井字白鳥 73-1  | 674-1333 |
| 4  | グループホーム濃姫 | 石井字重松 208-1 | 679-7778 |
| 5  | 上総介       | 石井字重松 208-1 | 679-7777 |

## 5 指定緊急避難場所一覧表

| 番号 | 避難施設名                         | 緯度                   | 経度                     | 住所                    | 対応災害 |                   |    |            |          | 避難所区分 | 収容人数         | 連絡先              |
|----|-------------------------------|----------------------|------------------------|-----------------------|------|-------------------|----|------------|----------|-------|--------------|------------------|
|    |                               |                      |                        |                       | 洪水   | 崖崩れ<br>土石流<br>地滑り | 地震 | 大規模<br>な火事 | 内水<br>氾濫 |       |              |                  |
| 1  | 前山公園                          | 34度<br>3分<br>26.723秒 | 134度<br>26分<br>10.594秒 | 石井<br>字城ノ内<br>923     | ○    |                   | ○  | ○          | ○        | 2     | 7900<br>(屋外) | 088-675<br>-1300 |
| 2  | 石井中学校                         | 34度<br>4分<br>28.074秒 | 134度<br>26分<br>21.746秒 | 高川原<br>字高川原<br>125-1  | ○    | ○                 | ○  | ○          | ○        | 1・2   | 2600         | 088-674<br>-1344 |
| 3  | 高浦中学校                         | 34度<br>4分<br>34.964秒 | 134度<br>25分<br>14.686秒 | 浦庄<br>字国実<br>100      | ○    | ○                 | ○  | ○          | ○        | 1・2   | 1800         | 088-674<br>-1219 |
| 4  | 飯尾川公園                         | 34度<br>5分<br>29.00秒  | 134度<br>24分<br>50秒     | 高川原<br>字高川原<br>2115-3 |      | ○                 | ○  | ○          |          | 2     | 5200<br>(屋外) | 088-675<br>-2211 |
| 5  | 三郎広場                          | 34度<br>5分<br>3.48秒   | 134度<br>26分<br>47.202秒 | 藍畑<br>字西覚円            |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 2     | 2700<br>(屋外) | 088-674<br>-6171 |
| 6  | 石井小学校                         | 34度<br>3分<br>56.588秒 | 134度<br>26分<br>38.933秒 | 石井<br>字石井<br>1184-1   | ○    | ○                 | ○  | ○          | ○        | 1     | 1300         | 088-674<br>-0019 |
| 7  | 石井町保健<br>センター                 | 34度<br>4分<br>12.245秒 | 134度<br>26分<br>43.472秒 | 石井<br>字石井<br>380-11   | ○    | ○                 | ○  | ○          | ○        | 1     | 100          | 088-674<br>-0001 |
| 8  | 石井町<br>中央公民館                  | 34度<br>4分<br>4.627秒  | 134度<br>26分<br>47.551秒 | 石井<br>字石井<br>480-1    | ○    | ○                 | ○  | ○          | ○        | 1     | 500          | 088-674<br>-2002 |
| 9  | 公民館<br>石井分館                   | 34度<br>4分<br>8.4秒    | 134度<br>26分<br>36.182秒 | 石井<br>字石井<br>431-1    |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 1     | 100          | 088-674<br>-0109 |
| 10 | 前山公園<br>屋内運動場<br>(体育館)        | 34度<br>3分<br>28.242秒 | 134度<br>26分<br>6.716秒  | 石井<br>字城ノ内<br>923     | ○    |                   | ○  | ○          | ○        | 1     | 400          | 088-675<br>-1300 |
| 11 | 尼寺教育<br>センター                  | 34度<br>4分<br>8.177秒  | 134度<br>28分<br>2.647秒  | 石井<br>字尼寺<br>53-1     | ○    | ○                 | ○  | ○          | ○        | 1     | 50           | 088-642<br>-4332 |
| 12 | 名西高校                          | 34度<br>4分<br>21.295秒 | 134度<br>26分<br>26.344秒 | 石井<br>字石井<br>21-11    | ○    | ○                 | ○  | ○          | ○        | 1     | 800          | 088-674<br>-2151 |
| 13 | 徳島県<br>農林水産<br>総合技術支援<br>センター | 34度<br>3分<br>44.618秒 | 134度<br>26分<br>24.976秒 | 石井<br>字石井<br>1660     | ○    | ○                 | ○  | ○          | ○        | 1     | 700          | 088-674<br>-1660 |
| 14 | 石井町<br>地域防災交流<br>センター         | 34度<br>4分<br>15.827秒 | 134度<br>26分<br>47.602秒 | 石井<br>字石井<br>365-1    |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 1     | 100          | 088-675<br>-3345 |
| 15 | 浦庄小学校                         | 34度<br>3分<br>59.339秒 | 134度<br>24分<br>58.504秒 | 浦庄<br>字下浦<br>475-1    | ○    | ○                 | ○  | ○          | ○        | 1     | 700          | 088-674<br>-0142 |
| 16 | 公民館<br>浦庄分館                   | 34度<br>4分<br>1.409秒  | 134度<br>25分<br>11.96秒  | 浦庄<br>字下浦<br>602-1    | ○    | ○                 | ○  | ○          | ○        | 1     | 100          | 088-674<br>-0049 |

## 石井町 [資料編]

| 番号 | 避難施設名                 | 緯度                   | 経度                     | 住所                   | 対応災害 |                   |    |            |          | 避難所区分 | 収容人数 | 連絡先              |
|----|-----------------------|----------------------|------------------------|----------------------|------|-------------------|----|------------|----------|-------|------|------------------|
|    |                       |                      |                        |                      | 洪水   | 崖崩れ<br>土石流<br>地滑り | 地震 | 大規模<br>な火事 | 内水<br>氾濫 |       |      |                  |
| 17 | 高原小学校                 | 34度<br>5分<br>0.787秒  | 134度<br>25分<br>16.331秒 | 高原<br>字東高原<br>250-1  | ○    | ○                 | ○  | ○          | ○        | 1     | 900  | 088-674<br>-1204 |
| 18 | 公民館<br>高原分館           | 34度<br>5分<br>2.519秒  | 134度<br>25分<br>18.422秒 | 高原<br>字東高原<br>223-1  |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 1     | 90   | 088-674<br>-1207 |
| 19 | 藍畑小学校                 | 34度<br>5分<br>51.972秒 | 134度<br>26分<br>25.566秒 | 藍畑<br>字東覚円<br>670    | ○    | ○                 | ○  | ○          | ○        | 1     | 800  | 088-674<br>-1604 |
| 20 | 公民館<br>藍畑分館           | 34度<br>5分<br>54.22秒  | 134度<br>26分<br>22.35秒  | 藍畑<br>字東覚円<br>671-1  | ○    | ○                 | ○  | ○          | ○        | 1     | 100  | 088-674<br>-0052 |
| 21 | 高川原小学校                | 34度<br>4分<br>38.723秒 | 134度<br>26分<br>54.373秒 | 高川原<br>字高川原<br>1167  | ○    | ○                 | ○  | ○          | ○        | 1     | 1000 | 088-674<br>-0105 |
| 22 | 公民館<br>高川原分館          | 34度<br>4分<br>36.163秒 | 134度<br>26分<br>57.732秒 | 高川原<br>字高川原<br>1276  |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 1     | 100  | 088-674<br>-0044 |
| 23 | 高川原<br>福祉会館<br>・公会堂   | 34度<br>4分<br>25.478秒 | 134度<br>26分<br>43.48秒  | 高川原<br>字高川原<br>666-1 | ○    | ○                 | ○  | ○          | ○        | 1     | 200  | 088-674<br>-0403 |
| 24 | 関農業<br>構造改善<br>センター   | 34度<br>4分<br>50.329秒 | 134度<br>24分<br>13.05秒  | 高原<br>字関<br>357-1    |      | ○                 | ○  | ○          |          | 3     | 40   |                  |
| 25 | 下浦東農業<br>構造改善<br>センター | 34度<br>3分<br>45.99秒  | 134度<br>25分<br>20.68秒  | 浦庄<br>字下浦<br>915     | ○    |                   | ○  | ○          | ○        | 3     | 40   |                  |
| 26 | 高畑東農業<br>構造改善<br>センター | 34度<br>5分<br>33.655秒 | 134度<br>26分<br>49.873秒 | 藍畑<br>字高畑<br>436-5   |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 3     | 40   |                  |
| 27 | 重松農業<br>構造改善<br>センター  | 34度<br>4分<br>19.034秒 | 134度<br>26分<br>1.496秒  | 石井<br>字重松<br>235-4   |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 3     | 40   |                  |
| 28 | 大万農業<br>構造改善<br>センター  | 34度<br>4分<br>33.053秒 | 134度<br>25分<br>43.14秒  | 浦庄<br>字大万<br>137-1   |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 3     | 40   |                  |
| 29 | 南島農業<br>構造改善<br>センター  | 34度<br>4分<br>48.511秒 | 134度<br>25分<br>47.118秒 | 高川原<br>字南島<br>627    |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 3     | 40   |                  |
| 30 | 加茂野農業<br>構造改善<br>センター | 34度<br>5分<br>8.43秒   | 134度<br>27分<br>24.869秒 | 高川原<br>字加茂野<br>145   |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 3     | 40   |                  |
| 31 | 石井町<br>竜王集会所          | 34度<br>5分<br>36.586秒 | 134度<br>27分<br>7.081秒  | 藍畑<br>字竜王<br>52-100  |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 3     | 30   |                  |
| 32 | 石井町<br>上南集会所          | 34度<br>3分<br>57.326秒 | 134度<br>24分<br>16.15秒  | 浦庄<br>字上浦<br>632-7   |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 3     | 50   |                  |

石井町 [資料編]

| 番号 | 避難施設名                    | 緯度                      | 経度                        | 住所                   | 対応災害 |                   |    |            |          | 避難所区分 | 収容人数 | 連絡先 |
|----|--------------------------|-------------------------|---------------------------|----------------------|------|-------------------|----|------------|----------|-------|------|-----|
|    |                          |                         |                           |                      | 洪水   | 崖崩れ<br>土石流<br>地滑り | 地震 | 大規模<br>な火事 | 内水<br>氾濫 |       |      |     |
| 33 | 石井町<br>高畑西集会所            | 34 度<br>5 分<br>36.798 秒 | 134 度<br>26 分<br>16.804 秒 | 藍畑<br>字高畑<br>1155番地1 |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 3     | 40   |     |
| 34 | 石井町消防団<br>石井分団<br>第2部詰所  | 34 度<br>3 分<br>54.677 秒 | 134 度<br>26 分<br>58.333 秒 | 石井<br>字石井<br>958-12  | ○    | ○                 | ○  | ○          | ○        | 3     | 30   |     |
| 35 | 石井町消防団<br>石井分団<br>第6部詰所  | 34 度<br>4 分<br>1.038 秒  | 134 度<br>27 分<br>16.949 秒 | 石井<br>字石井<br>2480-3  | ○    | ○                 | ○  | ○          | ○        | 3     | 20   |     |
| 36 | 石井町消防団<br>石井分団<br>第7部詰所  | 34 度<br>4 分<br>3.698 秒  | 134 度<br>27 分<br>32.976 秒 | 石井<br>字白鳥<br>553     | ○    |                   | ○  | ○          | ○        | 3     | 30   |     |
| 37 | 石井町消防団<br>浦庄分団<br>第1部詰所  | 34 度<br>4 分<br>29.064 秒 | 134 度<br>25 分<br>48.119 秒 | 浦庄<br>字大万<br>122-8   |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 3     | 30   |     |
| 38 | 石井町消防団<br>藍畑分団<br>第7部詰所  | 34 度<br>5 分<br>45.103 秒 | 134 度<br>26 分<br>10.928 秒 | 藍畑<br>字東覚円<br>483-2  |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 3     | 70   |     |
| 39 | 石井町消防<br>団高川原分<br>団第3部詰所 | 34 度<br>4 分<br>18.559 秒 | 134 度<br>25 分<br>56.438 秒 | 高川原<br>字南島<br>477    |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 3     | 20   |     |
| 40 | 石井町消防団<br>藍畑分団<br>第5部詰所  | 34 度<br>5 分<br>54 秒     | 134 度<br>26 分<br>52 秒     | 藍畑<br>字高畑<br>1852-1  |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 3     | 40   |     |
| 41 | 石井町消防団<br>藍畑分団<br>第6部詰所  | 34 度<br>5 分<br>39 秒     | 134 度<br>25 分<br>11 秒     | 藍畑<br>字西覚円<br>996-1  |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 3     | 40   |     |
| 42 | 石井町消防団<br>浦庄分団<br>第2部詰所  | 34 度<br>3 分<br>58 秒     | 134 度<br>24 分<br>19 秒     | 浦庄<br>字上浦<br>649-1   |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 3     | 30   |     |
| 43 | 石井町消防団<br>浦庄分団<br>第3部詰所  | 34 度<br>4 分<br>24 秒     | 134 度<br>24 分<br>35 秒     | 浦庄<br>字諏訪<br>943-8   |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 3     | 40   |     |
| 44 | 石井町消防団<br>藍畑分団<br>第4部詰所  | 34 度<br>6 分<br>15.53 秒  | 134 度<br>27 分<br>23.45 秒  | 藍畑<br>字第十<br>123-1   |      | ○                 | ○  | ○          | ○        | 3     | 40   |     |

※避難所区分 1・・・指定避難所 2・・・広域避難場所 3・・・一時避難所

6 消防水利一覧表

平成29年4月1日

| 水利種別<br>地区名 | 消 火 栓              |             |              |                     |         | 私 設<br>消 火 栓 | 防 火 水 槽                 |                         | そ の 他 |     |      |   | 計        |
|-------------|--------------------|-------------|--------------|---------------------|---------|--------------|-------------------------|-------------------------|-------|-----|------|---|----------|
|             | 管 径<br>75mm<br>未 満 | 管 径<br>75mm | 管 径<br>100mm | 管 径<br>150mm<br>以 上 | 小 計     |              | 40m <sup>3</sup><br>未 満 | 40m <sup>3</sup><br>以 上 | 防 火 井 | 灌 井 | プ ール | 池 |          |
| 石井          |                    | 83          | 34           | 52                  | 169     | 1 (3)        | (2)                     | 4                       | 77    | 3   | (3)  | 6 | 260 (8)  |
| 浦庄          |                    | 24          | 15           | 32                  | 71      |              | (1)                     | 4                       | 71    | 6   | (2)  |   | 152 (3)  |
| 高原          | (1)                | 19          | 18           | 20                  | 57 (1)  |              |                         | 1                       | 109   | 3   | (1)  |   | 170 (2)  |
| 藍畑          |                    | 23          | 16           | 29                  | 68      |              | (1)                     | 3                       | 78    |     | (1)  |   | 149 (2)  |
| 高川原         | (1)                | 47          | 34           | 21                  | 102 (1) | 2            | (5)                     | 6                       | 106   | 2   | (2)  |   | 218 (8)  |
| 計           | (2)                | 196         | 117          | 154                 | 467 (2) | 3 (3)        | (9)                     | 18                      | 441   | 14  | (9)  | 6 | 949 (23) |

( ) 内は基準未満又は夏期のみ

## 石井町消防団組織

| 幹部 15 名 (団長 1 人・副団長 4 人・分団長 5 人・副分団長 5 人) |     |    |    | 5 分団            | 26 部 |
|---|-----|----|----|-----------------|------|
| 団   | 部   | 定数 | 実数 | 消防装備            |      |
| 石井分団                                      | ① 部 | 15 | 15 | 普通消防ポンプ自動車      |      |
|   | 2 部 | 10 | 10 | 小型動力ポンプ積載車 (普通) |      |
|   | ③ 部 | 15 | 15 | 普通消防ポンプ自動車      |      |
|   | 4 部 | 10 | 10 | 小型動力ポンプ積載車 (普通) |      |
|   | 6 部 | 10 | 10 | 小型動力ポンプ積載車 (軽四) |      |
|   | ⑦ 部 | 15 | 15 | 普通消防ポンプ自動車      |      |
|   | 9 部 | 10 | 10 | 小型動力ポンプ積載車 (軽四) |      |
| 浦庄分団                                      | ① 部 | 15 | 15 | 普通消防ポンプ自動車      |      |
|   | 2 部 | 10 | 10 | 小型動力ポンプ積載車 (普通) |      |
|   | 3 部 | 10 | 10 | 小型動力ポンプ積載車 (普通) |      |
|   | ④ 部 | 15 | 15 | 普通消防ポンプ自動車      |      |
|   | ⑤ 部 | 15 | 15 | 普通消防ポンプ自動車      |      |
| 高原分団                                      | ① 部 | 15 | 15 | 普通消防ポンプ自動車      |      |
|   | ② 部 | 15 | 15 | 普通消防ポンプ自動車      |      |
|   | ④ 部 | 15 | 15 | 普通消防ポンプ自動車      |      |
| 藍畑分団                                      | ① 部 | 15 | 15 | 普通消防ポンプ自動車      |      |
|   | 3 部 | 10 | 10 | 小型動力ポンプ積載車 (軽四) |      |
|   | 4 部 | 10 | 10 | 小型動力ポンプ積載車 (軽四) |      |
|   | 5 部 | 10 | 10 | 小型動力ポンプ積載車 (普通) |      |
|   | 6 部 | 10 | 10 | 小型動力ポンプ積載車 (軽四) |      |
|   | 7 部 | 10 | 10 | 小型動力ポンプ積載車 (軽四) |      |
| 高川原分団                                     | ① 部 | 15 | 15 | 普通消防ポンプ自動車      |      |
|   | ② 部 | 15 | 15 | 普通消防ポンプ自動車      |      |
|   | 3 部 | 10 | 10 | 小型動力ポンプ積載車 (普通) |      |
|   | 4 部 | 10 | 10 | 小型動力ポンプ積載車 (普通) |      |
|   | ⑤ 部 | 15 | 15 | 普通消防ポンプ自動車      |      |

定数 340 人 実員 340 人 ポンプ車 13 台 普通車 7 台 軽四 6 台 (計) 26 台

## 7 車両等現有一覧表

|               | 呼車名          | 登録番号              | 車種               | 種別        | 年式        | ポンプ形式                 | 級別  |
|---------------|--------------|-------------------|------------------|-----------|-----------|-----------------------|-----|
| 石井消防署         | 消防ポンプ自動車     | 徳島 800<br>さ 2314  | 三菱               | 普通        | 平成<br>13年 | GMいちはら                | A2級 |
|               | 水槽付消防ポンプ自動車  | 徳島 830<br>に 18    | 日野               | 普通        | 平成<br>28年 | GMいちはら                | A2級 |
|               | 救急車          | 徳島 880<br>さ 4258  | トヨタ              | 普通        | 平成<br>16年 |                       | 高規格 |
|               | 救急車          | 徳島 830<br>せ 2012  | トヨタ              | 普通        | 平成<br>24年 |                       | 高規格 |
|               | 指揮支援車        | 徳島 831<br>そ 119   | 日野               | 普通        | 平成<br>24年 |                       |     |
|               | 指揮車          | 徳島 800<br>さ 4653  | トヨタ              | 普通        | 平成<br>17年 |                       |     |
|               | 資器材搬送車       | 徳島 800<br>さ 300   | トヨタ              | 普通        | 平成<br>11年 | ダイナ<br>Wキャブ           |     |
|               | 救助工作車        | 徳島 830<br>つ 119   | 日野               | 大型        | 平成<br>13年 | GMいちはら                | II型 |
|               | 可搬ポンプ自動車     | 徳島 880<br>あ 867   | ダイハツ             | 軽自        | 平成<br>28年 | トーハツ B2級<br>ハイゼットカーゴ  |     |
|               | 救助艇          | 第 280-<br>12876 号 | ヤマハ              | 汽船        | 昭和<br>56年 | MERC20ELHPT<br>(船外機付) |     |
|               | 救助艇          | 第 280-<br>44110 号 | ZODIAC<br>YL310R | 汽船        | 平成<br>25年 | 船外機<br>マーキュリー(9.8PS)  |     |
|               | 救助艇          | 第 280-<br>43852 号 | AVON             | 汽船        | 平成<br>25年 | スズキ DF20A<br>20PS 船外機 |     |
|               | ボート<br>トレーラー | 徳島 800<br>る 297   | 日野               | 普通        | 平成<br>25年 | 被牽引車                  |     |
|               | 消防ポンプ<br>自動車 |                   | 日野               | 普通        | 平成<br>29年 | 長野ポンプ                 | A1級 |
| 救急普及啓発<br>広報車 |              | ニッサン              | 普通               | 平成<br>29年 |           |                       |     |

## 8 主な消防器材の配置状況

| 器具別  |        | 計             |     | 所属    |
|------|--------|---------------|-----|-------|
|      |        |               |     | 石井消防署 |
| 放水器具 | ホース    | 65 mm         | 141 | 77    |
|      |        | 50 mm         | 60  | 60    |
|      |        | 40 mm         | 55  | 40    |
|      |        | 計             | 256 | 177   |
|      |        | ラインプロポーションナー  | 1   | 1     |
|      |        | 簡易発泡器         | 4   | 3     |
|      |        | インパルス消火システム   | 1   | 1     |
|      |        | 泡プロパック        | 1   |       |
| 保安器具 |        | 空気呼吸器 (ボンベ除く) | 20  | 12    |
|      |        | 空気呼吸器用ボンベ     | 38  | 28    |
|      |        | 医療用酸素ボンベ      | 34  | 24    |
| 救助器具 |        | 救助用ボート        | 2   | 2     |
|      |        | ゴムボート         | 2   | 2     |
|      |        | 空気式救助マット      | 1   | 1     |
|      |        | 浮環            | 9   | 7     |
|      |        | 船外機           | 3   | 3     |
|      |        | マット型空気ジャッキ式   | 1   | 1     |
|      |        | 救命索発射銃        | 1   | 1     |
|      |        | エンジンカッター      | 3   | 2     |
|      |        | ポートパワー        |     |       |
|      |        | チルホール         | 4   | 3     |
|      |        | 油圧式救助器具       | 1   | 1     |
|      |        | 救助マット         | 1   | 1     |
|      |        | カギ付きはしご       | 4   | 3     |
|      |        | バスケットストレッチャー  | 4   | 2     |
|      |        | チェンソー         | 3   | 2     |
|      | ガス溶断器  | 1             | 1   |       |
| その他  |        | 投光器           | 13  | 7     |
|      |        | 発電機           | 11  | 8     |
|      |        | 充電器           | 3   | 1     |
|      |        | コンプレッサー       | 2   | 1     |
|      |        | 動力噴霧器         | 2   | 1     |
|      |        | 小型動力ポンプ       | 2   | 1     |
|      |        | ジェットシューター     | 5   | 5     |
|      |        | 人工蘇生訓練用人形     | 13  | 11    |
|      | ホース洗浄機 | 1             | 1   |       |

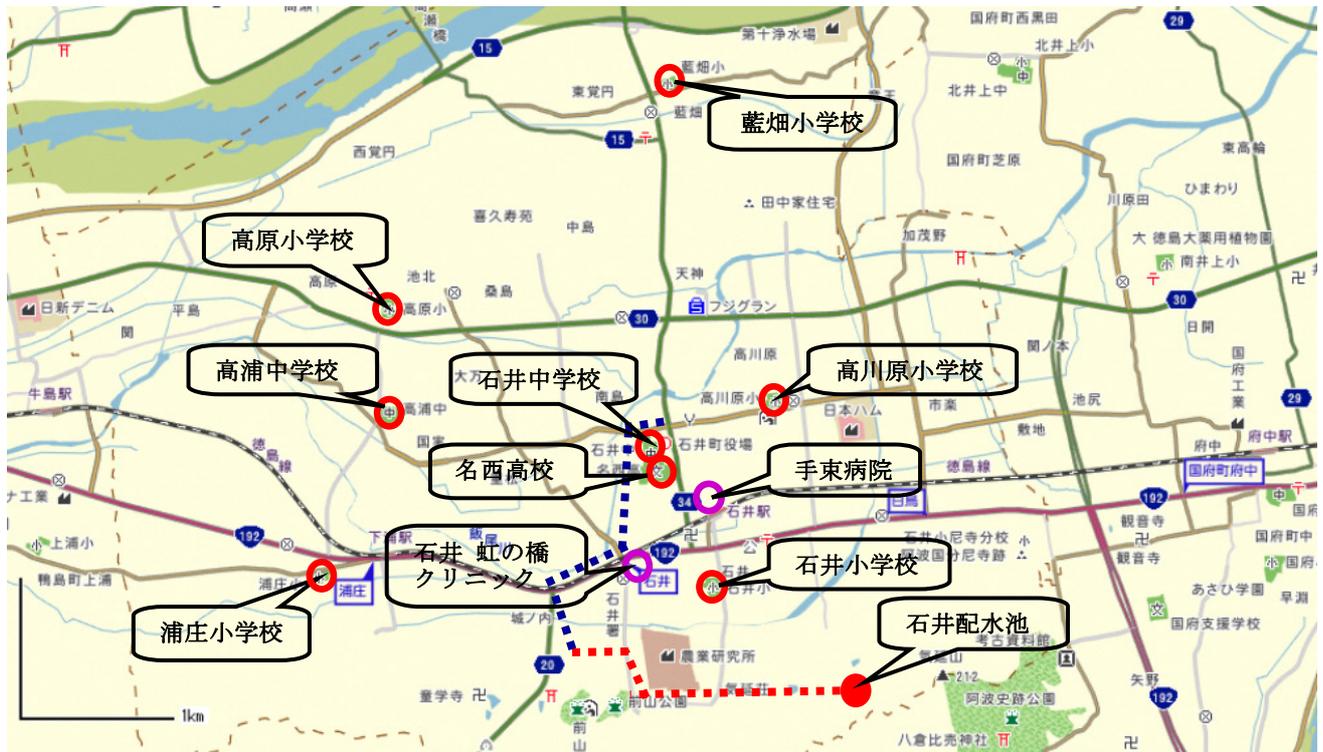
## 9 重要給水施設

地震などの災害時は、避難所や病院等の重要施設へ優先的に応急給水を実施する。  
本町では、下記の避難施設等を重要給水施設として定める。

※応急給水確保のために、配水池には緊急遮断弁を設置している。

|    | 施設名称            | 所在地     | 電話番号     |
|----|-----------------|---------|----------|
| 1  | 石井中学校           | 石井字石井   | 674-1344 |
| 2  | 高浦中学校           | 浦庄字国実   | 674-1219 |
| 3  | 名西高校            | 石井字石井   | 674-2151 |
| 4  | 石井小学校           | 石井字石井   | 674-0019 |
| 5  | 浦庄小学校           | 浦庄字下浦   | 674-0142 |
| 6  | 高原小学校           | 高原字東高原  | 674-1204 |
| 7  | 藍畑小学校           | 藍畑字東覚円  | 674-1604 |
| 8  | 高川原小学校          | 高川原字高川原 | 674-0105 |
| 9  | 石井 虹の橋<br>クリニック | 石井字石井   | 674-2311 |
| 10 | 手束病院            | 石井字石井   | 674-0024 |

### ◆重要給水施設位置図



Copyright (C) INCREMENT P CORP.

- 各小学校・中学校
- 病院
- 石井配水池
- φ 500
- φ 400
- 配水管本管
- ※石井配水池から 4.2km

## 10 避難行動要支援者（要配慮者）施設

| 番号 | 施設名                          | 所在         | 種別        | 電話番号<br>(088) |
|----|------------------------------|------------|-----------|---------------|
| 1  | 青藍荘                          | 中須 8-1     | 特別養護老人ホーム | 674-1230      |
| 2  | オブリガードハウス                    | 上浦 240-6   | ケアハウス     | 674-9988      |
| 3  | 仁誠天神                         | 天神 725-4   | 有料老人ホーム   | 675-2377      |
| 4  | 昭誠館天神                        | 天神 725-4   | ショートステイ   | 675-2355      |
| 5  | 喜久寿苑                         | 桑島 561-1   | 介護老人保健施設  | 674-7755      |
| 6  | 希の里                          | 東覚円 103-2  | 小規模多機能    | 615-8666      |
| 7  | ケアハウスまこと                     | 桑島 558-1   | ケアハウス     | 675-3177      |
| 8  | グループホームまことの家                 | 桑島 558-1   | グループホーム   | 675-3177      |
| 9  | グループホーム希                     | 石井 1994    | グループホーム   | 675-1036      |
| 10 | グループホームみま石井                  | 上浦 524-9   | グループホーム   | 674-0234      |
| 11 | グループホーム花乃苑石井                 | 東覚円 70-3   | グループホーム   | 674-0216      |
| 12 | 健生石井老健うぐいす                   | 高川原 2155   | 介護老人保健施設  | 675-3166      |
| 13 | グループホーム濃姫                    | 重松 208-1   | グループホーム   | 679-7778      |
| 14 | 仁寿園                          | 石井 1994    | 養護老人ホーム   | 675-1035      |
| 15 | 有誠園                          | 城ノ内 563    | 障がい者支援施設  | 674-7200      |
| 16 | れもんホーム                       | 白鳥 69-1    | グループホーム   | 675-2333      |
| 17 | 石井保育所<br>(平成 30 年 3 月末閉所)    | 石井 633-5   | 町立保育所     | 674-0349      |
| 18 | 浦庄保育所                        | 国実 115-1   | 町立保育所     | 674-6792      |
| 19 | 高原保育所                        | 西高原 214-1  | 町立保育所     | 674-3289      |
| 20 | 高川原保育所                       | 高川原 202-1  | 町立保育所     | 674-6849      |
| 21 | 光の子保育園                       | 石井 556-5   | 私立保育園     | 674-2530      |
| 22 | いしいキッズ                       | 高川原 313-9  | 私立保育園     | 674-7898      |
| 23 | 気延のもりの保育園<br>(平成 30 年 4 月開園) | 石井 2033-2  | 私立保育園     | 674-8355      |
| 24 | さくら認定こども園                    | 高川原 1254-1 | 私立認定こども園  | 675-0280      |